平成３０年度第１回　地域連携推進機構運営会議　議事次第

日　時：平成３０年４月２０日（金）　１３：００～１５：００
場　所：本部管理棟 ２階 第２会議室

【議題】 ＜審議事項＞	資料番号
１　地域連携推進機構非常勤講師の採用について	審議１
２　戦略的地域連携推進経費 公募要領について ・地域協働プロジェクト推進経費 ・地域志向活動トライアル経費	審議２
３　戦略的地域連携推進経費「地域連携支援体制構築強化経費」の執行計画（案）について	審議３
４　沖縄産学官協働人財育成円卓会議ワーキンググループ設置要項の一部改正について	審議４
５　産学連携知的財産アドバイザーの派遣に関する協定書締結について	審議５
６　ＲＣＣ事業における機関決定について	審議６
７　各自治体（宜野湾市，西原町，中城村）と琉球大学及び名桜大学による 地域における雇用創出・若者定着に係る協定書締結について	審議７
８　その他	
＜報告事項＞	
１　ＩＣＴ機器を活用した遠隔授業による教育効果等検証委員会報告書について	報告１ （机上配布）
２　イノベーション創出人材育成事業採択について	報告２
３　平成３０年度沖縄県「成長分野リーディングプロジェクト創出事業研究委託業務 （沖縄の有用生物資源を活用したヒト介入試験モデルの構築）」の継続決定について	（資料なし）
４　平成３０年度公開講座計画書の修正について	報告４
５　第９８回琉大２１世紀フォーラムの開催について	報告５
６　各室・部門の当面の活動予定（主要事項）について	報告６
７　その他	

※参考資料
- 地域連携推進機構運営会議 委員名簿（平成３０年４月１日時点）（参考資料１）
- 平成３０年度 第１回 地域連携推進機構運営会議 座席表（参考資料２）

※今後の日程
- 第２回 … ５月２４日（木）　１３：３０～１５：３０　於：本部管理棟 ４階 第１会議室
- 第３回 … ６月１５日（金）　１３：００～１５：００　於：本部管理棟 ２階 第２会議室
- 第４回 … ７月２６日（木）　１３：３０～１５：３０　於：本部管理棟 ２階 第２会議室
- 第５回 … ９月２１日（金）　１３：００～１５：００　於：本部管理棟 ２階 第２会議室

平成２９年度第１４回 地域連携推進機構運営会議 議事要旨

日　時: 平成３０年３月２３日（金）　１０：００～１２：００
場　所: 本部管理棟 ２階 第２会議室
出席者: 須加原 一博（議長（機構長）），屋 宏典（副機構長 兼 産学官連携部門長），背戸 博史（地域連携企画室長），玉城 理（産学官連携部門 専任教員），島袋 亮道（地域連携企画室 特命教員），下地 みさ子（産学官連携部門 特命教員），空閑 睦子（生涯学習推進部門 特命教員），糸数 温子（生涯学習推進部門 特命教員），新川 武（産学官連携部門 併任教員），新田 早苗（総合企画戦略部長），金城 邦夫（総合企画戦略部 地域連携推進課長）
欠席者: 遠藤 光男（生涯学習推進部門長），柴田 聡史（生涯学習推進部門 専任教員），小島 肇（地域連携企画室 特命教員），宮里 大八（地域連携企画室 特命教員），瀬名波 出（産学官連携部門 併任教員）
陪席者: 嘉目 克彦（監事），下地 孝之（総合企画戦略部 地域連携推進課 課長代理），大城 光雄（総合企画戦略部 地域連携推進課 地域連携推進係長），與儀 あゆみ（総合企画戦略部 地域連携推進課 産学連携推進係長），菅野 達之（総合企画戦略部 地域連携推進課 課員），仲嶺 天展（総合企画戦略部 地域連携推進課 地域連携推進係員），天願 翔太（総合企画戦略部 地域連携推進課 産学連携推進係員）

※審議に先立ち，３月２日開催の平成２９年度第１３回運営会議の議事要旨案について確認があり，了承された。

＜審議事項＞
議長から，次の６つの事項について機構の今後の対応について審議を行う旨提案があり，各担当から説明の上，審議を行った。

1. 平成３０年度戦略的重点配分経費配分方針（戦略的地域連携推進経費）について
須加原議長及び金城課長から，資料（審議１）に基づき配分方針について説明があった。
審議の結果，原案どおり了承され，公募要領について，「地域協働プロジェクト推進経費」は地域連携企画室，「地域志向活動トライアル経費」は生涯学習推進部門にそれぞれ一任することとした。

2. 平成３０年度非常勤講師（コーディネーター）の委嘱について
屋部門長から，資料（審議２）に基づき委嘱について説明があった。
審議の結果，原案どおり了承された。

3. イノベーション創出人材育成事業コンソーシアム協定締結について
屋部門長から，資料（審議３）に基づき協定の締結について説明があった。
審議の結果，原案どおり了承された。

4.　公開講座運営に係る実施方針について

背戸教授から，資料（審議４）に基づき規程の改正について説明があった。主な意見は以下のとおり。

・　新たに施行される公開講座規程において，「全学的に実施する（＝地域連携推進機構で取りまとめる）公開講座」と「部局独自で実施する公開講座」とを明確に分けて体系整理をすることができたが，「琉球大学公開講座実施方針」という名称だと，どちらを対象にしているのかが不明確であるため，「全学的な公開講座に関する実施方針」など分かりやすい名称にする必要がある。（新田部長）

・　従来の実施方針から変更した大きな点は，「琉球大学公開講座」という名称の取扱いについて言及している箇所である。部局独自で開設する公開講座において同名称を使用しても差し支えない考えだが，品質管理・リスク管理の観点から，部局でも同名称に相応しい内容かどうかを考慮する上で，部局における実施方針を策定してもらう必要がある。（背戸教授）

・　グローバル教育支援機構においても高大連携関連での講座があるので，地域連携推進機構で所掌する公開講座との棲み分けを整理するなど，縦割りではなく適宜調整の上，進めていただきたい。大学としてのガバナンス上，地域連携推進機構が公開講座に関する情報を集約・把握し，ある程度コントロールをすることは必要であると思われる。（嘉目監事）

・　ひとまずこの形で策定して運用しながら，名称の取扱い方などを含めて今後適宜見直していく，ということとしたい。（須加原議長）

審議の結果，原案どおり了承された。

5.　平成３０年度公開講座の受講料設定について

背戸教授から，資料（審議５）に基づき受講料の設定について説明があった。

審議の結果，原案どおり了承された。

6.　公開講座に関する規程制定等について

背戸教授から，資料（審議６）に基づき規程の制定について説明があった。

審議の結果，原案どおり了承された。

＜報告事項＞

議長から，次の６つの事項について機構の現状の認識と情報の共有を図るため，各担当から報告を行うよう発言があった。

1.　平成３０年度年度計画予算案について

金城課長から，資料（報告１）に基づき予算案について報告があった。

2.　地域貢献型大学としてのブランド確立に向けた地域貢献事業循環型モデルに関する具体的方策等について（最終答申）

須加原議長及び背戸室長から，資料（報告２）に基づき最終答申について報告があった。

3.　平成２９年度公開講座実施報告について

4.　平成２９年度公開授業実施報告について

背戸教授から，資料（報告３，報告４）に基づき今年度の実施状況について報告があった。

5.　平成２９年度琉大コミュニティキャンパス（ＲＣＣ）事業 成果報告会について

金城課長から，資料（報告５）に基づき報告会について報告があった。

6.　各室・部門の当面の活動予定（主要事項）について

各室・部門から，資料（報告６）に基づきそれぞれ報告があった。

【審議１】
平成３０年４月１２日
ＲＣＣ会議　承認

平成３０年４月１９日

非常勤講師の採用について（資格審査等）

１．非常勤講師採用予定者

琉大特色・地域創生特別講義Ⅳ「沖縄美ら島地域資源活用論」

・沖縄美ら島財団 総合研究センター 統括　　野中（のなか）　正法（まさのり）　（担当変更）

琉大特色・地域創生特別講義Ⅲ「地域創生のための地域商品開発入門」

・独立行政法人 中小企業基盤整備機構 沖縄事務所（地域活性化支援ＡＤ）
池村（いけむら）　博隆（ひろたか）　（新規）

２．採用理由

平成２７年度から実施しているＣＯＣ＋「新たな地域社会を創造する『未来叶い(ミライカナイ』プロジェクト」において、学生の地域志向の向上に向けて事業協働機関による寄附講座の開講を目標とし数値目標を掲げている。目標値は平成３１年度までの事業期間中に琉球大学において３講座開講することとしている。

これまでに共通教育等科目（琉大特色・地域創生特別科目）において、琉大特色・地域創生特別講義Ⅰ「地域創生のためのデジタルマーケティング入門」（沖縄銀行、グーグル、サイバーエージェント、シーエー・アドバンス、アイウェイズコンサルティングの提供により、平成２８年度後学期、平成２９年度からは前学期に開講）、琉大特色・地域創生特別講義Ⅳ「沖縄美ら島地域資源活用論」（一般財団法人沖縄美ら島財団の提供により、平成２９年度から前学期に開講）、琉大特色・地域創生特別講義Ⅵ「地域創生のためのデジタルマーケティング実践」（沖縄銀行、グーグル、サイバーエージェント、シーエー・アドバンス、アイウェイズコンサルティングの提供により、平成２９年度から後学期に開講）、琉大特色・地域創生特別講義Ⅶ「沖縄の航空事業と地域振興」（日本トランスオーシャン航空株式会社の提供により、平成２９年度後学期、平成３０年度からは前学期に開講）を開講している。

「沖縄美ら島地域資源活用論」においては、担当職員の異動に伴い、採用する非常勤職員の変更が生じた。

また、正課外実践教育プログラム等でニーズの高い、商品開発については、合宿期間中の学修だけでは理解が深まらないことが課題となっていたため、商品開発についての講義を、平成３０年度前学期から、琉大特色・地域創生特別講義Ⅲ「地域創生のための地域商品開発入門」として開講することとした。本講義の実施にあたっては沖縄における商品開発について精通している方にコーディネートして頂く必要があることから、今般、非常勤講師として採用するものである。

非常勤講師採用手続きについて（人事課資料等より作成）

１．採用計画について

非常勤講師を採用する場合には，予め予定者の内諾を得た上で、学部代議会等で承認された非常勤講師採用計画書を作成し，人事課任用係あて提出すること。また，本学で新規に非常勤講師として採用される者については，必ず略歴書等を採用計画書と併せて提出すること。

２．資格基準及び資格審査について

非常勤講師の資格については，国立大学法人琉球大学非常勤講師人事規程（平成２８年３月２８日制定）により，国立大学法人琉球大学教員選考基準を準用する。

ただし、以下に該当する者は「資格審査を省略できる者」として資格審査を省略することができる。

（「国立大学法人琉球大学非常勤講師の雇用に関する申し合わせ」より）

① 本学で非常勤講師として雇用された経歴のある者

② 大学で専任講師以上の職にある者又はその職にあった者

３．採用申請書について

非常勤講師の採用手続きには，採用申請書（別紙２）が必要となるので，講義を担当する者についてはその全員分の採用申請書を学科長等から学生部教務課教務第一係へ提出すること。

４．共通教育等担当の非常勤講師について

共通教育等担当の非常勤講師を採用する場合には，グローバル教育支援機構から依頼のある「非常勤講師採用計画（共通教育等科目）」を作成し，グローバル教育支援機構が共通教育等担当の非常勤講師の採用手続きを一括して行う。なお、共通教育等担当の非常勤講師の採用手続きにも，採用申請書（別紙２）が必要となるので，講義を担当する者についてはその全員分の採用申請書を学科長等から学生部教務課教務第一係へ提出すること。

琉球大学教授会等通則

（組織）

第２条　教授会等は，当該教授会等が置かれる組織の専任の教授をもって組織する。

２ 教授会等の組織には，当該教授会等を置く組織の専任の准教授，講師及び助教を加えることができる。

３ 教授会等が特に必要があると認めるときは，当該教授会等の議を経て，前２項に定めるもの以外の本学の専任教員を構成員に加えることができる。

（審議事項等）

第３条教授会等は，次に掲げる事項について審議し，学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学，卒業及び課程の修了に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか，教育研究に関する重要な事項で，教授会等の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

２ 教授会等は，前項に規定するもののほか，学長及び学部等の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる事項について審議し，及び学長等の求めに応じ，意見を述べることができる。

（代議員会等）

第６条　教授会等は，その定めるところにより，教授会等に属する構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会，専門委員会等（以下「代議会等」という。）を置くことができる。

２ 教授会等は，その定めるところにより，代議会等の審議をもって，教授会等の審議とすることができる。

３ 代議会等に関し必要な事項は，教授会等が別に定める。

（教授会等に準ずる組織）

第７条　教授会等を置かない学内共同教育研究施設等で，専任教員を置くものにあっては，当該施設等の長及び当該関係教員等で構成される<u>運営委員会等を教授会等とみなす</u>。

国立大学法人琉球大学非常勤講師人事規程（千原事業場）

（定義）

第２条　この規程において「部局等」とは，学部（附属施設及び附属学校を含む。），大学院研究科，グローバル教育支援機構，**地域連携推進機構**，熱帯生物圏研究センター及び学内共同教育研究施設をいう。

２　この規程において「**部局等の長**」とは，前項に規定する部局等の長をいう。

（職務内容）

第４条　**講師は，専攻分野に係る教授又は研究に従事する。**

２　講師（カウンセラー）は，本学学生，生徒又は児童のもつ悩みや不安などの心理的問題について話し合い，解決のための援助・助言を行う。

３　講師（コーディネーター）は，本学教員が行っている研究と産業界・行政の研究ニーズを結びつけるための活動を行う。

（選考等）

第５条　**講師は，部局等の長が，次条に定める事項により選考する。**

２　講師（カウンセラー）は，臨床心理士などの資格を有する者のうちから保健管理センター所長が選考する。

３　講師（コーディネーター）は，産業界や公的な研究施設の研究ニーズを熟知している者のうちから地域連携推進機構長が選考する。

第６条　**講師の選考に当たっては，国立大学法人琉球大学教員選考基準第４条を準用する**ものとする。

２　**本学において講師となる者については，原則として資格審査を行う**ものとするが，以下に掲げる者については，資格審査を省略することができる。

(1) 本学において非常勤講師（講師（カウンセラー）及び講師（コーディネーター）を除く。）として雇用された経歴のある者

(2) 大学で専任講師以上の職にある者又はその職にあった者

（採用手続等）

第７条　医学部以外の学部，大学院法務研究科，大学院教育学研究科（専門職学位課程に限る。）及び**グローバル教育支援機構（共通教育運営部門に限る。）の非常勤講師の採用計画書の作成及びその手続きについては，年度ごとに定める「非常勤講師採用手続きについて」による**ものとする。

２　**学長は，**医学部以外の学部，大学院法務研究科，大学院教育学研究科（専門職学位課程に限る。）及び**グローバル教育支援機構（共通教育運営部門に限る。）から提**

出された非常勤講師採用申請書に基づき次に掲げる書類の提出を依頼し，当該書類の提出を受けて，採用する。

(1) 略歴書

(2) 承諾書

(3) 在留カードの写し（外国籍の場合に限る。）

3 医学部，大学院医学研究科，医学部附属病院，保健管理センター，熱帯生物圏研究センター，学内共同教育研究施設，グローバル教育支援機構（国際教育支援部門に限る。）及び地域連携推進機構の非常勤講師の採用にあっては，人事異動上申書に，次の書類を添付して発令予定日の２週間前までに学長へ上申するものとし，学長は，この上申を受けて当該非常勤講師を採用する。

(1) 略歴書

(2) 承諾書

(3) 国立大学法人琉球大学非常勤講師給与算定調書（医学部，医学部附属病院に限る。）

(4) 在留カードの写し（外国籍の場合に限る。）

国立大学法人琉球大学教員選考基準（千原事業場）

〔平成１６年４月　１日
制　　定〕

第１条　国立大学法人琉球大学教員就業規程（以下「規程」という。）第４条第１項の規定に基づき、琉球大学の教授、准教授、講師、助教及び助手の選考は、研究及び教育に関する業績、社会貢献、国際連携及び大学等の管理運営に関する実績等を総合的に評価して、この基準により行う。

第２条　教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
(3) 学位規則（昭和２８年文部省令第９号）第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
(4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
(5) 芸術、体育等については、特殊の技能に秀でていると認められる者
(6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

第３条　准教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

(1) 前条各号のいずれかに該当する者
(2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
(3) 修士の学位又は学位規則第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
(4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

第４条　講師の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

(1) 第２条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
(2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

第４条の２　助教の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当すにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

(1) 第２条各号又は第３条各号のいずれかに該当する者
(2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了し

た者については、学士の学位）又は学位規則第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

第５条　助手の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。
(1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
(2) 前号の者に準ずる能力があると認められる者

第６条　教員の選考にあたっては、原則として公募により行うものとする。

附　則
この基準は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則（平成１９年３月２７日）
１　この基準は、平成１９年４月１日から施行する。
２　この基準の改正後の規定の適用については、この基準施行前における助教授としての経　歴は、准教授としての経歴とみなす。
３　琉球大学教員選考内規（昭和 55 年 7 月 2 日制定）は、廃止する。
附　則（平成２７年３月４日）
この基準は、平成２７年４月１日から施行する。

科目番号			
琉94			
開講年度	開講学期	曜日時限	開講学部等
2018	前学期	木4	共通教育等科目琉大特色・地域創生科目
講義コード	科目名[英文名]		単位数
101277001	琉大特色・地域創生特別講義Ⅳ （沖縄美ら島地域資源活用論）		2
担当教員[ローマ字表記]			
小島　肇　[kojima hajime], 未定			

授業の形態

講義

アクティブラーニング

学生が議論する、学生が自身の考えを発表する

授業内容と方法

　沖縄の美しい自然や固有の歴史・文化は沖縄に住む人々の誇りであるとともに、沖縄観光の大きな魅力となっています。沖縄美ら島財団では、沖縄の動植物や文化について理解を深めるため、40年間にわたり調査研究や技術開発を行ってきました。その成果を活かした「海洋博公園」、「沖縄美ら海水族館」、「首里城」などの管理運営により、観光客の高い満足度と人気を支えています。
　本授業では、沖縄美ら島財団の職員が財団の事業や調査研究結果について毎回テーマごとに講義し、沖縄が有する魅力についての理解を深めるとともに、それらの魅力をこれからの地域づくりにどのように活かしていくかを検討してレポートにまとめ、それらを受講者同士で意見交換することで理解を深めます。
　なお、本授業は本学が文部科学省「地（知）の拠点大学における地方創生推進事業（COC+)」として採択された「新たな地域社会を創造する未来叶い（ミライカナイ）プロジェクト」の一環として、地方創生・地域の活性化を担う人材の育成をめざして実施するもので、一般財団法人沖縄美ら島財団による寄附講義として実施します。
※本授業は「地域創生副専攻」の＜地域創生理解＞科目となっています。

URGCC学習教育目標

地域・国際性、問題解決力、専門性

達成目標

・事例を通じて沖縄がもつ魅力について理解し、関心を持つ。[地域・国際性]
・事例を通じて沖縄の地域特性について基礎的な知識を得ることができる。[地域・国際性][専門性]
・沖縄がもつ魅力をこれからの地域づくりにつなげるための課題を発見し、課題解決に向けて主体的に考え、提案することができる。[問題解決力]

評価基準と評価方法

毎回の授業において内容確認のために作成する受講レポート（４点×15回：60点）
期末テスト（40点）
※ただし、５回以上欠席した者には単位は与えない。
※重大な理由によりやむをえず欠席する場合は、別途に課す課題を提出することによって出席代替の措置を取るので、必ず欠席届を提出すること。

履修条件

文系・理系を問わず、全学部全学科の学生に履修可能な内容とする。（学年も問わない）

授業計画

第１回（4/12）：オリエンテーション及び財団の事業概要
第２回（4/19）：沖縄近海の生物１　　沖縄の鯨類（ザトウクジラ）

第３回（4/26）：沖縄近海の生物２　　水族館での飼育と健康管理
第４回（5/10）：沖縄近海の生物３　　沖縄近海の魚類・甲殻類
第５回（5/17）：沖縄近海の生物４　　サメ・エイ類の繁殖
第６回（5/24）：沖縄の植物１　　沖縄の植物を取り巻く自然環境、山地から低地の植物
第７回（5/31）：沖縄の植物２　　浜辺から人里の植物
第８回（6/ 7）：沖縄の植物３　　絶滅危惧植物を利用した新品種開発プロジェクト
第９回（6/14）：文化の継承１　　琉球王国のデザイン（文化財の収集事業を基に）
第10回（6/21）：文化の継承２　　琉球文化の復興（首里城の漆塗装、漆芸職人の育成）
第11回（6/28）：文化の継承３　　琉球王国の歴史とその背景
第12回（7/ 5）：公園の社会的機能と戦略１　海洋博公園・美ら海水族館の広報戦略
第13回（7/12）：公園の社会的機能と戦略２　首里城公園再現催事の歴史考証
第14回（7/19）：公園の社会的機能と戦略３　公園や水族館が担う社会的機能と役割
第15回（7/26）：まとめ
期末テスト（8/2）

事前学習

各回のテーマについて、各自で予習をしておくこと。
また、時間に余裕のあるときに、講義で取り上げる施設を訪問しておくと理解が深まるため望ましい。

事後学習

各回のテーマについて、講義資料等を参考に各自で復習をすること。

教科書にかかわる情報

教科書全体備考

無

参考書にかかわる情報

参考書全体備考

参考文献等を適宜紹介する。

使用言語

日本語

メッセージ

・沖縄美ら島財団が管理運営を行っている施設等については財団HPで確認しておくこと。
・本授業は、本学が文部科学省「地（知）の拠点大学における地方創生推進事業（COC+）」として採択された「新たな地域社会を創造する未来叶い（ミライカナイ）プロジェクト」の一環として、地方創生・地域の活性化を担う人材の育成をめざして実施するものです。
・本授業は、学内の教職員に対しても公開する形で実施する。
※本授業は「地域創生副専攻」の＜地域創生理解＞科目となっています。

オフィスアワー

小島：火曜、水曜及び木曜の第５時限（訪問前にメールで事前連絡すること。場所：地域国際学習センター305室）

メールアドレス

地域連携推進機構　小島　kojima@lab.u-ryukyu.ac.jp

略歴書
（当日資料にのみ掲載）

科目番号			
琉93			
開講年度	開講学期	曜日時限	開講学部等
2018	前学期	火4	共通教育等科目琉大特色・地域創生科目
講義コード	科目名[英文名]		単位数
101276001	琉大特色・地域創生特別講義Ⅲ　（地域創生のための地域商品開発入門）		2
担当教員[ローマ字表記]			
小島　肇　[kojima hajime], 未定, 空閑　睦子　[Mutsuko Kuga]			

授業の形態

講義

アクティブラーニング

学生が議論する、学生が自身の考えを発表する

授業内容と方法

　地域創生をめざした取組みにおいては、地域の特色を活かした商品開発や６次産業化、しごと創りへの期待が高い。本授業では、地域志向型の商品開発プロジェクトに必要な流れを、分野ごとや開発段階ごとに学ぶ。分野別事例研究では、一つのテーマにつき座学による講義とグループワーク、各グループからの発表を２回の講義にわたって行う。
　なお、本授業は本学が文部科学省「地（知）の拠点大学における地方創生推進事業（COC+）」として採択された「新たな地域社会を創造する未来叶い（ミライカナイ）プロジェクト」の一環として、地方創生・地域の活性化を担う人材の育成をめざして実施するものです。
※本授業は「地域創生副専攻」の＜地域創生理解＞科目となっています。

URGCC学習教育目標

社会性、地域・国際性、コミュニケーション・スキル、問題解決力

達成目標

・地域社会における現在の状況や課題について理解している。[地域・国際性]
・地域社会が有する地域資源について理解している。[地域・国際性]
・地域社会において、地域志向型プロジェクトを計画することができる。[自律性][社会性][コミュニケーション・スキル][問題解決力]
・地域社会において、地域志向型プロジェクトを効果的に実施することができる。[社会性][コミュニケーション・スキル][問題解決力]
・地域社会において実施した地域志向型プロジェクトの成果を評価することができる。[自律性]

評価基準と評価方法

各テーマで実施するグループワークにおいて、グループ毎に討議レポートを作成し、これを評価する。
討議レポート（80%）と期末テスト（20%）の合計100点満点で評価する。
※ただし、５回以上欠席した者には単位は与えない。
※重大な理由によりやむをえず欠席する場合は、別途に課す課題を提出することによって出席代替の措置を取るので、必ず欠席届を提出すること。

履修条件

文系・理系を問わず、全学部全学科の学生に履修可能な内容とする。（学年も問わない）

授業計画

1. オリエンテーション、講義概論
2. 商品開発の進め方、意義
3. 沖縄関連商品の販売動向
4-5. 分野別事例研究①お菓子
6-7. 分野別事例研究②料理

8-9. 分野別事例研究③お土産
10-11. 分野別事例研究④体験商品
12-13. 分野別事例研究⑤デザイン、表示
14-15. 分野別事例研究⑥販売・流通
期末テスト

事前学習

各回のテーマについて、各自で予習をしておくこと。

事後学習

各回のテーマについて、講義資料等を参考に各自で復習をすること。

教科書にかかわる情報

教科書全体備考

無

参考書にかかわる情報

参考書全体備考

参考文献等を適宜紹介する。

使用言語

日本語

メッセージ

・本授業は、本学が文部科学省「地（知）の拠点大学における地方創生推進事業（COC+）」として採択された「新たな地域社会を創造する未来叶い（ミライカナイ）プロジェクト」の一環として、地方創生・地域の活性化を担う人材の育成をめざして実施するものです。
・COC+では沖縄県内の自治体と連携し、地域課題を演習テーマとした授業や正課外の実習を夏期や春期の休暇期間に実施しています。今年度も石垣市、久米島町等で商品開発に取り組む実習を予定しているため、多くの学生が本授業を受講し、その実践の場として実習に参加することを期待しています。実習の詳細は講義においても案内します。
※本授業は「地域創生副専攻」の＜地域創生理解＞科目となっています。

オフィスアワー

小島：火曜、水曜及び木曜の第５時限（訪問前にメールで事前連絡すること。場所：地域国際学習センター305室）

メールアドレス

地域連携推進機構　小島　kojima@lab.u-ryukyu.ac.jp

URL

新たな地域社会を創造する未来叶い（ミライカナイ）プロジェクト
http://ryudaicoc.jim.u-ryukyu.ac.jp/cocplus/
その他、必要に応じて紹介する。

略歴書
（当日資料にのみ掲載）

【審議２－１】
平成３０年４月１８日
地域連携企画室会議 承認

平成３０年度戦略的重点配分経費配分方針

（H30.3.13 企画経営戦略会議（協議）
H30.3.27 役員会（承認））

１．経費の目的及び基本的な考え方

本学の強み・特色を発揮し、学長のリーダーシップの下、本学のビジョンに基づいた改革を迅速に実現するための基幹的な経費とする。
配分にあたっては、「第3期中期目標期間における重点的取組」を推進するための取組（事業）を中心に経費を配分する。

２．配分カテゴリー

※カテゴリー毎の配分規模は目安であり採択状況により増減することがある。

カテゴリー及び要旨	区分	配分規模	申請要件	申請責任者	配分方法等
Ⅰ 戦略的教育推進経費（7,250万円 ）					
（１－１）教育等プロジェクト推進経費(3,000万円) 本学中期計画に掲げる教育・学生支援等への戦略的かつ重点的取組について、下記①～④のプロジェクトを対象とする。 ① 社会的要請の強い分野の教育改革・整備を図るために積極的に取り組む経費 ② 主体的かつ協働的な学びを提供する、アクティブ・ラーニング、ICT教育等に取り組む経費 ③ 外国語による授業の拡充、国内外の機関との連携、クォーター科目を利用した留学の環境整備等、大学の国際化を推進する経費 ④ 学生の学修環境、生活、就職の支援に取り組む経費	公募	１プロジェクト当り A区分（教育改革経費） ２００万円～５００万円 B区分（教育改善経費） ２００万円未満	・本学の強み・特色を発揮すべく、重点的に推進すべきプロジェクト内容とすること。 ・対象外：１）設備等の整備を主たる目的としたもの ２）経常的業務の補完を主たる目的としたもの ３）外部資金事業と混同するもの	A区分 各学部及び各研究科の長 B区分 各学部、各研究科、総合情報処理センター、博物館（風樹館）及び附属図書館の長	別途定める評価基準に基づいてグローバル教育支援機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（１－２）老朽化等教育用設備更新経費（2,000万円） ① 学部、学科又は附属学校において、学生、児童又は生徒が使用する老朽化・陳腐化が著しい基盤的教育設備の更新 ② 附属図書館，総合情報処理センター等の共同利用施設において、老朽化・陳腐が著しい設備の更新 ③ 法令上必要な設備の更新	公募	１件当り ２００万円～１，０００万円	・各部局等における更新の優先度により精選し、申請件数については上位3件までとする。	各学部、各研究科、総合情報処理センター、博物館（風樹館）及び附属図書館の長	別途定める評価基準に基づいてグローバル教育支援機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（１－３）教育・学生支援体制整備費（2,250万円） 全学的な教育･学生支援体制の運営に必要な経費。 （機能強化経費における戦略１実施経費を含む）	非公募				グローバル教育支援機構等で原案を作成し，役員会において審議の上、決定する。
Ⅱ 戦略的研究推進経費（8,600万円 ）					
（２－１）研究プロジェクト推進経費(戦略的研究推進経費）（3,200万円） **○戦略プロジェクト研究** 本学を特徴づける研究領域１～３のいずれかにおいて、部局の枠にとらわれず研究力を格段に高めようとする研究プロジェクトを重点的に支援。実施期間は単年度と３年の２種とする。 研究領域１）島嶼，琉球・沖縄，国際多文化・平和共生 研究領域２）熱帯・亜熱帯，海洋，サンゴ礁，島嶼生物多様性，島嶼防災 研究領域３）健康長寿，長寿社会の復活 **○萌芽研究** 萌芽的・準備的な研究プロジェクトで、部局の枠にとらわれず研究力を格段に高めようとする研究プロジェクト立ち上げを準備するもの。単年度で終了すること。	公募	１プロジェクト当り ○戦略プロジェクト研究 ５００万円～１，０００万円／年 ○萌芽研究 １００万円～２００万円	・本学の強み・特色を発揮すべく、重点的に推進すべきプロジェクト内容とすること。 ・対象外：設備等の整備を主たる目的としたもの	研究実施責任者：研究代表者 研究総括責任者：部局等の長	別途定める評価基準に基づいて研究推進機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（２－２）若手・女性・外国人研究者支援経費（1,400万円） 本学が掲げる教育研究の質の向上を図るために、中長期的展望に立った若手・女性・外国人研究者の育成を支援するもの。将来有望な研究者による先進的、独創的な研究課題を支援し、その実績を基に科研費等の獲得・自立に繋げるための経費。	公募	１件当り１２０万円を上限	・若手・女性・外国人研究者の優れた研究を支援する。 ・対象外：平成29年度科研費等を獲得した研究課題	研究代表者	別途定める評価基準に基づいて研究推進機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（２－３） 研究支援体制整備費(4,000万円) 全学的な研究支援体制の運営に必要な経費。 （機能強化経費における戦略２・戦略４実施経費を含む）	非公募				研究推進機構等で原案を作成し，役員会において審議の上、決定する。
Ⅲ 戦略的地域連携推進経費（3,220万円 ）					
（３－１）地域協働プロジェクト推進経費（1,300万円） 地域の産学官が保有する多様な資源を活用し、地域課題解決や地域・産業振興に資する持続可能な地域協働循環型モデル創出に繋げるプロジェクトを支援する。 以下の4つのカテゴリーⅠ～Ⅳにおいて、地域等と協働するプロジェクトを重点的に支援。 カテゴリーⅠ．医療・健康長寿 カテゴリーⅡ．地域振興 カテゴリーⅢ．次世代育成 カテゴリーⅣ．島嶼型先進研究	公募	１プロジェクト当り ５０万円～２００万円／年	・本学の特色・強みを発揮すべく部局等が重点的に取組む地域等との協働プロジェクト内容とすること。	部局等の長	別途定める評価基準に基づいて地域連携推進機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（３－２）地域志向活動トライアル経費（300万円） COC事業で開発してきたプログラムを中核的取組に位置づけ継承・発展させていくため、教員や学生等の地域活動を支援する。	公募	１プロジェクト当り １０万円～３０万円／年	・地域志向教育拡大プロジェクト内容とすること。 ・地域等と連携・協働した学生主体の活動による地域づくりプロジェクトを支援する。	事業実施責任者	別途定める評価基準に基づいて地域連携推進機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（３－３） 地域連携支援体制構築強化経費(1,620万円) 全学的な地域連携推進体制の運営に必要な経費。 （機能強化経費における戦略３実施経費を含む）	非公募				地域連携推進機構等で原案を作成し，役員会において審議の上、決定する。
Ⅳ 教育研究環境充実経費（13,000万円 ）					
（１）老朽化等施設解消経費（11,000万円） 老朽化等により教育研究等に支障となる施設を計画的に改善・改修するための経費。	非公募				別途定める評価基準に基づいて環境・施設マネジメント委員会が審議し、採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（２）教育研究等アメニティ改善経費（1,000万円） 学生及び教育研究のアメニティの改善、全学的な共同利用のスペース改善を目的とするなど、教育研究環境の整備を図るための経費。	非公募				
（３）学生援護経費（1,000万円） 県外就職活動経費等の一部補填。	非公募				学生部において学生の県外就職活動経費等に充当する。

平成３０年度戦略的地域連携推進経費
地域協働プロジェクト推進経費募集要項

1　事業趣旨

地域の産学官等が保有する多様な資源を活用し、地域課題の解決や地域・産業振興に資する持続可能な地域協働循環型モデル創出に繋がるプロジェクトを支援する。１プロジェクト当り２００万円／年を上限とする最大２年度間の事業支援とし、以下の４つのカテゴリーにおいて、地域等と協働して行うプロジェクトを重点的に支援する。

カテゴリーⅠ　医療・健康長寿

①医療機関や医療技術、医療人材の高度化に向けた取組
②健康の増進や生活習慣の改善に関する理解を促進する取組

カテゴリーⅡ　地域振興

①農業の振興に向けた取組
②観光産業の振興に向けた取組
③IT・エネルギー・工業技術の振興に向けた取組
④地域文化の振興に向けた取組

カテゴリーⅢ　次世代育成

①島嶼型教育基盤の構築に向けた取組
②次世代育成の基盤整備に向けた取組
③事業創出人材の育成に向けた取組
④地域活性化人材の育成に向けた取組

カテゴリーⅣ　島嶼型先進研究

①島嶼・海洋・亜熱帯・健康長寿等の特色ある研究成果に基づく地域活性化の取組
②国際的な学術交流や学術情報・資源の公開・発信を通じた地域活性化の取組

2　申請対象者

本学の専任教員が事業実施責任者となり、学内の関連部局等ならびに地域の自治体や企業等と相談の上事業を企画・立案し、事業実施責任者が所属する部局等の長が統括責任者となり、総括責任者が申請する。
なお部局等とはグローバル教育支援機構、研究推進機構、地域連携推進機構、亜熱帯島嶼科学超域研究推進機構、ダイバーシティ推進本部、広報戦略本部、国際戦略本部、大学評

価ＩＲマネジメントセンター及びハラスメント相談支援センター、教育研究等組織並びに事務組織を指すが、地域連携推進機構長が統括責任者となるプロジェクトの申請は受け付けない。

3　申請要件

申請に際しては、以下の要件をすべて満たすことが望ましい。

○地域の産学官等が保有する人材や資金、課題や情報と言った多様な地域資源を活用したプロジェクトであること。本学の学生の参画が望ましい。

○申請段階で将来的な事業の自立（自己資金による実施や自治体・企業等の外部資金による実施）に関するビジョンを持ったプロジェクトであること。

○学内外で実施されている関連事業と連携協力して成果を報告・評価しながら事業の整理・統合・再編などを行うとともに新たな事業提案をしていくためのプラットフォームを構築し、地域の関係機関や関係者と持続可能な協働体制を形成するプロジェクトであること。

なお、申請段階においてこれらの要件をすべて満たすことが望ましいが、地域資源の活用やプラットフォームの構築等に関し具体的な手法に欠く場合は地域連携推進機構においてその支援をする。

設備等の整備を主な目的とするプロジェクトや経常的業務の補完を目的とするプロジェクトは申請の対象外とする。

4　申請書提出先

申請する部局等は、申請書様式（様式１）に必要事項を記載し，当該部局等の長が全ての申請をとりまとめの上、 平成３０年○月○○日（○）までに総合企画戦略部地域連携推進課企画係宛てにメールで提出すること。

【メールアドレス：chikikaku@to.jim.u-ryukyu.ac.jp】

5　審査基準

【審査基準】

①事業の適切性

○地域の課題を的確に把握し解決を図る取り組みであること。

○地域の産学官等が保有する多様な資源を有効に活用した取組であること。

○部局等の強み・特色を活かした事業で、部局等が組織的に推進する取組であること。

②事業の戦略性

○取組が「地域貢献型大学としてのブランド確立に向けた地域貢献事業循環型モデルに関する具体的方策等について（最終答申）」の方向性と整合性を持っていること。

○将来的に持続可能な取組体制（自己資金による実施や自治体・企業等の外部資金によ

る実施）の構築を目指す取組であること。

③事業の有効性

〇期間内に一定の成果を創出し地域社会等から評価が得られる事業であること。

〇地域社会への貢献が期待でき、かつ、インパクトの強い事業であること。

〇所要額が、妥当であること。

6　採択の決定

審査基準に基づき地域連携推進機構が採択及び配分額の案を作成し、役員会において決定する。

7　実施報告

各プロジェクトの実施に当たっては、今年度実施予定の「琉球大学地域貢献フェア（仮称）」において取組の進捗状況を報告するほか、本年度事業終了後は、別に定める期日までに実施報告書を提出すること。

なお、中間報告または実施報告書の提出後、実施状況を把握するため必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

8　その他

（1）申請に際しては「地域貢献型大学としてのブランド確立に向けた地域貢献事業循環型モデルに関する具体的方策等について（最終答申）」を参照し、事業の趣旨について十分に理解をすること。

（2）同一部局等から複数申請する場合は、参考として優先順位を付すこと。

（3）本学の予算状況によっては、経費配分予定額が変更となることがある。

提案書・項目案

１．提案カテゴリー、プロジェクト名称及び概要

２．提案者（又はチーム）
　学：本学の専任教員及び学生等
　産：地域の産業団体、企業等
　官：地域の自治体、自治会等
　民：地域の住民等

３．地域課題の把握

４．地域課題の解決策

５．達成目標（成果指標）

６．事業継続の方策案

７．特記事項（ＰＲポイント）

８．スケジュール

９．予算

【審議２－２】
平成３０年４月１２日
ＲＣＣ会議 承認

平成３０年度戦略的重点配分経費配分方針

（H30.3.13 企画経営戦略会議（協議）
H30.3.27 役員会（承認））

１．経費の目的及び基本的な考え方

本学の強み・特色を発揮し、学長のリーダーシップの下、本学のビジョンに基づいた改革を迅速に実現するための基幹的な経費とする。
配分にあたっては、「第3期中期目標期間における重点的取組」を推進するための取組（事業）を中心に経費を配分する。

２．配分カテゴリー

※カテゴリー毎の配分規模は目安であり採択状況により増減することがある。

カテゴリー及び要旨	区分	配分規模	申請要件	申請責任者	配分方法等
Ⅰ 戦略的教育推進経費（7,250万円 ）					
（１－１）教育等プロジェクト推進経費(3,000万円) 本学中期計画に掲げる教育・学生支援等への戦略的かつ重点的取組について、下記①～④のプロジェクトを対象とする。 ① 社会的要請の強い分野の教育改革・整備を図るために積極的に取り組む経費 ② 主体的かつ協働的な学びを提供する、アクティブ・ラーニング、ICT教育等に取り組む経費 ③ 外国語による授業の拡充、国内外の機関との連携、クォーター科目を利用した留学の環境整備等、大学の国際化を推進する経費 ④ 学生の学修環境、生活、就職の支援に取り組む経費	公募	１プロジェクト当り Ａ区分（教育改革経費） ２００万円～５００万円 Ｂ区分（教育改善経費） ２００万円未満	・本学の強み・特色を発揮すべく、重点的に推進すべきプロジェクト内容とすること。 ・対象外：１）設備等の整備を主たる目的としたもの ２）経常的業務の補完を主たる目的としたもの ３）外部資金事業と混同するもの	Ａ区分 各学部及び各研究科の長 Ｂ区分 各学部、各研究科、総合情報処理センター、博物館（風樹館）及び附属図書館の長	別途定める評価基準に基づいてグローバル教育支援機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（１－２）老朽化等教育用設備更新経費（2,000万円） ① 学部、学科又は附属学校において、学生、児童又は生徒が使用する老朽化・陳腐化が著しい基盤的教育設備の更新 ② 附属図書館，総合情報処理センター等の共同利用施設において、老朽化・陳腐が著しい設備の更新 ③ 法令上必要な設備の更新	公募	１件当り ２００万円～１，０００万円	・各部局等における更新の優先度により精選し、申請件数については上位3件までとする。	各学部、各研究科、総合情報処理センター、博物館（風樹館）及び附属図書館の長	別途定める評価基準に基づいてグローバル教育支援機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（１－３）教育・学生支援体制整備費（2,250万円） 全学的な教育･学生支援体制の運営に必要な経費。 （機能強化経費における戦略１実施経費を含む）	非公募				グローバル教育支援機構等で原案を作成し，役員会において審議の上、決定する。
Ⅱ 戦略的研究推進経費（8,600万円 ）					
（２－１）研究プロジェクト推進経費(戦略的研究推進経費）（3,200万円） **○戦略プロジェクト研究** 本学を特徴づける研究領域１～３のいずれかにおいて、部局の枠にとらわれず研究力を格段に高めようとする研究プロジェクトを重点的に支援。実施期間は単年度と３年の２種とする。 研究領域１）島嶼，琉球・沖縄，国際多文化・平和共生 研究領域２）熱帯・亜熱帯，海洋，サンゴ礁，島嶼生物多様性，島嶼防災 研究領域３）健康長寿，長寿社会の復活 **○萌芽研究** 萌芽的・準備的な研究プロジェクトで、部局の枠にとらわれず研究力を格段に高めようとする研究プロジェクト立ち上げを準備するもの。単年度で終了すること。	公募	１プロジェクト当り ○戦略プロジェクト研究 ５００万円～１，０００万円／年 ○萌芽研究 １００万円～２００万円	・本学の強み・特色を発揮すべく、重点的に推進すべきプロジェクト内容とすること。 ・対象外：設備等の整備を主たる目的としたもの	研究実施責任者：研究代表者 研究総括責任者：部局等の長	別途定める評価基準に基づいて研究推進機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（２－２）若手・女性・外国人研究者支援経費（1,400万円） 本学が掲げる教育研究の質の向上を図るために、中長期的展望に立った若手・女性・外国人研究者の育成を支援するもの。将来有望な研究者による先進的、独創的な研究課題を支援し、その実績を基に科研費等の獲得・自立に繋げるための経費。	公募	１件当り１２０万円を上限	・若手・女性・外国人研究者の優れた研究を支援する。 ・対象外：平成29年度科研費等を獲得した研究課題	研究代表者	別途定める評価基準に基づいて研究推進機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（２－３） 研究支援体制整備費(4,000万円) 全学的な研究支援体制の運営に必要な経費。 （機能強化経費における戦略２・戦略４実施経費を含む）	非公募				研究推進機構等で原案を作成し，役員会において審議の上、決定する。
Ⅲ 戦略的地域連携推進経費（3,220万円 ）					
（３－１）地域協働プロジェクト推進経費（1,300万円） 地域の産学官が保有する多様な資源を活用し、地域課題解決や地域・産業振興に資する持続可能な地域協働循環型モデル創出に繋げるプロジェクトを支援する。 以下の4つのカテゴリーⅠ～Ⅳにおいて、地域等と協働するプロジェクトを重点的に支援。 カテゴリーⅠ．医療・健康長寿 カテゴリーⅡ．地域振興 カテゴリーⅢ．次世代育成 カテゴリーⅣ．島嶼型先進研究	公募	１プロジェクト当り ５０万円～２００万円／年	・本学の特色・強みを発揮すべく部局等が重点的に取組む地域等との協働プロジェクト内容とすること。	部局等の長	別途定める評価基準に基づいて地域連携推進機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（３－２）地域志向活動トライアル経費（300万円） COC事業で開発してきたプログラムを中核的取組に位置づけ継承・発展させていくため、教員や学生等の地域活動を支援する。	公募	１プロジェクト当り １０万円～３０万円／年	・地域志向教育拡大プロジェクト内容とすること。 ・地域等と連携・協働した学生主体の活動による地域づくりプロジェクトを支援する。	事業実施責任者	別途定める評価基準に基づいて地域連携推進機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（３－３） 地域連携支援体制構築強化経費(1,620万円) 全学的な地域連携推進体制の運営に必要な経費。 （機能強化経費における戦略３実施経費を含む）	非公募				地域連携推進機構等で原案を作成し，役員会において審議の上、決定する。
Ⅳ 教育研究環境充実経費（13,000万円 ）					
（１）老朽化等施設解消経費（11,000万円） 老朽化等により教育研究等に支障となる施設を計画的に改善・改修するための経費。	非公募				別途定める評価基準に基づいて環境・施設マネジメント委員会が審議し、採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（２）教育研究等アメニティ改善経費（1,000万円） 学生及び教育研究のアメニティの改善、全学的な共同利用のスペース改善を目的とするなど、教育研究環境の整備を図るための経費。	非公募				
（３）学生援護経費（1,000万円） 県外就職活動経費等の一部補填。	非公募				学生部において学生の県外就職活動経費等に充当する。

地域の課題を発見・解決し、地域の再生・活性化を実現する、
琉大生の斬新でユニークなアイデアを募集！

平成 30 年度「地域共創型学生プロジェクト（ちゅらプロ）」

募集要項

1.　本プロジェクトの趣旨

地域社会にはさまざまな問題や課題があり、それを発見・解決し、地域を元気にしていくことが、今、求められています。とくに、若い人々の新鮮な考え方、ユニークな視点に、大きな期待が寄せられています。

「地域共創型学生プロジェクト（以下、ちゅらプロ）」は、琉大生が自ら「地域」に入り、地域の再生・活性化やそこでの課題の発見・解決等に取り組むという「公募型の正課外プロジェクト」です。地域を元気にするためのアイデアを学生の皆さんに出していただき、審査の上、優秀なアイデアに対して、そのアイデアを実行するための費用を提供します。採択されたプロジェクトに対しては、費用の支援だけではなく、計画・実施にあたって本学の教員・事務職員が全面的に皆さんのチャレンジをサポートします。

このプロジェクトを通じて、学生の皆さんが、地域に対する理解を深め、卒業後も地域の発展に大いに貢献できる人材となることを目指しています。

例えば、
・若者の人口流出に悩む地区に対して支援したい。
・離島地域の子ども達になにかできることを支援したい。
・地域の再生・活性化のための特産品開発に取り組んでみたい。
・地域の課題が生じる原因について調査・研究してみたい。
といったご要望にお応えします。

別添 2 に本プロジェクトが開始された平成 27 年度から平成 29 年度までの採択実施一覧をつけましたので、参考にしてみてください。

※この「ちゅらプロ」は、昨年度まで、文部科学省に採択された大学ＣＯＣ事業（地域貢献事業）「ちゅら島の未来を創る知の津梁（かけ橋）」の中の一つのプロジェクトとして実施していました。この大学ＣＯＣ事業を発展的に継続する形で、本年度は、戦略的地域連携推進経費（地域志向活動トライアル経費）より資金が提供されます。

以下、募集要項です。皆さんからの多数の応募をお待ちしています。

2.　応募資格　※①～③の要件を全て満たすこと

① 琉球大学の正規の学生３名以上で構成されるチーム

　＊在籍学年、所属学部・研究科は問いません。

② 実施するプロジェクトに「熱意」と「責任」を持ち、最後まで遂行できるチーム

③ 期限内にエントリーすることができるチーム

3.　募集コース、採択件数　※いずれかのコースを選ぶこと

①「自由提案型」コース　1～2 件程度（必要予算額等により変動する場合あり）

②「エリア設定型」コース　1～2 件程度（必要予算額等により変動する場合あり

※「エリア設定型コース」は、ＣＯＣ＋において地域連携協定を結んでいる 13 エリア（石垣市、宮古島市、久米島町、国頭村、大宜味村、うるま市、南城市、東村、宜野座村、宜野湾市、西原町、中城村、金武町）および琉球大学と包括連携協定を結んでいる中城村、読谷村、西原町、奄美群島広域事務組合、沖縄県、宜野湾市、竹富町、糸満市、北中城村、沖縄市の各地域に関するプロジェクト、またはエリア内を拠点とする企業・自治体・活動団体等と連携したプロジェクトが対象です。

4.　プロジェクトの実施要件

(1) プロジェクトの上限支援額：１プロジェクトにつき、**最大 30 万円**の支援

✧配分予算額を超える分については自己負担となります。

(2) プロジェクト実施期間：2018 年 5 月～2019 年 1 月

✧2019 年 2 月中旬に成果報告会を実施します。報告会までに活動を実施し、期間内に実施した活動の成果について報告できるように準備してください。

✧2019 年 3 月末日までに、最終報告書の提出やお世話になった機関へのお礼の連絡等を行います。プロジェクトの終了時期が早ければ 3 月以前に報告書の提出とお礼などを終えることも可能です。

5.　全体のスケジュール

	日程の目安	内容
応募	2018 年○月○日（○）～○月○日（○）	エントリー募集期間
	2018 年 5 月○日（○）	公募説明会
発表	2018 年 6 月○日（○）	事前研修会

	2018 年 6 月〇日（〇）～	プレゼンシートの作成期間
	2018 年 6 月 30 日（土）13：00～16：00	公開審査会/採択プロジェクト決定
	2018 年 7 月 5 日（木）	プロジェクトの採択通知
実施	2018 年 7 月 12 日（木）12:00～12:30	キックオフ説明会
	2018 年 7 月 12 日（木）～8 月 8 日（水）	個別ヒアリング実施
	2018 年 8 月 9 日（木）～2019 年 1 月末日	プロジェクト実施期間
	2018 年 9 月 14 日（金）	中間ブラッシュアップ検討会
	2018 年 3 月 15 日頃予定	成果報告会
	2018 年 3 月末日	成果報告書等の送付・お礼の完了

※個別ヒアリングは、成果報告会終了まで適宜実施されます。

6.　エントリー方法

① 公募説明会、各学部事務窓口、琉大コミュニティキャンパス（RCC）事業ホームページ（http://ryudaicoc.jim.u-ryukyu.ac.jp/）のいずれかから、「エントリーシート」（別添１）を入手する。

②「エントリーシート」に必要事項を記入する。

③ 必要事項を記入した「エントリーシート」を、琉球大学総合企画戦略部地域連携推進課（大学本部棟１階）宛に直接または電子メールにて提出する。メール提出の場合は、電子ファイルを添付の上、提出すること。件名は下記のようにすること。

提出先アドレス：tyurasimajigyou@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

提出件名：「【ちゅらプロ】（取組チーム名）エントリーシート」

7.　エントリー受付期間

平成 30 年○月○日（○）～○月○日（○）※窓口提出の場合は 15:00 まで

8.　平成 30 年度「ちゅらプロ」公募説明会の開催について

下記の日程で、本プロジェクトの公募に関する説明会を開催します。経費の活用範囲についても説明と質疑応答を行うため、プロジェクトの応募を考えているチームはできるだけ参加すること。日程が合わないチームは個別に相談可。

日　時：平成 30 年 6 月○日（○）12：00～12：30

場　所：地域国際学習センター３階 301 室

9.　平成 30 年度「ちゅらプロ」事前研修会の開催について

下記の日程で、本プロジェクトの公開型プレゼン審査会に必要な「プレゼンシートの作成」と「プロジェクトの企画・運営」に関する研修会を開催します。プロジェクトの応募を考えているチームは、できるだけ参加を推奨します。日程が合わないチームは個別に相談可。

日　時：平成 30 年 6 月○日（○）10：00～14：00

場　所：地域国際学習センター３階 303 室

10.　公開型プレゼン審査会の実施について

日　時：平成 30 年 6 月 30 日（土）13:00～16:00

場　所：地域国際学習センター３階 301 室（予定）

①発表に含めることが望ましい内容（プロジェクトプランシートに記入する内容）

(1)プロジェクト概要：チャレンジしたいアイデア

（このプロジェクトはどのような内容ですか）

(2)取り組むべき地域課題

（このプロジェクトを実施することによってどのように地域に貢献しますか）

(3)オリジナリティ、面白さ

（これまでに実施されてきたアイデアとどう違っていて、どこが面白いのか）

(4)到達目標（最低限、クリアしたい目標値を設定してください）

(5)プロジェクトの実施計画

（プロジェクトの実施期間、担当者、(4)の目標を達成するための具体的な行動計画を教えてください）

(6)期待するプロジェクトの成果・効果

（このプロジェクトを実施すると地域にとってどんないいことがありますか）

(7)予算の使用方法（必要な予算について教えてください）

②審査の観点

(1)地域社会に対する意義

（このプロジェクトを実施することで「地域」に貢献できることがあるか）

(2)オリジナリティ

（すでに実施されているプロジェクトや活動と比べて評価できる点があるか）

(3)実施可能性（チャレンジする気持ちと行動力が伴っているか）

③審査員：本学教職員（地域連携推進機構を中心に選定）

④審査結果：審査会終了後、速やかに各プロジェクトの代表者に結果を通知する

11. 経費使用について

〈使用できる例〉	〈使用できない例〉
旅費（移動費・宿泊費） レンタカー借用代（ガソリン代も可） 制作物の材料購入費 パンフレット等の印刷費 図書購入費 謝金 送料 作業用具代 プロジェクトに必要な消耗品代など	プロジェクトとは関係のない消耗品代 自家用車による移動に伴うガソリン代 パソコンやディスプレイ等の備品購入代 学生個人が加入する保険料 タクシー代（特別に必要となる場合除く） 人件費（アルバイト雇用経費）など
※具体例や不明な点については、説明会にて問い合わせてください。	

12. その他、プロジェクトの実施に関する注意事項

①公開審査会、中間ブラッシュアップ検討会、最終成果報告会には原則チーム全員参加すること。

②本取組の教育効果を調べるため学籍番号記入式アンケートの回答に協力すること。

③外部機関への依頼や新聞等の取材を受ける際は、事前に申し出ること。

④実習的活動を伴う場合は、自己負担により必ず保険に加入すること。

⑤本プロジェクト経費で旅費の支出を行う場合、学内の教職員が旅行の引率者として随行することを受け入れること。

13. 運営主体・本件に関する問い合わせ先

「地域共創型学生プロジェクト（ちゅらプロ）」

主催：琉大コミュニティキャンパス（RCC）事業本部・地域連携推進機構生涯学習部門
協力：地域連携推進機構産学官連携部門「次世代アントレプレナー人材育成推進事業」

琉大コミュニティキャンパス（RCC）事業本部　空閑睦子（くがむつこ）
TEL：098-895-8087　　メール：kuga@eve.u-ryukyu.ac.jp
研究室：地域国際学習センター3 階 306 研究室

別添１

平成 30 年度　地域共創型学生プロジェクト　エントリーシート

エントリーチーム名	
ﾌﾘｶﾞﾅ 代表者氏名	
所属・学年	（　　）学部・研究科（　　）学科・課程 （　　）年　　学籍番号：
連絡先	メール： 電　話：
プロジェクト名	
実施するプロジェクトの概要（100 字程度）	
参加メンバー氏名・所属・学年（代表者以外）	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
	・
サポート教職員※2 の氏名・所属	氏名：　　㊞ 所属：（　　）学部　（　　）学科・課程 プロジェクトが島外へ移動を伴う際の引率（　可　・　不可　）

※1 必要に応じて、回答枠の拡張や行の挿入（電子ファイルの場合）、別紙への記入等を行ってください。別紙の場合、本エントリーシートと併せてご提出ください。

※2 「サポート教職員」とは、応募者が申請するプロジェクトへのアドバイス等を行う教員（琉球大学所属）のことをいいます。サポート教職員が実際にプロジェクトに関わるか否かは問いません。島外への移動において、サポート教職員が引率不可の場合、RCC 事業本部の教員が引率を行います。本エントリーシート提出時点で該当者が未決定の場合は空欄で構いません。（プロジェクト実施までには設定していただきます）

平成 30 年度　地域共創型学生プロジェクト　エントリーシート
～記載例～

エントリーチーム名	チームちゅらプロ
代表者氏名　　ﾌﾘｶﾞﾅ	ﾘｭｳﾀﾞｲ　ﾊﾅｺ 琉大　　花子
所属・学年・学籍番号	（ ○○○○ ）　学部　　（ ○○○○○ ）　学科・課程 （ ○ ）年　　学籍番号：123456Z
連絡先	メール： 電　話：
プロジェクト名	○○○プロジェクト
実施するプロジェクトの概要（100 字程度）	例１：若者の人口流出が生じている地区をフィールドに、その地区の人々が求める支援に応えたい・・・。 例２：離島地域の子ども達になにかできることを支援したい・・・。 例３：地域の再生・活性化のための特産品開発に取り組んでみたい・・・ 。 例４：地域の課題が生じる原因について調査・研究してみたい・・・。 など
参加メンバー氏名・所属・学年・学籍番号（代表者以外）	・●●　●●（○○○○学部○○○○○学科・○年・123456Ａ）
	・●●　●●（○○○○学部○○○○○学科・○年・223456Ｂ）
	・●●　●●（○○○○学部○○○○○学科・○年・323456Ｃ）
	・●●　●●（○○○○学部○○○○○学科・○年・423456Ｄ）
	・
	・
	・
サポート教員※2 の氏名・所属	氏名：　　㊞ 所属：（　　）学部　（　　）学科・課程 プロジェクトが島外へ移動を伴う際の引率（　可　・　不可　）

※1 必要に応じて、回答枠の拡張や行の挿入（電子ファイルの場合）、別紙への記入等を行ってください。別紙の場合、本エントリーシートと併せてご提出ください。

※2 「サポート教職員」とは、応募者が申請するプロジェクトへのアドバイス等を行う教員（琉球大学所属）のことをいいます。サポート教職員が実際にプロジェクトに関わるか否かは問いません。島外への移動において、サポート教職員が引率不可の場合、RCC 事業本部の教員が引率を行います。本エントリーシート提出時点で該当者が未決定の場合は空欄で構いません。（プロジェクト実施までには設定していただきます）

別添２

地域共創型学生プロジェクト（ちゅらプロ）採択実施一覧

	プロジェクト名	メンバー構成	プロジェクト概要
1	家庭環境と中学生の心と体の健康に関する研究	医学部３年：３名	家庭環境と中学生の心と体の健康の関連について把握するために，県内の本島・離島の中学校を対象にアンケート調査とヒアリングを，また市役所を対象にヒアリングを実施し，結果を報告書としてまとめた。
2	宮古島城辺福里方言の音声教材作成―聞いて話せる音声教材をめざして―	法文学部３年次：３名 法文学部２年次：３名	宮古島城辺福里方言を対象に，言語学的な音声データ分析を通して音声教材と手引書，報告書を作成し，現地の教育機関へ配布した。併せて，方言辞典の著者へのヒアリングも実施。
3	体験型地域コミュニケーションの実現に向けたメディアアートプロジェクト	工学部３年次：１名 工学部２年次：１名 理学部１年次：１名	メディアアート作品（音の鳴るゴミ箱「iTrash」」他）を地域に設置または提供し，作品と，作品に触れる人の様子を収めた映像などのメディアを作ることにより，地域の問題に対して目を向けてもらうことで地域への貢献を図った。
4	沖縄ヤギ文化復興プロジェクト	法文学部４年次：１名 教育学部３年次：１名 農学部３年次：１名	沖縄のヤギ文化を復興させ，特に若者へのヤギへの親しみを高める。県北部のヤギ畜産農家と協働し，ヤギに関する実態調査・聞き取り調査を行い，フィールドワーク教材「ヤギ旅」を作成した。
5	元気プロジェクト in 久米島	観光産業科学部２年次：７名 観光産業科学部１年次：15 名	久米島をフィールドとし，３チームに分かれて，観光ツアーとお土産品（菓子）の開発，子どもたちを含む島民との地域交流，漂着ゴミの清掃活動及び教材・民宿プログラムの企画，を実施した。併せて，久米島高校を対象にアンケート調査も行った。
6	週末農業の会@名護東海岸	農学部４年次：１名 法文学部３年次：１名 観光産業科学部３年次：１名 農学部２年次：１名	名護東海岸において週末の農業のお手伝いの機会を作ることによって，都市×農村交流の場をつくり，交流を通して場所とつながるきっかけづくりを行った。

平成 27 年度

平成 28 年度

	プロジェクト名	メンバー構成	プロジェクト概要
1	粟国島の特産品開発	理工学研究科博士前期 1 年次：１名 理工学研究科博士前期 2 年次：１名 工学部 4 年次：１名	粟国島が周りの沖縄離島に比べ、人口減少が著しいことから、粟国島に人を呼び込み地域の活性化のための特産品の開発を行う。 〈例〉粟国島の特産品「もちきび」と「ようかんマーミー」を組み合わせた「もちきびようかん」など。
2	電気ウニプロジェクト in 粟国島	理工学研究科博士前期 1 年次：１名 理工学研究科博士前期 2 年次：１名 工学部 4 年次：１名	粟国島の地域活性化のために、新しい特産物として、ウニの養殖を行う。まず、ウニの生態調査を行い、その後、IoT(Internet of Things)を駆使して、水温の調整や、指定された日時にエサを与える装置を製作することで、自動的にウニを陸上養殖し、最終的に粟国島の基盤産業とすることを目的としている。
3	体験型地域コミュニケーションの実現に向けたメディアアートプロジェクト	工学部 4 年次：１名 工学部 3 年次：２名	・メディアアートの中でも社会課題解決型のアートの形で、社会にあるあらゆる課題を解決していく。 ・技術とアートの力を融合させた作品を、地域や公共という場で展開していくことで、そこにいる人とともにメディアアート作品を作り上げていき、様々な人の「オモシロイ」を引き出す。 ・その「オモシロイ」は、人が意図しないところで何かしらの問題を解決することにつながり、その結果をアート作品とする。 ・現在沖縄都市モノレール様に交渉中の「階段ピアノ」を設置し、人々がどのような反応を見せるのかを撮影し、作品にする予定。 ・階段ピアノの後に若者の選挙への投票を対象としたメディアアートを実施する。 ・前回と今回の作品を元に、地域社会の様々な課題に対してメディアアートを実践してゆき、地域と連携して様々な社会問題の解決と気づきを広げていく。
4	東海岸のイカした逆転！	理学部 3 年次：３名	沖縄島では西海岸で観光開発が進む一方、東海岸は取り残されている。そこで、誰でも手軽にできるイカ釣りを媒体に人々の呼び込みと交流を図り、それを通じて沖縄の美ら海や東海岸独自の魅力を伝える取組を進める。

平成 28 年度

	プロジェクト名	メンバー構成	プロジェクト概要
1	おきなわ宇宙教室	理学部 2 年次：4 名	沖縄県の特に離島地域は、南天の美しい星空が貴重な財産である。この事業は、「おきなわ宇宙教室」と称し、宇宙・天文の世界を伝え、星空観察会を実施し、地域の魅力を知ることで、星空を活用した地域活動の創出に資

			することを目的とする。また、離島の小中高生と大学生の交流の場とする。
2	キン未来プロジェクト	法文学部３年次:4 名	金武町外への金武町の知名度を向上させるため、金武町の農業体験を兼ねたバスツアーを行う。バスツアーの内容は、金武町の名産物であるタイモを中心にして、タイモ収穫・加工場や市場見学・料理実食・その他施設見学などを予定している。バス内ではタイモに関するクイズを行い知識定着や関心を高める。

平成 30 年度前学期 地域志向教育推進経費による教育改善取組の募集要項

１．本取組の目的・狙い

本学は、文部科学省の補助事業である大学ＣＯＣ事業「ちゅら島の未来を創る知の津梁（かけ橋)」において、様々な地域貢献・人材育成事業を展開してきた。事業期間は平成 29 年度で終了したが、数々の成果を鑑み、地域貢献大学として、既存事業を今後も発展的に展開する方針である。本取組「地域志向教育推進経費による教育改善取組」は、同事業において「地域志向科目」の増加を促すなど、有用な成果を得たプロジェクトの一つであり、今回は、戦略的地域連携推進経費内の地域志向活動トライアル経費を用いて支援を行う。

本取組「地域志向教育推進経費による教育改善取組」は、**平成 30 年度前学期に本学で開講される正規の授業**において、地域の再生・活性化や地域課題の解決等を担い得る人材の育成を目指す「地域志向教育」をより強化し推進するため、その発展に資する教育改善取組を募集し、優れた取組に対して経費を支援するものである。これにより、本学が、本学の基本理念の一つである「地域に貢献する大学」、すなわち、地域に対して積極的に関与し、地域に貢献する人材を育成する大学として、社会貢献の責務を果たすことを目指す。

２．募集する取組に求める要件

(1)当該地域における「特徴的な課題」を明瞭かつ具体的に設定しており、実施内容および経費の執行内容が、その課題の理解や解決に直接的に資する取組であること。

(2)過去の授業との対比から、新規性や改善点を明瞭に理解できる取組であること。なお、継続申請の取組であっても、新規性や改善点が明瞭であること。

(3)「地域の再生・活性化」あるいは「地域課題の解決」等に資する人材像を具体的かつ明確に設定しており、その達成に向け適合する教育方法を採用していること。

(4)アクティブ・ラーニング型[※1]の教育・学習を取り入れていることが望ましい。

(5)シラバスにおいて、学生の学習成果を評価する方法並びに評価基準を明確に設定しており、かつそれらが達成目標に対し適合するものであること。

(6)シラバスにおいて、授業の達成目標に、URGCC 学習教育目標「地域・国際性」、もしくはこれに該当する目標を設定していること。加えて、同じく URGCC 学習教育目標「社会性」、「コミュニケーション・スキル」、「問題解決力」のいずれか、もしくはこれらに該当する目標のいずれかを設定していることが望ましい。

(7)平成 30 年度前学期中（平成 30 年 9 月末まで）に遂行できる取組であること。

(8)経費補助期間終了後においても継続的かつ発展的な授業改善が見込める取組であることが望ましい。

(9)要求できる経費に関しては、別添 4 の要求を満たしていること。

※別添 5 に平成 29 年度の採択例を添付している。必要であれば参照のこと。

[※1]アクティブ・ラーニング…教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、

調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。（中央教育審議会、2012 年、『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）』の「用語集」より）

３．採択後のルール

(1) 開講する授業科目のシラバスにおいて、「地域」を志向する授業である旨を示すこと。また、「達成目標」欄に記載される目標に、共通教育等科目の場合は、URGCC 学習教育目標の一つである［地域・国際性］を、専門教育科目においてはこれに該当する目標を含め、表記すること。上記以外の目標（[社会性]、[コミュニケーション・スキル]、[問題解決力]）を設定する場合も同様に表記すること。

(2) 経費の使用に当たっては、最少の費用で最大の効果があがるよう努めること。

(3) RCC 事業本部が指定する期日までに「地域志向教育推進経費成果報告書」を当本部宛に提出すること。本申請における授業科目と、また成果報告会における報告等について、RCC 事業本部との協議に対応すること。

(4) RCC 事業本部がヒアリングおよびアンケート調査を行う場合、その求めに応じること。

４．応募資格

・国立大学法人琉球大学職員就業規則第 2 条第 2 項で定義される大学教員。
　なお、他の機関や本学から類似の経費の助成を受けていないこと。

５．予算配分予定総額（１，５００千円）

・一取組あたり 250 千円を上限とする。
　※採択に際して、配分額の調整をおこなう可能性がある。

６．新規・継続の区分について

申請者は、申請書面において、申請する取組の対象科目が「新規」科目（初めて本経費に応募する科目）であるか、「継続」科目（平成 26 年度後期～平成 29 年度後期に本経費による配分を受けたことがある科目）であるかの別を明示すること。

７．新規申請者および新規科目の取組の優先について

応募件数が多数となり、優れた申請取組すべてに対し経費を配分することが困難となった場合、新規申請者（過去に本取組による採択を受けていない申請者）および新規科目の申請取組を優先して採択する。

８．支援期間・対象

平成 30 年 4 月から平成 30 年 9 月末までの間の教育改善活動（平成 30 年度前学期開講の授業科目に関連する活動）に対して支援する。また、本学の学部および大学院で提供される授業科目を対象とする。

９．応募期間

平成 30 年○月○日（○）～○月○日（○）

１０．申請について

申請者（プロジェクト代表者）は、「地域志向教育推進経費申請書」（別添２）に必要事項を記入のうえ、各担当部局にメールにて提出すること。また、併せて、今回の経費の使用対象となる科目の新規シラバス（別添３）および当該科目の旧シラバス（最も直近のもの）を提出すること。その際、過去のシラバスからの変更点や新規性がわかるよう配慮すること。新規に開講する科目である場合には、新規シラバスのみ提出すること。

１１．選考および選考結果の通知

各申請取組の実施概要等と本取組の趣旨（目的・狙いや要件等）とを照らし合わせた上で、選考は、RCC 事業本部において行い、採択の可否について役員会が審議・決定する。選考結果は、申請者（実施代表者）に通知する。

１２．経費

(1) 認められる経費については、以下のとおりである。

教材開発費、資料購入費、印刷費、消耗品費、インターンシップ諸経費、教員対象の旅費、実践教育実施のためのバス・宿泊施設の借上費用、講師謝金、講師招聘旅費等。

(2) 認められない経費については、以下のとおりである。

教員の人件費、学生個人対象の旅費、機械設備費、備品購入費等。

※詳しくは、別添４の経費支出に関する留意点を参照のこと。

１３．その他

(1) 同じ者が複数の申請を行うことはできない。

(2) 提出された「地域志向教育推進経費成果報告書」により、RCC 事業本部において、各教員の成果や経費の執行状況を確認し、進捗状況等の実績の評価を行う。

（別添２）

地域志向教育推進経費による教育改善取組の募集要項
平成 30 年度前学期 地域志向教育推進経費申請書

部局等：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

<table>
<tr><td>取組名</td><td colspan="4"></td><td>配分額</td><td>千円</td></tr>
<tr><td>取組の区分</td><td colspan="6">新規申請　／　継続申請</td></tr>
<tr><td>対象科目名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">科目の区分
（あてはまるものを選択又は記入）</td><td>組織</td><td>受講年次</td><td>教育種別</td><td>講義形態</td><td>必修選択</td><td>開講年度学期</td></tr>
<tr><td>学部
大学院</td><td>年次</td><td>共通教育
専門教育</td><td>講義
演習
実験
実習
実技</td><td>必修
選択必修
自由選択</td><td>平成 30 年度
前学期</td></tr>
<tr><td>取組の実施概要・特色</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>取組の効果
（地域課題解決・教育効果）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施担当者
（代表者に※を付すこと）</td><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="2">所属職名
（役職名）</td><td colspan="2">担　当　分　担</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">経費</td><td>事項</td><td>予定額
（千円）</td><td colspan="3">積算内訳</td><td>備　　考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td>スケジュール</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

地域志向教育推進経費による教育改善取組の募集要項

平成 30 年度前学期 地域志向教育推進経費申請書（記載例）

部局等：　　〇〇学部

<table>
<tr><td>取組名</td><td colspan="4">地域の〇△□問題の解決に貢献する人材育成に向けた取組</td><td>配分額</td><td>２００千円</td></tr>
<tr><td>取組の区分</td><td colspan="6">新規申請</td></tr>
<tr><td>科目名</td><td colspan="6">〇△□学入門</td></tr>
<tr><td rowspan="2">科目の区分
（あてはまるものを選択）</td><td>組織</td><td>受講年次</td><td>教育種別</td><td>講義形態</td><td>必修選択</td><td>開講年度学期</td></tr>
<tr><td>学部</td><td>２～４年次</td><td>共通教育</td><td>講義</td><td>自由選択</td><td>平成●年度
前学期</td></tr>
<tr><td>取組の実施概要・特色</td><td colspan="6">①本取組では，地域における「・・・」という課題を解決するために、「・・・」をすることによって、「・・・」や「・・・」といった能力を有した人材の育成を目指す。
②〇月に、「・・・」の授業科目を開設し、〇〇人の学生を対象に講義を行う。連携自治体の・・・・を外部講師とし、・・・・・・・・・・を展開する。また、・・・・・・・・・・の実習を行う。
③〇月に・・・・・・・・を対象に・・・・・・・・について調査を行い、・・における・・を把握し、これまでの授業の・・・・の部分の改善に反映させる。</td></tr>
<tr><td>取組の効果
（地域課題解決・教育効果）</td><td colspan="6">①・・・・・を実施することで、学生の・・・・・・・をする力を向上させる。実習では、・・・を通じて、・・・・力と・・・・・・・力を身につけさせる。また、教員の・・・・の意識の改善を図ることを目標とする。
②・・・・・・の調査により、・・・における・・・を把握し、・・・を行う際の基礎データとして活用する。また、本学における・・・の取組の改善に反映し、学生の・・が向上させる。
③・・・・・手法を導入することにより、地域住民の・・・・の向上を目指すとともに、学生の参加により・・・の率を・・%程度まで上昇させる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施担当者
（代表者に※を付すこと）</td><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="2">所属職名
（役職名）</td><td colspan="2">担　当　分　担</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

経費	事項	予定額 （千円）	積算内訳	備　　考
	謝金 旅費 消耗品	50 100 50	・〇〇謝金 ◎円×〇人×△回＝◎〇円 ・調査旅費 ◎円×〇人×△回＝◎〇円 ・消耗品 ◎円×〇人×△回＝◎〇円	
スケジュール	◎月　「　　」科目を開講のため自治体との調整 〇月　「　　」科目を開講のため企業やNPOとの調整 □月　「　　」科目を開講のため調査（アンケート）を実施 △月　「　　」科目を開講 〇月　「　　」報告書とりまとめ □月　「　　」の公開講座を開講			

地域志向教育推進経費による教育改善取組の募集要項
平成 30 年度前学期 地域志向教育推進経費申請書記入要領

１．部局等について

・部局等の名称を記入すること。

２．取組の名称・区分および配分額

・取組名称、取組の区分（単独型／連携型；新規申請／継続申請）、金額を記入すること。

３．科目名および科目の区分について

・本経費の対象となる授業科目名を記入し、科目の区分（組織、受講対象年次、教育種別、講義形態、必修選択、開講年度学期）を選択ないし記入すること。

４．取組の実施概要・特色

・取組の実施概要及び特色を記載例にならい、具体的に記入すること。

５．事業の効果

・取組による効果を記載例にならい、具体的に記入すること。

６．実施担当者

・代表者には氏名の欄に※印を付すとともに、事業の担当分担を記入すること。

７．経費の概算

・経費の予算について、事項、各事項の予定額、積算内訳等を記入すること。

８．スケジュール

・取組のスケジュールを記載例にならい、具体的に記入すること。

９．その他

・様式枠にとらわれず、必要に応じて継紙に記入しても構わない。

（別添３）

【新規シラバス作成様式】

講義名			
科目番号		**履修年度**	2018 年度
開設学部等		**期間**	前期
曜日時限		**単位数**	
担当教員		**講義コード**	

■授業内容と方法

※「地域における具体的課題」を明瞭に設定し，かつその課題に対して本授業がいかにして対応するのかについて明確に記述すること。

※「地域の再生・活性化」あるいは「地域課題の解決」等に資する人材像を具体的かつ明確に設定し、その達成に向け適合的な教育方法を採用すること。

※アクティブ･ラーニング型の学修を取り入れていることが望ましい。

■達成目標

※【共通教育等科目について】URGCC 学習教育目標[地域･国際性]を設定し，該当する目標の末尾に表記すること（下記の例を参照のこと）。加えて，[社会性]，[コミュニケーション･スキル]，[問題解決力]についても設定し，表記することが望ましい。【専門教育科目について】上記目標に対応する各目標について，同様に表記すること。詳しくは，別添5の資料を参照のこと。

[記入例]

1．地域課題の解決に向けて積極的に提案することができる。[地域･国際性]･[問題解決力]

2．自身の考えを的確に表現できる。[コミュニケーション･スキル]

3．グループのメンバーと協調して意見を交わすことができる。[社会性]

■評価基準と評価方法

※達成目標に対し適合的なものであること。

■履修条件

■授業計画

■事前・事後学習
■教科書
■参考書
■備考(メッセージ)
■オフィスアワー
■メールアドレス
■URL

※本新規シラバスに加え，当該科目の旧シラバス（最も直近のもの）についても併せて提出すること。

（別添４）

経費支出に関する留意点

地域志向教育推進経費は、地域志向教育推進の取組の趣旨及び予算規模を踏まえ、支出できない経費を設定しております。
（例えば：設備備品費、教職員の人件費）

１　物品費

①　消耗品費

対象は事務用・教育活動用の消耗品（ソフトウェア、図書・書籍、事務用品）等の代価

※１．支出することができない経費

・当該年度に使用する予定がなく、必要性が乏しいもの
・学生の教科書など学生が負担すべき費用
・謝金の代わりとしての図書カード等の購入
・結果が学生個人に還元されるコンテストの副賞・景品

※２．年度末に消耗品の購入が集中しないよう、計画的な執行をお願いします。

②　設備備品費

本地域志向教育推進経費では設備備品費は対象外としています。

２　人件費・謝金

本地域志向教育推進経費では、教員の人件費を支出することはできません。
謝金は学内規程に基づき支出することになります。

・学生に対し、資料収集等一定の作業を依頼し、謝金を支払うことは可能ですが、修学すべき学業内容でないこと、本来の修学に支障のないことが条件

３　旅費

・対象は、業務・事業の実施に必要な教職員等の国内への出張経費
・学内規程に基づき算定（旅行依頼書、報告書等所定の証拠書類が必要）
・交通手段・経路は、効率的かつ経済的なものを社会一般の常識に照らして選択

※支出することができない経費

・旅行傷害保険など事業遂行中に発生する事故・災害の処理のための経費
・鉄道のグリーン席料金、航空機のスーパーシート料金
・学生個人を対象とする旅費

４　その他

会議費

※支出することができない経費

・学内の打合せ・会議の飲食代

〇経費の支出についての連絡先

総合企画戦略部地域連携推進課　赤嶺（内線：9058）

（別添５）

地域志向教育推進経費による教育改善取組の採択例（平成 29 年度）

平成 29 年度前学期　全８件

No	学部	代表者または担当者の肩書き	代表者及び申請者名	取組名	取組区分	対象科目	採択額（千円）
1	法文学部	准教授	野入 直美	大学生と留学生の協働による沖縄産業情報の多言語発信	新規	社会学研究ＸＸⅥ（働くこととつながることの社会学Ⅳ）・社会学研究ＸⅥ（比較社会学Ⅱ）	200
2	教育学部	教授	※浦崎 武 緒方 茂樹 武田 喜乃恵	離島やへき地と近隣地域の発達が気になる子への幼・小連携による「トータ ル支援」と地域協働支援	継続	発達支援教育実践A	300
3	教育学部	教授	松本 由香	アメラジアンスクールでの「家庭科」衣生活領域の出前授業を通した子ども・地域・国際理解の推進事業	継続	衣生活学特講	35
4	理学部	教授	※横田 昌嗣 立原 一憲 伊澤 雅子 傳田 哲郎 徳田 岳 久保田 康裕 成瀬 貫 戸田 守	脆弱な島嶼生態系の保全に関する体験学習－西表島の世界自然遺産候補地における生物学野外実習を通して－	新規	生物学野外実習	300
5	医学部	教授	※山本 秀幸 屋良 さとみ 名嘉地 めぐみ	地域の医療問題の解決に貢献する人材の育成に向けた取組（医学生体験学習）	新規	体験学習（沖縄愛楽園見学実習）	300
6	工学部	教授	※野口 隆 黒木 寿和	エレクトロニクス技術と地域ビジネス	継続	半導体工学特論	144
7	農学部	教授	金子 哲	地域に根ざした健康・長寿に貢献する人材育成に向けた取組	継続	健康長寿科学	200
8	農学部	教授	中野 拓治	沖縄の歴史・風土を生かした農業・農村の振興に貢献する人材育成に向けた 取組	継続	農村計画学	190

平成 29 年度後学期　全 12 件

No	学部	代表者または担当者の肩書き	代表者及び申請者名	取組名	取組区分	対象科目	採択額（千円）
1	法文学部	教授	星野 英一	沖縄の国際協力	継続	国際政治経済論	100
2	教育学部	教授	松本 由香	生活科学教育を通した 沖縄の衣服・布づくり文化振興に向けた 取組	継続	服装文化論	176
3	教育学部	准教授	髙橋 美奈子	分散地域における 日本語指導担当者研修開催に 向けた人材育成の取組	継続	地域日本語教育実践研究	200
4	教育学部	准教授	山口 剛史	地域社会に学ぶ 小学校教員養成 カリキュラムの構築 （学校教育専攻必修科目における 体験実習を通じて）	新規	体験 「子どもの世界・学びの世界」	100
5	教育学部 発達支援教育 実践センター	教授	浦崎 武	離島やへき地と 近隣地域の障害児への 乳幼児期からの 保・幼・小連携による 「トータル支援」と地域協働支援	継続	発達支援教育実践B	300
6	理学部	助教	田中 厚子	沖縄の海は本当に美しいのか？ ―沖縄の沿岸海洋環境を考える―	新規	熱帯生命機能学実習 Ⅲ	200
7	農学部	教授	金子 哲	地域生物資源を利用した イノベーション創出に 貢献する人材育成に向けた取組	継続	生物資源利用学	120
8	地域農業工学科	教授	中野 拓治	沖縄の自然・風土を生かした 農業・農村の振興に 貢献する人材育成に向けた取組	継続	環境情報学	195
9	農学部	准教授	関根 健太郎	沖縄県内農業振興に貢献する 人材育成に向けた取組（その2）	新規	熱帯植物病理学	140
10	農学部	助教	陳 碧霞	島嶼地域における 持続可能な観光開発に 関する調査研究	継続	森林ツーリズム論	120
11	医学部	教授	※山本 秀幸 屋良 さとみ 名嘉地 めぐみ	沖縄県の地域医療の抱える 問題解決の出来る 医師の育成に向けた取組	新規	体験学習 （療養型入所施設見学実習）	300
12	医学部	教授	小林 潤	地域の救急および災害問題の 解決に貢献する 人材育成に向けた取組	新規	救急・災害援助	20

【審議３】
平成３０年４月１８日
地域連携企画室会議 承認

平成３０年度戦略的重点配分経費配分方針

（H30.3.13 企画経営戦略会議（協議）
H30.3.27 役員会（承認））

１．経費の目的及び基本的な考え方

本学の強み・特色を発揮し、学長のリーダーシップの下、本学のビジョンに基づいた改革を迅速に実現するための基幹的な経費とする。
配分にあたっては、「第3期中期目標期間における重点的取組」を推進するための取組（事業）を中心に経費を配分する。

２．配分カテゴリー

※カテゴリー毎の配分規模は目安であり採択状況により増減することがある。

カテゴリー及び要旨	区分	配分規模	申請要件	申請責任者	配分方法等
Ⅰ 戦略的教育推進経費（7,250万円 ）					
（１－１）教育等プロジェクト推進経費(3,000万円) 本学中期計画に掲げる教育・学生支援等への戦略的かつ重点的取組について、下記①～④のプロジェクトを対象とする。 ① 社会的要請の強い分野の教育改革・整備を図るために積極的に取り組む経費 ② 主体的かつ協働的な学びを提供する、アクティブ・ラーニング、ICT教育等に取り組む経費 ③ 外国語による授業の拡充、国内外の機関との連携、クォーター科目を利用した留学の環境整備等、大学の国際化を推進する経費 ④ 学生の学修環境、生活、就職の支援に取り組む経費	公募	１プロジェクト当り Ａ区分（教育改革経費） ２００万円～５００万円 Ｂ区分（教育改善経費） ２００万円未満	・本学の強み・特色を発揮すべく、重点的に推進すべきプロジェクト内容とすること。 ・対象外：１）設備等の整備を主たる目的としたもの ２）経常的業務の補完を主たる目的としたもの ３）外部資金事業と混同するもの	Ａ区分 各学部及び各研究科の長 Ｂ区分 各学部、各研究科、総合情報処理センター、博物館（風樹館）及び附属図書館の長	別途定める評価基準に基づいてグローバル教育支援機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（１－２）老朽化等教育用設備更新経費（2,000万円） ① 学部、学科又は附属学校において、学生、児童又は生徒が使用する老朽化・陳腐化が著しい基盤的教育設備の更新 ② 附属図書館，総合情報処理センター等の共同利用施設において、老朽化・陳腐が著しい設備の更新 ③ 法令上必要な設備の更新	公募	１件当り ２００万円～１，０００万円	・各部局等における更新の優先度により精選し、申請件数については上位3件までとする。	各学部、各研究科、総合情報処理センター、博物館（風樹館）及び附属図書館の長	別途定める評価基準に基づいてグローバル教育支援機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（１－３）教育・学生支援体制整備費（2,250万円） 全学的な教育･学生支援体制の運営に必要な経費。 （機能強化経費における戦略１実施経費を含む）	非公募				グローバル教育支援機構等で原案を作成し，役員会において審議の上、決定する。
Ⅱ 戦略的研究推進経費（8,600万円 ）					
（２－１）研究プロジェクト推進経費(戦略的研究推進経費）（3,200万円） **○戦略プロジェクト研究** 本学を特徴づける研究領域１～３のいずれかにおいて、部局の枠にとらわれず研究力を格段に高めようとする研究プロジェクトを重点的に支援。実施期間は単年度と３年の２種とする。 研究領域１）島嶼，琉球・沖縄，国際多文化・平和共生 研究領域２）熱帯・亜熱帯，海洋，サンゴ礁，島嶼生物多様性，島嶼防災 研究領域３）健康長寿，長寿社会の復活 **○萌芽研究** 萌芽的・準備的な研究プロジェクトで、部局の枠にとらわれず研究力を格段に高めようとする研究プロジェクト立ち上げを準備するもの。単年度で終了すること。	公募	１プロジェクト当り ○戦略プロジェクト研究 ５００万円～１，０００万円／年 ○萌芽研究 １００万円～２００万円	・本学の強み・特色を発揮すべく、重点的に推進すべきプロジェクト内容とすること。 ・対象外：設備等の整備を主たる目的としたもの	研究実施責任者：研究代表者 研究総括責任者：部局等の長	別途定める評価基準に基づいて研究推進機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（２－２）若手・女性・外国人研究者支援経費（1,400万円） 本学が掲げる教育研究の質の向上を図るために、中長期的展望に立った若手・女性・外国人研究者の育成を支援するもの。将来有望な研究者による先進的、独創的な研究課題を支援し、その実績を基に科研費等の獲得・自立に繋げるための経費。	公募	１件当り１２０万円を上限	・若手・女性・外国人研究者の優れた研究を支援する。 ・対象外：平成29年度科研費等を獲得した研究課題	研究代表者	別途定める評価基準に基づいて研究推進機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（２－３） 研究支援体制整備費(4,000万円) 全学的な研究支援体制の運営に必要な経費。 （機能強化経費における戦略２・戦略４実施経費を含む）	非公募				研究推進機構等で原案を作成し，役員会において審議の上、決定する。
Ⅲ 戦略的地域連携推進経費（3,220万円 ）					
（３－１）地域協働プロジェクト推進経費（1,300万円） 地域の産学官が保有する多様な資源を活用し、地域課題解決や地域・産業振興に資する持続可能な地域協働循環型モデル創出に繋げるプロジェクトを支援する。 以下の4つのカテゴリーⅠ～Ⅳにおいて、地域等と協働するプロジェクトを重点的に支援。 カテゴリーⅠ．医療・健康長寿 カテゴリーⅡ．地域振興 カテゴリーⅢ．次世代育成 カテゴリーⅣ．島嶼型先進研究	公募	１プロジェクト当り ５０万円～２００万円／年	・本学の特色・強みを発揮すべく部局等が重点的に取組む地域等との協働プロジェクト内容とすること。	部局等の長	別途定める評価基準に基づいて地域連携推進機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（３－２）地域志向活動トライアル経費（300万円） COC事業で開発してきたプログラムを中核的取組に位置づけ継承・発展させていくため、教員や学生等の地域活動を支援する。	公募	１プロジェクト当り １０万円～３０万円／年	・地域志向教育拡大プロジェクト内容とすること。 ・地域等と連携・協働した学生主体の活動による地域づくりプロジェクトを支援する。	事業実施責任者	別途定める評価基準に基づいて地域連携推進機構が審査及び採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（３－３） 地域連携支援体制構築強化経費(1,620万円) 全学的な地域連携推進体制の運営に必要な経費。 （機能強化経費における戦略３実施経費を含む）	非公募				地域連携推進機構等で原案を作成し，役員会において審議の上、決定する。
Ⅳ 教育研究環境充実経費（13,000万円 ）					
（１）老朽化等施設解消経費（11,000万円） 老朽化等により教育研究等に支障となる施設を計画的に改善・改修するための経費。	非公募				別途定める評価基準に基づいて環境・施設マネジメント委員会が審議し、採択案の作成を行い、役員会において審議の上、決定する。
（２）教育研究等アメニティ改善経費（1,000万円） 学生及び教育研究のアメニティの改善、全学的な共同利用のスペース改善を目的とするなど、教育研究環境の整備を図るための経費。	非公募				
（３）学生援護経費（1,000万円） 県外就職活動経費等の一部補填。	非公募				学生部において学生の県外就職活動経費等に充当する。

戦略的地域連携推進経費の執行計画（案）について

１．戦略的地域連携推進経費（地域連携支援体制構築強化経費）の執行計画について
（総額 16,200 千円）

当該経費は、全学的な地域連携支援体制の運営に必要な経費であり、地域連携推進機構で使途の原案を作成し、役員会において決定するものである。(平成 30 年度戦略的重点配分経費方針 H30.3.27 役員会承認)。

当該経費は、総額 32,200 千円のうち地域連携支援体制構築強化経費に 16,200 千円が配分され、地域連携推進機構が戦略的に推進・支援する事業に充てることとしている。

当該経費について、次のとおり執行計画を提案する。

（１）地域連携支援体制構築強化経費

No	事　業　名	予算額（千円）
1	サテライト・イブニング・カレッジ事業	2,000
2	知のふるさと納税事業 ※ｵｰｷｯﾄﾞﾊﾞｳﾝﾃｨ寄附金 1,000 千円も充当する（事業費 3,000 千円）	2,000
3	地域協働萌芽プロジェクト支援	1,000
4	地域貢献事業フェア（仮称）	2,000
5	地域貢献事業循環型モデル検討・調査等	1,900
6	戦略的地域連携推進に係る運営・支援	3,300
7	アドバイザリースタッフ派遣事業（戦略 3）	4,000

沖縄産学官協働人財育成円卓会議ワーキンググループ設置要項の一部改正に伴う新旧対照表（案）

新	旧
（改正理由） 従来の分野名称では包含できない分野での人材育成の需要が生じていることを鑑みて，分野名が固定されている現行の要項から，柔軟かつ円滑なワーキンググループの運用ができるように所要の改正を行う。また，任期に関して技術的な改正を行う。	
沖縄産学官協働人財育成円卓会議ワーキンググループ設置要項	沖縄産学官協働人財育成円卓会議ワーキンググループ設置要項
（設置） 第１　沖縄産学官協働人財育成円卓会議設置要綱第６に基づき、沖縄産学官協働人財育成円卓会議（以下「円卓会議」という。）の検討事項をより実務的に審議するために、分野ごとにワーキンググループを設置する。 （削る） （削る） （削る） （削る）	（設置） 第１　沖縄産学官協働人財育成円卓会議設置要綱第６に基づき、沖縄産学官協働人財育成円卓会議（以下「円卓会議」という。）の検討事項をより実務的に審議するために、次の分野ごとにワーキンググループを設置する。 （１）地域づくり人材養成分野 （２）高度専門職養成分野 （３）政策形成能力強化分野 （４）その他、円卓会議の目的を達成するための分野
第２　（略）	第２　（略）

（組織） 第３　（略） ２～３　（略） ４　ワーキンググループ委員の任期は、毎年度末までとする。ただし、再任を妨げない。 ５　ワーキンググループには、それぞれの分野に応じた適当な名称を付すこととする。 第４～第６　（略） 附　則（平成３０年　　月　　日） この規程は，平成３０年　　月　　日から施行する。	（組織） 第３　（略） ２～３　（略） ４　ワーキンググループ委員の任期は、平成２８年度末までとする。ただし、再任を妨げない。 （新規） 第４～第６　（略）

（見え消し）

沖縄産学官協働人財育成円卓会議ワーキンググループ設置要項

（設置）

第１　沖縄産学官協働人財育成円卓会議設置要綱第６に基づき、沖縄産学官協働人財育成円卓会議（以下「円卓会議」という。）の検討事項をより実務的に審議するために、~~次の~~分野ごとにワーキンググループを設置する。

~~（１）地域づくり人材養成分野~~

~~（２）高度専門職養成分野~~

~~（３）政策形成能力強化分野~~

~~（４）その他、円卓会議の目的を達成するための分野~~

（任務）

第２　各ワーキンググループは、それぞれの所掌分野について、調査・研究・検討を行い、その結果を円卓会議に報告する。

（組織）

第３　各ワーキンググループは、それぞれ１０人程度をもって組織する。

２ 各ワーキンググループに座長を置き、座長は円卓会議議長が指名する。

３ 各ワーキンググループの委員は円卓会議議長が委嘱する。

４ ワーキンググループ委員の任期は、毎年度末~~平成２８年度末~~までとする。ただし、再任を妨げない。

５ ワーキンググループには、それぞれの分野に応じた適当な名称を付すこととする。

（会議）

第４　ワーキンググループは、各座長が必要に応じて召集し、座長が議長を務める。

２ 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

３ 座長は、ワーキンググループを代表し、ワーキンググループの会務を統括する。

４ 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

（事務局）

第５　ワーキンググループの事務局を琉球大学内に置くこととし、ワーキンググループの開催及び運営に関する事務を処理する。

（その他）

第６　この要項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は、円卓会議議長が別に定める。

附　則

この要項は、平成２８年１１月９日から施行する。

附　則（平成○○年○○月○○日）

この要項は、平成○○年○○月○○日から施行する。

（溶け込み）

沖縄産学官協働人財育成円卓会議ワーキンググループ設置要項

（設置）

第１　沖縄産学官協働人財育成円卓会議設置要綱第６に基づき、沖縄産学官協働人財育成円卓会議（以下「円卓会議」という。）の検討事項をより実務的に審議するために、分野ごとにワーキンググループを設置する。

（任務）

第２　各ワーキンググループは、それぞれの所掌分野について、調査・研究・検討を行い、その結果を円卓会議に報告する。

（組織）

第３　各ワーキンググループは、それぞれ１０人程度をもって組織する。

２ 各ワーキンググループに座長を置き、座長は円卓会議議長が指名する。

３ 各ワーキンググループの委員は円卓会議議長が委嘱する。

４ ワーキンググループ委員の任期は、毎年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

５ ワーキンググループには、それぞれの分野に応じた適当な名称を付すこととする。

（会議）

第４　ワーキンググループは、各座長が必要に応じて召集し、座長が議長を務める。

２ 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

３ 座長は、ワーキンググループを代表し、ワーキンググループの会務を統括する。

４ 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

（事務局）

第５　ワーキンググループの事務局を琉球大学内に置くこととし、ワーキンググループの開催及び運営に関する事務を処理する。

（その他）

第６　この要項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は、円卓会議議長が別に定める。

附　則

この要項は、平成２８年１１月９日から施行する。

附　則（平成〇〇年〇〇月〇〇日）

この要項は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

（参考：現行の設置要項）

沖縄産学官協働人財育成円卓会議ワーキンググループ設置要項

（設置）

第１　沖縄産学官協働人財育成円卓会議設置要綱第６に基づき、沖縄産学官協働人財育成円卓会議（以下「円卓会議」という。）の検討事項をより実務的に審議するために、次の分野ごとにワーキンググループを設置する。

（１）地域づくり人材養成分野

（２）高度専門職養成分野

（３）政策形成能力強化分野

（４）その他、円卓会議の目的を達成するための分野

（任務）

第２　各ワーキンググループは、それぞれの所掌分野について、調査・研究・検討を行い、その結果を円卓会議に報告する。

（組織）

第３　各ワーキンググループは、それぞれ１０人程度をもって組織する。

２ 各ワーキンググループに座長を置き、座長は円卓会議議長が指名する。

３ 各ワーキンググループの委員は円卓会議議長が委嘱する。

４ ワーキンググループ委員の任期は、平成２８年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第４　ワーキンググループは、各座長が必要に応じて召集し、座長が議長を務める。

２ 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

３ 座長は、ワーキンググループを代表し、ワーキンググループの会務を統括する。

４ 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

（事務局）

第５　ワーキンググループの事務局を琉球大学内に置くこととし、ワーキンググループの開催及び運営に関する事務を処理する。

（その他）

第６　この要項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は、円卓会議議長が別に定める。

附　則

この要項は、平成２８年１１月９日から施行する。

（参考資料）

沖縄産学官協働人財育成円卓会議ワーキンググループ 平成３０年度委員（案）

１．地域・政策人材育成分野（仮）

	所属機関等	所属部署・役職	氏名
1	琉球大学	教育学部 教授	島袋 純 【座長】
2	琉球大学	地域連携推進機構 地域連携企画室 特命准教授	宮里 大八
3	自治体職員政策形成セミナーアドバイザー	内閣府沖縄総合事務局 総務部 総務課 広報室	太田 浩一
4	沖縄国際大学	法学部 教授	佐藤 学
5	中部広域市町村圏事務組合	広域連携課長	仲宗根 亨
6	南風原町	民生部 こども課長	前城 充
7	沖縄県中小企業家同友会	事務局長	島尻 裕巳（調整中）
8	沖縄経済同友会	事務局長	大門 貴司（調整中）
9	沖縄県地域振興協会	専務理事 兼 事務局長	富永 千尋（調整中）
10	名桜大学	国際学群 経営情報教育研究学系 教授	林 優子（調整中）

２．高度専門職養成分野

	所属機関等	所属部署・役職	氏名
1	公益社団法人沖縄県情報産業協会	事務局次長	渡真利 哲 【座長】
2	琉球大学	地域連携推進機構 地域連携企画室 特命准教授	島袋 亮道
3	一般社団法人重要生活機器連携セキュリティ協議会	代表理事	荻野 司
4	琉球大学	工学部 工学科 知能情報コース 准教授	長田 智和
5	沖縄県	商工労働部 情報産業振興課長 情報・金融産業振興班 班長	伊佐 馨（調整中）
6	沖縄工業高等専門学校	メディア情報工学科 教授	伊波 靖（調整中）
7	総務省沖縄総合通信事務所	情報通信課長	末吉 敏勝（調整中）
8	内閣府沖縄総合事務局	経済産業部 地域経済課（併）商務通商課国際室 情報政策専門官（併）課長補佐（産業技術担当）	多和田 悟（調整中）

３．発達障害児支援の作業療法士育成分野

	所属機関等	所属部署・役職	氏名
1	琉球大学	法文学部 教授	本村 真 【座長】
2	琉球大学	地域連携推進機構 地域連携企画室 特命准教授	（再掲）宮里 大八
3	沖縄県	子ども生活福祉部 子ども未来政策課長	喜舎場 健太
4	一般社団法人沖縄県作業療法士会	事務局長	三枝 秀平
5	沖縄大学	法経学部 准教授	島袋 隆志
6	こども相談支援センターゆいまわる	代表	仲間 知穂
7	南風原町	民生部 こども課長	（再掲）前城 充

（参考資料）

沖縄産学官協働人財育成円卓会議ワーキンググループ 平成２９年度委員

１．地域づくり人材養成分野

No.	所属機関等	所属部署・役職	氏名
1	琉球大学	理学部 教授	松本 剛　【座長】
2	琉球大学	地域連携推進機構 地域連携企画室 特命准教授	宮里 大八
3	宜野湾市	市民経済部 産業政策課 商工振興係長	安次富 弘明
4	株式会社沖縄銀行	総合企画部 経営企画管理グループ 上席調査役	上地 龍太
5	株式会社りゅうせきビジネスサービス	ハイサイプロジェクト事務局	栗原 恒雄
6	沖縄県中小企業家同友会	事務局長	島尻 裕巳
7	沖縄経済同友会	事務局長	大門 貴司
8	内閣府沖縄総合事務局	経済産業部 地域経済課 課長補佐（併)知的財産室長	知念 修
9	読谷村	ゆたさむら推進部 商工観光課 水産地域振興係長	寺西 正吾
10	沖縄県	企画部 地域・離島課 地域振興班長	仲村 卓之
11	公立大学法人名桜大学	国際学群 経営情報教育学系 上席准教授	林 優子

２．高度専門職養成分野

No.	所属機関等	所属部署・役職	氏名
1	琉球大学	工学部 准教授	長田 智和　【座長】
2	琉球大学	地域連携推進機構 地域連携企画室 特命准教授	島袋 亮道
3	沖縄県	商工労働部 情報産業振興課 情報・金融産業振興班 班長	伊佐 馨
4	沖縄工業高等専門学校	メディア情報工学科 教授	伊波 靖
5	一般社団法人重要生活機器連携セキュリティ協議会	代表理事	荻野 司
6	総務省沖縄総合通信事務所	情報通信課長	末吉 敏勝
7	内閣府沖縄総合事務局	経済産業部 地域経済課（併)商務通商課国際室 情報政策専門官（併)産業技術係長	多和田 悟
8	公益社団法人沖縄県情報産業協会	事務局次長	渡真利 哲
9	専修学校 国際電子ビジネス専門学校	副校長	淵上 真一

（参考資料）

３．政策形成能力強化分野

No.	所属機関等	所属部署・役職	氏名
1	琉球大学	教育学部 教授	島袋 純　【座長】
2	琉球大学	地域連携推進機構 地域連携企画室 特命准教授	宮里 大八
3	南部広域市町村圏事務組合	主幹兼総務係長	泉 毅
4	自治体職員政策形成セミナーアドバイザー	内閣府沖縄総合事務局 総務部 総務課 広報室	太田 浩一
5	北部広域市町村圏事務組合	広域振興課長	崎山 ゆかり
6	沖縄国際大学	法学部 教授	佐藤 学
7	沖縄県	企画部 企画調整課 調整・北部振興班 班長	島津 典子
8	沖縄大学	法経学部 法経学科 准教授	島袋 隆志
9	西原町	教育委員会 教育総務課長	新城 武
10	中部広域市町村圏事務組合	広域連携課長	仲宗根 亨
11	南風原町	民生部 こども課長	前城 充
12	沖縄県	総務部 人事課 人材育成班 班長	宮城 直人

４．発達障害児支援の作業療法士育成プログラム

No.	所属機関等	所属部署・役職	氏名
1	琉球大学	法文学部 教授	本村 真　【座長】
2	琉球大学	地域連携推進機構 地域連携企画室 特命准教授	（再掲）宮里 大八
3	沖縄県	子ども生活福祉部 子ども未来政策課長	喜舎場 健太
4	一般社団法人沖縄県作業療法士会	事務局長	三枝 秀平
5	沖縄大学	法経学部 准教授	（再掲）島袋 隆志
6	こども相談支援センターゆいまわる	代表	仲間 知穂
7	南風原町	民生部 こども課長	（再掲）前城 充

（参考資料）

円卓会議ＷＧと各プログラムの関係性について

＜平成２８年度＞

◆各分野のＷＧ開催回数（計１２回）及び開発した６プログラム　※かっこ内はＷＧ開催回数

Ⅰ．地域づくり人材養成分野　（４回）

① クラウドファンディング実践講座

② ソーシャルキャピタル構築講座

③ 島嶼地域交流ファシリテーター養成講座

Ⅱ．政策形成能力強化分野　（４回）

① 政策立案能力基礎プログラム

② 政策立案能力強化プログラム

Ⅰ．＋Ⅱ．地域・政策 合同　（２回）

① 社会的インパクト投資基礎概論

Ⅲ．高度専門職養成分野　（２回）

→（他機関からプログラムを承継する方向で調整）

＜平成２９年度＞

◆各分野のＷＧ開催回数（計１３回）及び実施した８プログラム　※かっこ内はＷＧ開催回数

→プログラムの進め方，実施内容の進捗報告，受講者アンケートを踏まえた振り返りなど，各ＷＧにおいて情報共有，意見交換を行いながら実施した。

Ⅰ．地域づくり人材養成分野　（３回）

① クラウドファンディング実践講座（公開講座　7/22 ～ 9/17）

② 地域企業(自治体)お題解決プログラム 2(Community Based Learning)（公開授業　10/3 ～ 1/30）

③ キャリア特別講義Ⅳ(グローバルキャリアデザイン)（公開授業　10/13 ～ 2/9）

④ ソーシャルキャピタル構築講座(島マス記念塾 in 琉大)（公開講座　10/21 ～ 1/27）

⑤ 島嶼地域交流ファシリテーター養成講座（公開講座　1/14 ～ 2/25）

Ⅱ．政策形成能力強化分野　（４回）

① 政策立案能力基礎プログラム（公開講座　7/8 ～ 8/19）

② 政策立案能力強化プログラム（公開授業(地域経営基礎)　10/5 ～ 12/7）

Ⅰ．＋Ⅱ．地域・政策 合同　（１回）

① 社会的インパクト投資基礎概論（8/23 ～ 10/19）

Ⅲ．高度専門職養成分野　（２回）

→（他機関からプログラムを承継する方向で調整）

Ⅳ．発達障害児支援の作業療法士育成プログラム　（３回）

→（開発中）

（参考資料）

※分野名が「（４）その他、円卓会議の目的を達成するための分野」に該当

〇発達障害児支援の作業療法士育成プログラム

〇沖縄型医工連携人材の育成プログラム（沖縄型産業中核人材育成事業）

〇星空案内人養成講座

〇生涯学習指導士育成プログラム（仮）

産学連携知的財産アドバイザーの派遣に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）と一般社団法人発明推進協会（以下「乙」という。）とは、独立行政法人工業所有権情報・研修館が甲に通知した「産学連携知的財産アドバイザーの派遣について」に基づき、乙が甲に派遣する産学連携知的財産アドバイザーの取扱いについて、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が、独立行政法人工業所有権情報・研修館が乙に委託し実施する知的財産プロデューサー等派遣事業（以下「本事業」という。）の趣旨に則り、大学等における知的財産情報の高度活用による権利化等の推進を図ることを目的とする。

（業務及び勤務拠点）

第２条　産学連携知的財産アドバイザーは、甲の要請のもと、本事業の目的に即した情報提供及び助言等を行い、甲は、甲の判断においてこれを利用する。

２　産学連携知的財産アドバイザーの主たる勤務拠点は、琉球大学　地域連携推進機構（沖縄県中頭郡西原町千原１番地）とする。

（受入体制）

第３条　甲は、産学連携知的財産アドバイザーが円滑に業務を遂行できるよう、所要の体制を整備するものとする。

（派遣期間）

第４条　産学連携知的財産アドバイザーの派遣期間は、本協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、派遣期間を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（派遣の中止）

第５条　乙は、独立行政法人工業所有権情報・研修館が設置する知的財産プロデューサー等派遣事業推進委員会において、産学連携知的財産アドバイザーの派遣による本事業の効果が見込まれないとの判断が成されたときは、派遣期間の終了前であっても、派遣期間が終了したものとみなして、産学連携知的財産アドバイザーの派遣を中止する。

（給与及び社会保険等）

第６条　産学連携知的財産アドバイザーの給与については、乙が負担するものとする。

２　健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険については、乙において加入し、その事業主負担分は乙の負担とする。

（費用負担等）

第７条　第２条第１項に定める産学連携知的財産アドバイザーの業務に要する旅費、交通費及び書籍購入費については、乙の規定の範囲内において、乙が負担するものとする。

２　甲は、産学連携知的財産アドバイザーのために、執務場所を無償で貸付するものとする。

３　産学連携知的財産アドバイザーの甲における執務に必要な事務机、椅子等備品及び消耗品は、甲が用意し、その費用は甲が負担するものとする。

４　産学連携知的財産アドバイザーの甲における執務に伴う光熱費及び通信費は、甲が負

担するものとする。

（服務及び勤務時間等）
第８条　産学連携知的財産アドバイザーの服務、勤務時間、災害補償等については、乙の関係規程を適用するものとする。

（秘密及び個人情報の守秘義務）
第９条　乙は、本業務の遂行により知り得た甲、甲の連携する大学、地域企業等の業務上の秘密及び個人情報を他に漏らし、又は不正に利用してはならず、産学連携知的財産アドバイザーにもその遵守を徹底させなければならない。本派遣期間の終了後においても同様とする。

（免責）
第１０条　本協定に基づく産学連携知的財産アドバイザーの情報提供・助言等により甲に生じた損害については、乙及び独立行政法人工業所有権情報・研修館はその責を負わないものとする。

（産学連携知的財産アドバイザーの個人情報の保護）
第１１条　乙が甲に提供することができる産学連携知的財産アドバイザーの個人情報は、あらかじめ甲に通知すべき事項のほか、当該産学連携知的財産アドバイザーの業務遂行能力に関する情報に限るものとする。ただし、利用目的を示して当該産学連携知的財産アドバイザーの同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。
２　甲及び乙は、業務上知り得た産学連携知的財産アドバイザーの個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。本派遣期間の終了後においても同様とする。

（疑義の決定）
第１２条　本協定書に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定書に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成 30 年 4 月　1 日

甲　沖縄県中頭郡西原町千原１番地
国立大学法人琉球大学
学　　長　　大 城　　肇

乙　東京都港区虎ノ門２丁目９番 14 号
一般社団法人　発明推進協会
副　会　長　　中 嶋　　誠

20180216 情 館 002
平成 30 年 2 月 22 日

国立大学法人琉球大学
学長　大城　肇　殿

独立行政法人工業所有権情報・研修館
理事長　三木　俊克

産学連携知的財産アドバイザーの派遣について

拝啓　時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成３０年１月１０日付で申請がありました「産学連携知的財産アドバイザー派遣プログラム申請書」に対し、産学連携知的財産アドバイザーの派遣先として決定いたしましたので通知いたします。

なお、産学連携知的財産アドバイザーの派遣開始は、平成３０年４月を予定しております。

敬具

定　　款

一般社団法人発明推進協会

（書面議決等）
第１８条　総会に出席できない正会員は、書面若しくは電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使することができる。
２　前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
３　第１項の規定により議決権を行使する正会員は、前条の適用については出席したものとみなす。

（議事録）
第１９条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　前項の議事録には、議長のほか、会議に出席した者のうちから議長により指名された議事録署名人２名が記名押印する。

第５章　役　　員

（役員の設置）
第２０条　本会に次の役員を置く。
（１）理事　　５名以上１５名以内
（２）監査役　　３名以内
２　理事のうち１名を会長とする。また、１名を副会長、１名を専務理事、１名を常務理事とすることができる。
３　会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。
４　監査役をもって法人法上の監事とする。

（役員の選任）
第２１条　理事及び監査役は、総会の決議によって選任する。
２　会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって理事のうちから選定する。
３　本会の理事のうちには、理事のいずれか１名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　本会の監査役には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監査役は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（役員の職務）
第２２条　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を

平成３０年度
産学連携知的財産アドバイザー派遣プログラム
派遣先公募要領

平成２９年１２月６日

独立行政法人
工業所有権情報･研修館

③　産学連携知財ＡＤの必要性
④　産学連携知財ＡＤの支援環境
⑤　地域内外の支援機関との連携関係

（４）審査結果の通知等
審査の結果については採否にかかわらず、申請者に通知します。
採択された申請については、種別、大学名等をホームページ等で公表します。

４．採択された大学への産学連携知財ＡＤの派遣
採択された大学と情報・研修館が本事業に係る業務を委託する事業者との間で、産学連携知財ＡＤの派遣に関する協定を締結します。
原則として、前記の派遣に関する協定が締結され、大学側の受入準備が整い次第、産学連携知財ＡＤを派遣します。

５．申請に当たっての留意点
（１）提出が必要な書類
種別ごとに提出する書類の様式が異なります。種別に応じ、下表に示す様式に記入して提出してください。

種別	プロジェクト支援Ａ型	プロジェクト支援Ｂ型
提出する書類	様式１ 様式２ 様式３	様式１ 様式４ 様式５

①　様式１：プロジェクト支援Ａ型及びプロジェクト支援Ｂ型について、共通に使用する様式です。プロジェクト支援Ａ型又はプロジェクト支援Ｂ型のどちらの申請なのか選択できる項目等が設けてあります。
②　様式２：プロジェクト支援Ａ型の申請で使用する様式です。申請大学Ａの産学連携支援体制等の状況や、産学連携知財 AD の支援を希望する研究開発プロジェクト等について、申請大学Ａが記載します。
③　様式３：プロジェクト支援Ａ型の申請で使用する様式です。事業化の可能性の高いプロジェクトの詳細を記載していただきます。様式２の「11.産学連携知財 AD の支援を希望する研究開発プロジェクト」に記載したプロジェクトのうち、事業化の可能性が高いと思われるプロジェクト順に通し番号（例 No.1、No.2‥‥）を付して、少なくとも２プロジェクトについて記載の上、提出してください。
④　様式４：プロジェクト支援Ｂ型の申請で使用する様式です。申請大学Ｂの産学連携支援体制等の状況や、知財活動の実績データ等を申請大学Ｂが記載します。
⑤　様式５：プロジェクト支援Ｂ型の申請で使用する様式です。申請大学Ｂの事業化の可能性があると思われる技術シーズ等について申請大学Ｂが記載します。

産学連携知的財産アドバイザー派遣プログラム申請書

平成３０年１月１０日記入

１．申請者

・申請大学の名称：国立大学法人　琉球大学

・申請大学の長（職・氏名）：学長　大城　肇　　印

・申請大学の産学連携組織等の名称：地域連携推進機構

・調書責任者（様式２又は様式４から転記してください。）
〔所　　属〕地域連携推進機構　産学官連携部門
〔役職・氏名〕部門長　屋　宏典
〔住　　所〕沖縄県西原町千原１番地
〔電 話 番 号〕０９８－８９５－８９７２
〔電子メール〕<okuhiros@comb.u-ryukyu.ac.jp>

２．申請種別

下記のうちのどちらかの□をクリックし、レ点を付してください。

☑Ａ．プロジェクト支援Ａ型　　□Ｂ．プロジェクトＢ支援型

（様式２及び様式３に記入してください。）　　（様式４及び様式５に記入してください。）

３．申請大学の学部・大学院等の研究者、産学連携支援人材、地域の知的財産活用連携体制の状況

・産学連携部門等の支援人材の数（様式２又は様式４から転記してください。）
コーディネーター等：　３名　　知的財産部署の人材：　０．５名
技術移転を担う人材：　０名　　事　務　系　職　員：　４．５名

・学部又は大学院等に所属する研究者の数（様式２又は様式４から転記してください。）

法文学部	教授５２名、准教授４９名、助教　０名
観光産業科学部	教授１７名、准教授　６名、助教　０名
教育学部	教授４２名、准教授３８名、助教　１名
理学部	教授４２名、准教授３０名、助教　８名
医学部	教授１６名、准教授　７名、助教１９名
工学部	教授３５名、准教授３４名、助教２４名
農学部	教授２３名、准教授２８名、助教　９名
大学院	教授５６名、准教授３６名、助教７４名
医学部附属病院	教授　４名、准教授　９名、助教７５名
附属研究所	教授　９名、准教授１０名、助教　３名
その他	教授　７名、准教授１７名、助教１１名

・地域の知的財産活用連携体制の形成状況（□をクリックし、レ点を付してください。）

地域支援機関との連携体制	☑形成済み	□形成中	□連携経験なし
補完関係にある大学との研究連携	☑実施中	□準備中	□連携経験なし
投資ファンドや地域金融機関との連携	☑連携あり	□準備中	□連携経験なし

４参画大学の名称等（※参画大学がある場合）

参画大学の名称：沖縄工業高等専門学校
参画大学の長（職・氏名）：校長 安藤 安則
参画大学の産学連携組織等の名称：地域連携推進センター
連絡責任者（職・氏名）：センター長　武 村 史 朗

【注1】　ピンク色の文字は、例示として記載しています。
ピンク色の文字のうち、申請に必要な情報については必ず黒色に変更してください。
ピンク色の文字のうち、申請に不要な情報は削除してください。

【プロジェクト支援Ａ型】

申請大学の知的財産活動状況に関する調書

平成３０年１月１０日記入

〔基本情報〕

１．申請大学の名称	申請大学の名称を記入してください。
	国立大学法人　琉球大学

〔申請大学の情報及び地域の知的財産活用連携体制に関する情報〕

２．申請大学の産学連携支援体制と地域の知的財産活用連携体制	例示した図も参考にしつつ、申請大学を中心とする産学連携プロジェクト等に対する地域の知的財産活用連携体制の概要を分かりやすく図示してください。

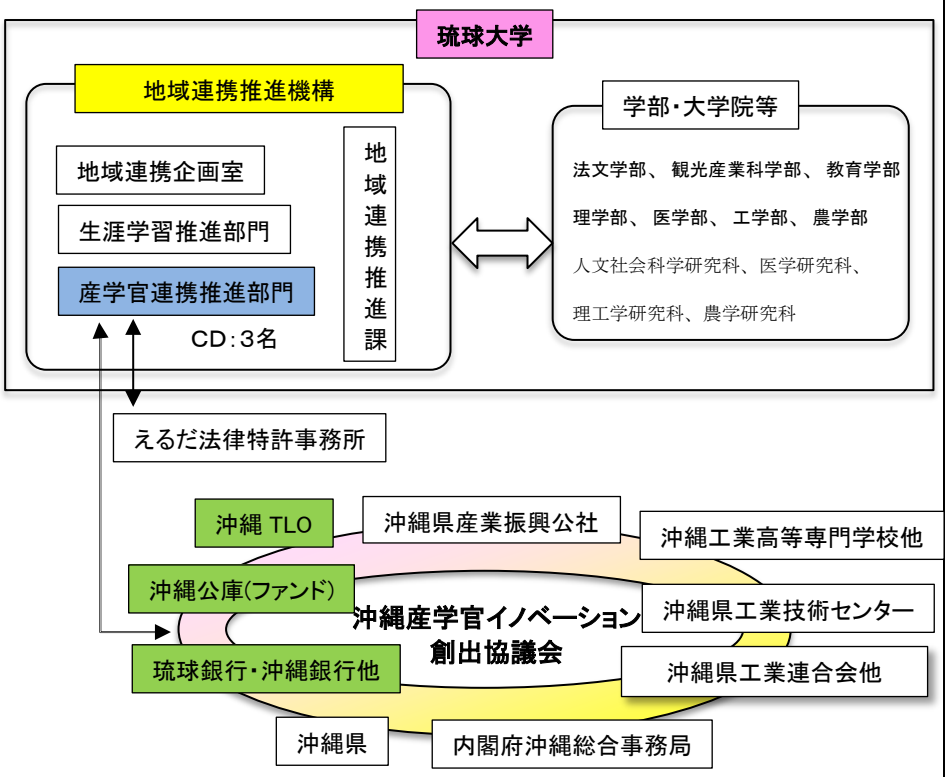

３．申請大学の産学連携等支援組織の責任者（調書責任者）	所属 役職	地域連携推進機構 産学官連携部門　部門長	（ふりがな） 氏　　名	おく　ひろすけ 屋　　宏典
	〔住所〕〒903-0213　沖縄県西原町千原１番地 〔電話番号〕０９８－８９５－８９７２ 〔電子メール〕<okuhiros@comb.u-ryukyu.ac.jp>			

４．責任者のプロジェクトの推進に関する考え方	プロジェクトの推進に関して申請大学の産学連携等支援組織の責任者の基本的な考え方を記入してください。
	・本学は沖縄の振興発展に貢献すべく教育・研究とともに地域貢献活動を重視している。 ・このため本学の研究シーズを活用した事業化を見据えた研究開発や大学発ベンチャー創出に積極的に取り組んできた。 ・この流れを充実強化すべく平成２７年度には地域連携推進機構を設置し体制強化を図っている。 ・更に産学連携知的財産アドバイザーの支援を得ながら、技術移転や大学発ベンチャーの創出を強力に推進、加速していきたい。

５．申請大学の支援人材等	申請大学の産学連携等支援組織に所属する支援人材の人数を記入してください。 コーディネーター等：　３名　　知的財産部署の人材：　０．５名 技術移転を担う人材：　０名　　事　務　系　職　員：　４．５名
６．申請大学の部局等別の研究者数	法文学部　：　教授５２名、准教授４９名、助教　０名 観光産業科学部：　教授１７名、准教授　６名、助教　０名 教育学部　：　教授４２名、准教授３８名、助教　１名 理学部　：　教授４２名、准教授３０名、助教　８名 医学部　：　教授１６名、准教授　７名、助教１９名 工学部　：　教授３５名、准教授３４名、助教２４名 農学部　：　教授２３名、准教授２８名、助教　９名 大学院　：　教授５６名、准教授３６名、助教７４名 医学部附属病院：　教授　４名、准教授　９名、助教７５名 附属研究所　：　教授　９名、准教授１０名、助教　３名 その他　：　教授　７名、准教授１７名、助教１１名 ※博士研究員については調査資料無し
７．参画大学への情報提供機能 （※参画大学がある場合）	申請大学における参画大学への情報提供機能について記入してください。 研究プロジェクト責任者と参画大学教員が連携して研究開発を行う。 必要に応じて本学の産学官連携部門が参画大学との連携調整を図る。
８．参画大学（※）・研究機関等と申請大学の関係 （※参画大学がある場合）	参画大学・研究機関等の名称と連携関係等を記入してください。 １）沖縄工業高等専門学校 研究開発プロジェクト２「電気エネルギー消費ゼロを目指したサンゴ礁生物の成長促進・成熟誘導技術開発」において共同研究を実施している。 ２）富山高専、産業技術総合研究所関西センター 研究開発プロジェクト４「軽量・安定・高容量アンモニアボラン燃料電池の開発」において共同研究を実施している。
９．支援機関等と申請大学との関係	地域において連携がある支援機関等と申請大学との関係を具体的に記入してください。 ・沖縄地域におけるイノベーション創出を加速すべく、地域の産学官が結集した組織「沖縄産学官イノベーション創出協議会」を結成し活動を展開している。 ・ベンチャー創出に関連する主なメンバーは以下の通りである。 １）沖縄振興開発金融公庫（連携協定を締結） 公庫の実施する新事業出資事業に関連し本学発ベンチャーの紹介・投資検討等を行う。投資実績：２社。 ２）沖縄銀行・琉球銀行（連携協定を締結） 銀行の顧客等のニーズを本学のシーズのマッチング及び本学発ベンチャーの紹介・投資検討等を行う。投資実績：１社　投資相談中：１社。 ３）沖縄ＴＬＯ（連携協定を締結） 平成１８年度より連携協定にもとづいて県内企業を中心に本学の技術移転活動を行っている。 技術移転実績：３件。

	産学連携知財ＡＤの派遣を申請する背景、派遣の必要性、派遣によって達成する目標を箇条書きの形で簡潔に記入してください。
10. 産学連携知財ＡＤの派遣を申請する背景、必要性、派遣によって達成する目標	<u>派遣を申請する背景</u> ・本学は沖縄地域で唯一の国立大学として教育・研究に取り組み沖縄の発展に貢献してきた。 ・更に地域貢献大学を標榜し教育・研究の成果を生かした沖縄の振興を重視している。 ・このため本学の研究シーズを活用した事業化を見据えた研究開発や大学発ベンチャー創出に積極的に取り組んできた。 ・本学発のベンチャー企業は１５社（学生ベンチャー含む）となっている。 <u>派遣の必要性</u> ・上記の流れを充実強化すべく平成２７年度には産学官連携推進機構を拡大発展させた地域連携推進機構を設置した。 ・また、本提案のプロジェクト以外にも多数の共同研究・委託研究等が進んでおり事業戦略や知財戦略等を行えるコーディネートが強く望まれている。 ・他方、本学の知財分野の組織体制は併任教員１名、学外招聘のコーディネーター１名となっており体制強化が喫緊の課題となっている。 ・このため、産学連携知的財産アドバイザーの支援を受け、組織体制の充実強化を図り、技術移転や大学発ベンチャーの創出を強力に推進、加速していきたい。 <u>派遣によって達成する目標</u> １）プロジェクト１ ・本学発の認定ベンチャーとして設立済み。 ・現在、ノビレチン含有の化粧水を開発しており本年３月以降に発売予定である。 ・その後、高付加価値な化粧品の開発販売を計画しており事業の急成長を目指している。 ・現在、平成３０年度の出資獲得に向けて沖縄地域のファンドと相談を進めている。 ２）プロジェクト２ ・県内企業と連携して事業化を推進する。 ・平成３３年頃の達成目標は以下の通り。 ①沖縄を訪れる観光客・修学旅行生を顧客としたサンゴ植え付け事業 ②沖縄県内外、国外の生物飼育に興味を持つ家庭を顧客とした海洋性生物飼育システム販売事業 ３）プロジェクト３ ・県内及び県外企業が連携して事業化を推進する。 ・紅麹色素封入ナノ粒子製剤を用いて明太子を製造・販売することを想定 ・平成３０年度には紅麹色素ナノ粒子を用いた明太子の製造・販売する。 ４）プロジェクト４ ・県内企業と連携して事業化を推進、将来的には大企業との連携を目指す。 ・アンモニアボランを水素源とした燃料電池給電システムにてポータブル電源市場への参入を目指す。 ・3 年以内に加水分解型のプロトタイプを開発し、発売までのめどづけを行う。 ・熱分解型の使用済み燃料のリサイクルを含めた技術を確立させ、システムのプロトタイプを 5 年以内に完成させる。 ・アンモニアボランの大量合成装置を開発し、10 年以内に量産可能な体制を作る。 ・ポータブルバッテリー以外の装置を順次リリースし、最終的には大型燃料電池装置を大手企業とタイアップして製作する

〔プロジェクトのベースとなる研究開発プロジェクトの情報〕

11. 産学連携知財ＡＤの支援を希望する研究開発プロジェクト	プロジェクトのベースとなる研究開発プロジェクトの名称を、事業化までの目標年数別に記入してください。
	概ね４年以内の事業化が有望視される研究開発プロジェクト １）プロジェクト名：　高付加価値化粧品の開発販売を行うベンチャー企業の創出成長支援プロジェクト（様式３　№.１） プロジェクトの大学名：琉球大学 研究開発代表者：　照屋俊明　（琉球大学、教育学部、教授） 事業化の形態：　本学発ベンチャー企業による事業化 パートナー企業：　株式会社琉球ボーテ ２）プロジェクト名：　サンゴ礁生物の特性理解を基盤とした環境保全関連事業の戦略的展開（様式３　№.２） プロジェクトの大学名：琉球大学 研究開発代表者：　竹村明洋（琉球大学、理学部、教授） 事業化の形態：　県内企業による事業化 パートナー企業：　沖電開発株式会社 ３）プロジェクト名：　発色剤代替紅麹色素封入食用ナノ粒子製剤の開発（様式３　№.３） プロジェクトの大学名：琉球大学 研究開発代表者：　橘　信二郎　（琉球大学、農学部、准教授） 事業化の形態：　県内及び県外企業が連携した事業化 パートナー企業：　株式会社先端医療開発、株式会社ふくや 概ね７年以内の事業化が有望視される研究開発プロジェクト １）プロジェクト名：　水素貯蔵材料を用いた燃料電池の開発（様式３　№.４） プロジェクトの大学名：琉球大学 研究開発代表者：　中川鉄水　（琉球大学、理学部、助教） 事業化の形態：　県内企業と連携した事業化 パートナー企業：　NTI 株式会社
12. その他	地方創生に資する申請大学の取組、地域の取組等について、特記するものがあれば記入してください。

〔産学連携知財ＡＤの活動基盤に関する大学の準備状況〕

13. 産学連携知財ＡＤの活動を円滑に行うための環境整備	産学連携知財ＡＤが活動するため、大学が用意する環境について記入してください。 産学連携知財ＡＤの学内における身分：委託非常勤講師又は客員教授 インフラの利用（□をクリックし、レ点を付してください。） ・業務遂行用デスク 業務用の机と椅子の貸与：☑ 可 □ 否 業務用のコピー機・文具等の利用：☑ 可 □ 否 ・情報処理インフラ 大学のインターネット回線利用 （ＰＣの利用も含む。）：☑ 可 □ 否 ・学術論文データベース等の利用 大学が契約しているデータベース等の利用：☑ 可 □ 否 ・宿舎等の確保：□ 可 ☑ 否

〔申請大学及び参画大学（※参画大学がある場合）の産学連携・知財活動に関する実績データ〕

14. 産学連携・知財活動の実績データ

産学連携・知財活動の実績を記入してください。

琉球大学

共同研究の件数

年度	総件数	うち、地域企業との共同研究件数
平成 28 年度	１０７件	３４件
平成 27 年度	７８件	２８件

公的機関が提供する競争的研究開発資金の受入件数

年度	総件数
平成 28 年度	１８件
平成 27 年度	１８件

知的財産の出願・権利化件数

年度	特許権保有件数	特許出願件数	外国特許出願件数
平成 28 年度	７０件	１２件	０件
平成 27 年度	６０件	５件	４件

年度	意匠権保有件数	意匠出願件数
平成 28 年度	５件	３件
平成 27 年度	２件	０件

知的財産の活用件数

年度	特許等のﾗｲｾﾝｽ件数	特許等の有償譲渡件数	大学発ﾍﾞﾝﾁｬｰに対するﾗｲｾﾝｽ件数	大学発ﾍﾞﾝﾁｬｰに対する有償譲渡件数
平成 28 年度	４件	２件	０件	０件
平成 27 年度	３件	２件	０件	０件

【注1】 審査の段階で、調書責任者に対して、調書の内容についてご質問をさせていただくことがあります。

【注2】 ピンク色の文字は、例示として記載しています。

ピンク色の文字のうち、申請に必要な情報については必ず黒色に変更してください。

ピンク色の文字のうち、申請に不要な情報は削除してください。

【プロジェクト支援Ａ型】

プロジェクトに関する調書（№.１）

平成３０年１月１０日記入

〔基本情報〕

１．申請大学の名称	申請大学の名称を記入してください。 国立大学法人　琉球大学
２．参画大学の名称 （※参画大学がある場合）	参画大学がある場合参画大学の名称を記入してください。複数の参画大学がある場合、複数の参画大学の名称を記入してください。 無し

〔プロジェクトに関する情報〕

３．プロジェクトの名称	プロジェクトの名称を記載してください。 高付加価値化粧品の開発販売を行うベンチャー企業の創出成長を支援プロジェクト			
４．大学におけるプロジェクトの代表者	所属 役職	教育学部 教授	（ふりがな） 氏　　名	てるや　としあき 照屋　俊明
	〔住所〕 〒903-0213 沖縄県西原町千原１番地 〔電話番号〕098-895-8356 〔電子メール〕Toshiaki Teruya <t-teruya@edu.u-ryukyu.ac.jp>			
５．プロジェクトにおいて事業化を担当する予定の企業の名称と所在地	プロジェクトにおいて事業化を担当する予定の企業の正式名称と所在地を記入してください。 琉球ボーテ株式会社　沖縄県西原町千原１番地 （琉球大学認定ベンチャー企業：平成 29 年 4 月設立）			
６．企業における事業化を担当する予定の責任者（創業前の大学発ベンチャーの場合は起業責任者）及び今までの事業化の実績	所属 役職	琉球ボーテ株式会社 代表取締役・社長	（ふりがな） 氏　　名	しまだ　くにお 島田　　邦男
	〔住所〕 〒903-0213 沖縄県西原町千原１番地 〔電話番号〕090-5587-2800 〔電子メール〕島田邦男 <shimada@ryukyu-beaute.com>			
	今まで責任者が事業化を行った事例を具体的に記入してください。 （経歴） ・日油㈱ライフサイエンス事業部研究所で新規機能性化粧品素材の開発、リン脂質ポリマー（商品名 Lipidure など）業務にたずさわる。 ・その後、研究本部部長に異動し 2014 年退職し、化粧品業界コンサルティング業務等にたずさわる。 ・2017 年、琉球ボーテ㈱起業に伴って沖縄に在住する。 ・現在、日本化粧品技術者会東京支部常議員、日本油化学会関東支部幹事、日中化粧品国際交流協会専門家委員、東京農業大学客員教授に就任。 （琉球ボーテの事業） 沖縄由来の原料およびそれを配合した化粧品の研究開発・製造・販売のため、下記の事業を行っている。 （事務所：琉球大学産学連携研究棟、工場：沖縄バイオ産業振興センター）			

	１）沖縄ブランドを特徴とした自社化粧品の研究開発、製造、販売 ２）沖縄本島に本格的な製造設備をもつ化粧品の受託製造 ３）沖縄の天然由来原料の研究開発、製造、販売
７．すでに構築され、当該プロジェクトにおいても利活用が可能な支援体制	下記のプロジェクト支援体制のうち、すでに構築され、当該プロジェクトで利活用可能なものがあれば、選んでください（□をクリックし、レ点を付してください。）。 □プロジェクト専任のコーディネーターによる日常的支援体制 □プロジェクト専任の URA よる日常的支援体制 ☑コーディネーターによる随時支援体制 □ URA による随時支援体制 ☑大学知財部や大学 TLO による出願・権利化の随時支援体制 □大学知財部や大学 TLO による技術移転及び特許ライセンス契約の随時支援体制 □自治体等の外部機関に所属するコーディネーターによる随時支援体制 □事業インキュベーション支援人材によるハンズオン支援体制 □投資ファンド、地域の金融機関等との連携に基づく随時支援体制 ☑投資ファンド、地域の金融機関等との連携に基づく事業化資金の支援体制 □知財専門家（弁理士等）との連携に基づく随時支援体制 □その他（　　）

〔研究開発プロジェクトに関する情報〕

Ⅰ研究開発に係る情報

８．研究開発プロジェクトの名称	プロジェクトのベースとなる研究開発プロジェクトの名称を記載してください。 **シークヮーサー由来ノビレチンの機能を生かす高付加価値化粧品の開発**
９．研究開発プロジェクトに参画する大学・研究機関等の名称	研究開発プロジェクトに参画している大学・研究機関等がある場合、その名称、参画している研究者の役職・氏名を記入してください。複数ある場合は全ての機関を記載してください。 無し
10．研究開発プロジェクトにおける大学の研究開発責任者	所属　教育学部　（ふりがな）てるや　としあき 役職　教授　氏　名　照屋　俊明 研究室連絡先 〔住所〕 〒903-0213 沖縄県西原町千原１番地 〔電話番号〕098-895-8356 〔電子メール〕Toshiaki Teruya <t-teruya@edu.u-ryukyu.ac.jp>
11．研究開発プロジェクトに参画している企業の名称と所在地	研究開発プロジェクトに参画している企業の正式名称と所在地を記入してください。 琉球ボーテ株式会社　沖縄県西原町千原１番地 （琉球大学認定ベンチャー：平成 29 年 4 月設立） 株式会社沖縄リサーチセンター　沖縄県うるま市字州崎１２番地７５ 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
12．研究開発事業の名称、研究開発費の種別、研究開発費の額	研究開発テーマの名称、研究開発事業の名称、研究開発費の種別、研究開発費の額、研究開発期間等を記載してください。 <u>国・自治体等の公的機関による研究開発事業によるもの</u> １）シークヮーサー由来ノビレチンの機能を生かす高付加価値化粧品の開発 （沖縄県知的・産業クラスター形成推進事業　67.6 百万円、H26-28） ２）シークヮーサー果皮水の低温真空乾燥抽出法による抽出物の検討 （沖縄 TLO 補助金　2 百万円、H29） <u>企業等からの受託研究、企業等との共同研究によるもの</u> １）「シクァーサー葉及びジュース絞り残渣からノビレチンの精製法の開発」 （沖縄リサーチセンターとの共同研究、2 百万円、H23～H25）

	２）「シークヮーサー搾り残渣を用いた排尿トラブル改善食品の開発」 （沖縄リサーチセンターとの共同研究、1.7百万円、H27～H28）
13. これまでの研究開発の経緯及び成果の概要	研究開発テーマの進捗状況の概要を記入してください。 審査では秘密管理を厳格に行いますが、開示可能な範囲で記入してください。
	研究経緯 １）平成１５年～平成１７年　　筑波大学　文部科学技官 ・海洋生物由来の生物活性物質について研究し細胞毒性物質についての成果を得た。 ２）平成１７年～１８年　　中部大学　　応用生物学部　講師 ・骨芽細胞、破骨細胞について研究し、骨代謝調整分子についての成果を得た。 ３）平成１８年～２０年　　慶應義塾大学　　理工学部　助手（助教） ・海洋生物由来の生物活性物質について研究し細胞毒性物質についての成果を得た。 ４）平成２０年～　琉球大学　　教育学部　准教授 ・シークワーサーに含まれるポリメトキシフラボノイドの低コストかつ高効率な抽出技術を開発した。 ・ギシギシに含まれるネポジンの低コストかつ高効率な抽出技術を開発した。 ５）平成２９年～　琉球大学　　教育学部　教授 ・シークワーサーの種に含まれるリモノイド類の効率的な抽出法について研究を開始した。 本プロジェクトで活用する研究成果 ・シークワーサーに含まれるノビレチンを活用した化粧品の開発・販売を実施する。 ・ノビレチン高含量原料 PMF の 0.005%（美白効果が期待される濃度）溶液は閉塞条件下において試験した結果、非一次性刺激物質および非感作性物質であると判定されたため、原料として使用が可能となっている。
14. 現在実施している研究開発の目標	現在実施している研究開発において設定している目標（３年後）を箇条書きで記入してください。 定量的な数値目標を設定している場合は、それも記入してください。
	１）新規有用性探索 育毛効果・抗炎症・抗酸化など、新たなノビレチンの有用性評価を探索する ２）他の有効成分との相乗効果 安定性・安全性をベースに、他の美白剤との相乗効果によるデータを蓄積し、美白による混合原料を開発する ３）医薬部外品の前例取得 安全性が高い原料であるため、日本の部外品前例取得をして、化粧品以外の部外品市場への参入をする

Ⅱプロジェクトに係る情報

	プロジェクトで用いる新技術の既存技術に対する優位性及び技術的課題を記入してください。
15. 新技術の既存技術に対する優位性及び技術的課題	１）製造コストの削減 ノビレチン高含量原料については製造コストが効果であり市場への普及に課題が有った。我々の開発・特許出願した製造方法では大幅なコスト削減が可能である。 ２）ノビレチンの効果効能 ノビレチンには以下の効果効能があり広範な商品利用が期待できる ・メラニン合成阻害（美白効果）　＊ ・皮脂（TG）合成阻害（ニキビ抑制） ・紫外線遮断（日焼け止め効果） ・紫外線による炎症抑制 ・広範囲のかゆみ抑制効果＊　＊：本プロジェクトチームの成果

16. 事業化が社会に与える影響	新技術が事業化されることによる（地域に対する）経済的なインパクトや社会的なインパクトについて記入してください。 １）本学の知的財産の有効活用による地域活性化とともに、これを踏まえて、今後、更に多様な有用成分の活用に関する研究発展・利用が期待できる。 ２）沖縄地域における化粧品製造産業の活性化、技術者の育成、雇用創出が期待できる。 ３）ノビレチン抽出原料はシークゥーサー葉や残渣を利用する。 このため、シークワーサー生産農家の収益増加、加工会社の廃棄費用軽減が実現できる。更にはシークワサーを活用した 6 次産業の全般への波及効果も期待できる。
17. 知的財産の出願・権利化の状況（外国出願も含む。）	プロジェクトのベースとなる研究開発のこれまでの成果に基づく知的財産（権）について、出願・権利化等の状況を記載してください。 審査では秘密管理を厳格に行いますが、開示可能な範囲で記入してください。 <u>出願済特許</u> 出願人　琉球大学、沖縄リサーチセンター [国際出願番号] PCT/JP2013/071664. 柑橘類の搾り残渣に含まれるノビレチン、タンゲレチンなどのポリメトキシフラボノイドを簡便な工程で製造する事に成功した。本特許法で製造した原料を化粧品に用いる。 <u>Toshiaki Teruya</u>, Yuto Teruya, Saki Sugiyama, Je-Tae Woo, [名称] Method for manufacturing substance containing nobiletin and tangeretin derived from citrus fruits, and nobiletin-and tangeretin-containing substance obtained thereby,
18. 事業化構想、構想を実現するシナリオと推進方針	事業化構想、構想を実現するためのシナリオと推進方針（本プロジェクトに参画する企業との協議の状況を含む。）について、開示可能な範囲で記載してください。 １）商品化 ・本プロジェクトではノビレチン高濃度可溶化条件を活かして、安定かつ高品質の最終製品である化粧水を製造する。 ・商品名は Sun lover（以下、サンラバー） とし、一本 400 ml 程度の容量で試作品を作成している。 ・汎用原料ヒアルロン酸とノビレチンを配合し、沖縄の強い日差しの下で、アクティブに素肌をキープできるイメージをもった化粧水にする。 ２）販売方法等 ・本学の生協と共に県内のドラッグストアー（サンエー、イオン）への販路を検討している。 ・取次店（沖縄物産公社）を通して本年３月末に 1000 個を出荷する。 ・その後、観光客を対象とした空港（エアポートトレーディング）やわしたショップ（本土にある沖縄アンテナショップ）などで琉大発のコスメとして出荷する。 ・その反響から本土への量販店への販売を検討する。 ３）周知広報等 ・若者向け SNS での“インスタ映え”を期待したパッケージとなっておりネット上での拡散を行う。 ・併せて短編動画を作成しネット活用して PR をする。 ・「大学発の研究成果活用した化粧品」を訴求ポイントしたＰＲを行う。

19. 産学連携知財ＡＤに期待する支援内容	期待度が高いものを最大５つ選んでください（□をクリックし、レ点を付してください。）。 ☑当該技術に基づくビジネスモデルを念頭においたプロジェクトの研究開発戦略、事業戦略、事業化シナリオ策定等に関するアドバイス □商品プロトタイプを想定した市場調査 □パートナー企業との産学連携活動の支援 □当該技術を含む関連技術分野の網羅的な特許文献調査 ☑想定している事業構想にもとづいて事業化を図る際に必要となる周辺技術等に関する特許調査 □想定している事業構想にもとづいて事業化を図る際に生じる知財リスクの検討 □当該技術と競合する可能性がある技術の出願動向調査 □当該技術と競合する可能性がある技術の特許文献の分析に基づく当該技術の「強み」と「弱み」の分析、「強み」を強化し「弱み」を克服する知財戦略の提案 □当該技術を核とする事業の競争力を高める知財ポートフォリオ形成策等の知財戦略に関する助言 ☑当該技術の新たな応用分野の可能性探索調査、調査結果に基づく知財戦略に関する助言 □特許出願又はノウハウとして秘匿化の判断に資する助言 □研究成果から生まれる発明の抽出に関する助言 ☑事業化を見据えた意匠、商標の権利化に関する助言 □事業構想とリンクする海外出願戦略の提案 □（その他：　　）

〔その他、特記事項等〕

20. その他、特記事項等	その他、当該プロジェクトに関して特記すべき事項があれば、下に記載してください。

【注1】　審査の段階で、調書責任者に対して、調書の内容についてご質問をさせていただくことがあります。

【注2】　説明図、報道記事、その他の参考となる資料等を３枚まで（様式３）に添付することができます。

【注3】　ピンク色の文字は、例示として記載しています。

ピンク色の文字のうち、申請に必要な情報については必ず黒色に変更してください。

ピンク色の文字のうち、申請に不要な情報は削除してください。

【プロジェクト支援Ａ型】

プロジェクトに関する調書（№.２）

平成 30 年 1 月 10 日記入

〔基本情報〕

１．申請大学の名称	申請大学の名称を記入してください。 琉球大学
２．参画大学の名称 （※参画大学がある場合）	参画大学がある場合参画大学の名称を記入してください。複数の参画大学がある場合、複数の参画大学の名称を記入してください。 沖縄工業高等専門学校

〔プロジェクトに関する情報〕

３．プロジェクトの名称	プロジェクトの名称を記載してください。 サンゴ礁生物の特性理解を基盤とした環境保全関連事業の戦略的展開			
４．大学におけるプロジェクトの代表者	所属 役職	理学部 教授	（ふりがな） 氏　　名	（たけむらあきひろ） 竹　村　明　洋
	〔住所〕 〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町千原 1 番地 〔電話番号〕098-895-8993 〔電子メール〕takemura@sci.u-ryukyu.ac.jp			
５．プロジェクトにおいて事業化を担当する予定の企業の名称と所在地	プロジェクトにおいて事業化を担当する予定の企業の正式名称と所在地を記入してください。 企業名：沖電開発株式会社 所在地：〒901-2131　沖縄県浦添市牧港４丁目 11 番 3 号			
６．企業における事業化を担当する予定の責任者（創業前の大学発ベンチャーの場合は起業責任者）及び今までの事業化の実績	所属 役職	不動産事業部環境事業グループ 次長	（ふりがな） 氏　　名	（やましろしんぞう） 山　城　信　三
	〔住所〕 〒901-2131 沖電開発株式会社　沖縄県浦添市牧港４丁目 11 番 3 号 〔電話番号〕098-875-4447 〔電子メール〕shinzou_yamashiro@okikai.co.jp			
	今まで責任者が事業化を行った事例を具体的に記入してください。 １）宜野湾市農水振興拠点施設整備事業（平成 22 年度）※平成 23 年 4 月竣工 宜野湾市の農林水産業の振興を図る施設整備事業 施設概要：鉄骨造平屋建　延床面積：約 1,286 ㎡ ２）北谷町フィッシャリーナ整備事業（平成 22 年度）※平成 24 年 1 月竣工 北谷町の水産業第 1 次産業の振興を図る施設整備事業 施設概要：鉄骨造 2 階建　延床面積：約 1,599 ㎡ ３）沖縄 IT 津梁パーク民間 IT 施設整備事業（平成 23 年度）※平成 24 年 5 月竣工 沖縄県が情報通信関連産業の一大拠点の形成を目指した施設整備事業 施設概要：鉄骨造 3 階建　延床面積：約 2,800 ㎡ ４）サンゴ礁保全活動支援事業（平成 23 年度～平成 28 年度） サンゴ礁の重要性、サンゴの生態や減少要因、漁業への影響を解説、沖縄県内各地で展開中のサンゴ礁保全活動の取り組みを紹介するなどの学習会を開催			

	実施事業名：普及啓発（環境学習会開催事業）　参加者数：累計 6,310 人 ５）平成 24 年度産学官連携推進ネットワーク形成事業 沖電開発と沖縄県栽培漁業ｾﾝﾀｰ、琉球大学が連携して、ヤイトハタの成長促進と身質改良、天候に左右されず低コストで安定した陸上養殖システム技術を確立 事業名：地下浸透海水を利用したヤイトハタ陸上養殖ｼｽﾃﾑの開発 累計売上高（平成 25～28 年度）：784 千円
７．すでに構築され、当該プロジェクトにおいても利活用が可能な支援体制	下記のプロジェクト支援体制のうち、すでに構築され、当該プロジェクトで利活用可能なものがあれば、選んでください（□をクリックし、レ点を付してください。）。 □プロジェクト専任のコーディネーターによる日常的支援体制 □プロジェクト専任の URA よる日常的支援体制 ☑コーディネーターによる随時支援体制 ☑URA による随時支援体制 □大学知財部や大学 TLO による出願・権利化の随時支援体制 □大学知財部や大学 TLO による技術移転及び特許ライセンス契約の随時支援体制 □自治体等の外部機関に所属するコーディネーターによる随時支援体制 □事業インキュベーション支援人材によるハンズオン支援体制 □投資ファンド、地域の金融機関等との連携に基づく随時支援体制 □投資ファンド、地域の金融機関等との連携に基づく事業化資金の支援体制 □知財専門家（弁理士等）との連携に基づく随時支援体制 □その他（　　）

〔研究開発プロジェクトに関する情報〕

Ⅰ研究開発に係る情報

８．研究開発プロジェクトの名称	プロジェクトのベースとなる研究開発プロジェクトの名称を記載してください。 電気エネルギー消費ゼロを目指したサンゴ礁生物の成長促進・成熟誘導技術開発
９．研究開発プロジェクトに参画する大学・研究機関等の名称	研究開発プロジェクトに参画している大学・研究機関等がある場合、その名称、参画している研究者の役職・氏名を記入してください。複数ある場合は全ての機関を記載してください。 １）琉球大学、理学部、教授　竹村明洋 ２）沖縄工業高等専門学校、生物資源工学科　准教授　磯村尚子
10．研究開発プロジェクトにおける大学の研究開発責任者	所属役職：理学部 教授 （ふりがな）氏名：（たけむらあきひろ）竹　村　明　洋 研究室連絡先 〔住所〕 〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町千原１番地 〔電子メール〕takemura@sci.u-ryukyu.ac.jp
11．研究開発プロジェクトに参画している企業の名称と所在地	研究開発プロジェクトに参画している企業の正式名称と所在地を記入してください。 沖電開発株式会社　〒901-2131　沖縄県浦添市牧港４丁目 11 番３号 沖縄セルラーアグリ＆マルシェ株式会社　沖縄県那覇市松山１丁目２番１号

12. 研究開発事業の名称、研究開発費の種別、研究開発費の額	研究開発テーマの名称、研究開発事業の名称、研究開発費の種別、研究開発費の額、研究開発期間等を記載してください。 国・自治体等の公的機関による研究開発事業によるもの 1)「潮汐性産卵の時刻合わせに関与する魚類の脳内分子ネットワークの解明」(科学研究費補助金、38 百万円、H23～H26) 2)「高輝度蓄光性顔料を利用した魚類の超省エネ成熟誘導技術開発への挑戦」(科学研究費補助金、3 百万円、H23～H24) 3)「高輝度蓄光剤を用いた超省エネ長日条件で稚魚の成長を促進できるのか」(科学研究費補助金、3 百万円、H25～H26) 4)「人工光型大規模サンゴ育成システム及び IoT 技術を活用した飼育システム」(沖縄科学技術イノベーション共同研究促進事業、40 百万円、H29～H30) 5)「電気エネルギー消費ゼロを目指したサンゴ礁生物の成長促進・成熟誘導技術開発」(沖縄イノベーションシステム構築事業, 12.5 百万円、H27～H29) 民間財団等による研究開発補助事業によるもの 1)「海水温上昇が深刻化する西太平洋域における熱帯沿岸性魚類の北進と定着を支える繁殖環境要因の解明」(平和中島財団、1.5 百万円、H29) 企業等からの受託研究、企業等との共同研究によるもの 1)「熱帯性魚類の陸上養殖技術開発」(民間等との共同研究、1 百万円、H29) 2)「沖縄海洋深層水等の活用を想定したマナマコ陸上養殖試験」(民間等との共同研究、2.6 百万円、H29)
13. これまでの研究開発の経緯及び成果の概要	研究開発テーマの進捗状況の概要を記入してください。 審査では秘密管理を厳格に行いますが、開示可能な範囲で記入してください。 ・平成２７年１０月　研究開発開始 ・平成２７年　３月　サンゴの全光受容体遺伝子の検索と発現解析終了 ＬＥＤ光での成長促進確認 ・平成２８年　３月　適正なＬＥＤ光条件の確認 性成熟を把握するための手法確立 ・平成２９年１２月　ＬＥＤ光を用いた大規模成長促進実証試験実施中 ＬＥＤ光を用いた成長促進技術の開発中 「海洋性生物飼育システム」のプロトタイプ水槽の制作中
14. 現在実施している研究開発の目標	現在実施している研究開発において設定している目標（３年後）を箇条書きで記入してください。 定量的な数値目標を設定している場合は、それも記入してください。 １）ＬＥＤ光を利用したサンゴの大規模飼育の開始 ２）人工環境下におけるサンゴの性成熟促進方法の確立 ３）「海洋性生物飼育システム」の本格販売

Ⅱプロジェクトに係る情報

15. 新技術の既存技術に対する優位性及び技術的課題	プロジェクトで用いる新技術の既存技術に対する優位性及び技術的課題を記入してください。 • 現時点では自然条件でのサンゴ養殖が主流であるが、サンゴの成長が自然条件に大きく左右される（夏場の高水温と光強度光による白化と斃死、冬場の低水温による成長鈍化）。沖縄県内では、人工光下による大規模サンゴ養殖システムは無い。本技術の開発で安定したサンゴ苗の生産が可能となり、市場需要に応えることができる。また、サンゴ養殖システム開発と植え付け事業をセットにすることで、環境教育（啓もう活動）とサンゴ群集の再生の促進を図ることができる。 • サンゴの性成熟を自由に操る技術はこれまでに開発されていない。この技術が開発されれば、必要とする季節に大量のサンゴ枝を供給することができる。また、年一回しかできないサンゴの性成熟研究を活性化することができ、地球温暖化で消滅の危機にあるサンゴ礁を維持・復活させる世界的研究拠点を沖縄に作ることができる。サンゴの性成熟と産卵は別の制御機構で成立していると考えられるが、この点の基礎的研究が全くといって良いほど進んでいない。この研究は大きな挑戦である。 • 「海洋性生物飼育システム」を学校・教育機関、企業等へ設置することにより、サンゴ礁の保全に関する環境教育の促進を図ることができる。 • IoT技術を活用した「海洋性生物飼育システム」の観賞魚世界市場へ参入することができる。植物を使ったシステム開発（やさい物語）の先行例はあるが、海洋生物では初めての取組である。
16. 事業化が社会に与える影響	新技術が事業化されることによる（地域に対する）経済的なインパクトや社会的なインパクトについて記入してください。 • 環境に左右されず、サンゴ枝の生産が可能となる。経済的に見た場合、近年急速に増加している国内外の観光客を対象とした植え付け事業を展開することで、沖縄観光の新たな魅力を提供でき、観光満足度とリピーターを増やすことができる。 • 県外の修学旅行生や県内の児童生徒を対象にした植え付け体験講習等を行うことで、環境教育の促進をはかることができる。 • 社会的に見た場合、絶滅の危機にあるサンゴを人為環境下で保全することができ、ジーンバンク的な機能を果たすことができる。 • 人為環境下で確立した技術をフィールドで展開することにより、荒廃が進むサンゴ礁の復活をはかることができる。 • なにより、サンゴ礁が自然の微妙なバランスの上で成り立っているパラダイスであることを国民に理解してもらうきっかけとなる。
17. 知的財産の出願・権利化の状況（外国出願も含む。）	プロジェクトのベースとなる研究開発のこれまでの成果に基づく知的財産（権）について、出願・権利化等の状況を記載してください。 審査では秘密管理を厳格に行いますが、開示可能な範囲で記入してください。 <u>出願済</u> なし <u>出願予定</u> なし

18. 事業化構想、構想を実現するシナリオと推進方針	事業化構想、構想を実現するためのシナリオと推進方針（本プロジェクトに参画する企業との協議の状況を含む。）について、開示可能な範囲で記載してください。 １）ビジネスモデル（植え付け事業） ・沖縄を訪れる観光客・修学旅行生を顧客と想定 ・顧客に対し、植え付け事業を実施（顧客に一定期間ごとに成長状況を報告） ・植え付け事業はすでに実施しているが、現在のシステムをLED光を利用した大規模 システムに順次置き換えつつ事業を展開していく。 ２）ビジネスモデル（海洋性生物飼育システム） ・沖縄県内外、国外の生物飼育に興味を持つ家庭を顧客と想定 ・想定させる顧客に対してアンケートを実施し、「海洋性生物飼育システム」の完成度を高める。 ・パイロットシステムを平成29年度中に完成し、生物飼育に関わる不具合を修正していく。 ・顧客に対し、「海洋性生物飼育システム」を販売（海水や飼育する生物販売も想定） サンゴの場合、「海洋性生物飼育システム」での飼育を依頼し、成長後に植え付けを行う（里帰り事業）。 （平成３３年頃を目標）
19. 産学連携知財ＡＤに期待する支援内容	期待度が高いものを最大５つ選んでください（□をクリックし、レ点を付してください。）。 ☑当該技術に基づくビジネスモデルを念頭においたプロジェクトの研究開発戦略、事業戦略、事業化シナリオ策定等に関するアドバイス ☑商品プロトタイプを想定した市場調査 ☑パートナー企業との産学連携活動の支援 □当該技術を含む関連技術分野の網羅的な特許文献調査 □想定している事業構想にもとづいて事業化を図る際に必要となる周辺技術等に関する特許調査 ☑想定している事業構想にもとづいて事業化を図る際に生じる知財リスクの検討 □当該技術と競合する可能性がある技術の出願動向調査 □当該技術と競合する可能性がある技術の特許文献の分析に基づく当該技術の「強み」と「弱み」の分析、「強み」を強化し「弱み」を克服する知財戦略の提案 ☑当該技術を核とする事業の競争力を高める知財ポートフォリオ形成策等の知財戦略に関する助言 □当該技術の新たな応用分野の可能性探索調査、調査結果に基づく知財戦略に関する助言 □特許出願又はノウハウとして秘匿化の判断に資する助言 □研究成果から生まれる発明の抽出に関する助言 □事業化を見据えた意匠、商標の権利化に関する助言 □事業構想とリンクする海外出願戦略の提案 □（その他：　　）

〔その他、特記事項等〕

20. その他、特記事項等	その他、当該プロジェクトに関して特記すべき事項があれば、下に記載してください。

【注1】　審査の段階で、調書責任者に対して、調書の内容についてご質問をさせていただくことがあります。

【注2】　説明図、報道記事、その他の参考となる資料等を３枚まで（様式３）に添付することができます。

【注3】　ピンク色の文字は、例示として記載しています。

ピンク色の文字のうち、申請に必要な情報については必ず黒色に変更してください。
ピンク色の文字のうち、申請に不要な情報は削除してください。

【プロジェクト支援Ａ型】

プロジェクトに関する調書（№.３）

平成３０年１月１０日記入

〔基本情報〕

１．申請大学の名称	申請大学の名称を記入してください。 琉球大学
２．参画大学の名称 （※参画大学がある場合）	参画大学がある場合参画大学の名称を記入してください。複数の参画大学がある場合、複数の参画大学の名称を記入してください。

〔プロジェクトに関する情報〕

３．プロジェクトの名称	プロジェクトの名称を記載してください。 発色剤代替紅麹色素封入食用ナノ粒子製剤の開発			
４．大学におけるプロジェクトの代表者	所属 役職	琉球大学、農学部 准教授	（ふりがな） 氏　　名	たちばな　しんじろう 橘　　信二郎
	〔住所〕 〒903-0213　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地 〔電話番号〕098-895-8806 〔電子メール〕tachiban@agr.u-ryukyu.ac.jp			
５．プロジェクトにおいて事業化を担当する予定の企業の名称と所在地	プロジェクトにおいて事業化を担当する予定の企業の正式名称と所在地を記入してください。 株式会社先端医療開発　福岡県福岡市博多区下川端町２番１号 博多座・西銀再開発ビル９階 株式会社ふくや　福岡県福岡市博多区中洲２丁目６－10			
６．企業における事業化を担当する予定の責任者（創業前の大学発ベンチャーの場合は起業責任者）及び今までの事業化の実績	所属 役職	株式会社先端医療開発 代表取締役	（ふりがな） 氏　　名	まつばら　まさあき 松原　正東
	〔住所〕 〒812-0027　福岡県福岡市博多区下川端町２番１号 博多座・西銀再開発ビル９階 〔電話番号〕092-271-5508 〔電子メール〕			
	今まで責任者が事業化を行った事例を具体的に記入してください。 ・九州大学発ベンチャーとして弊社を創業・経営している。 ・ナノテクノロジーを駆使しナノ粒子製剤の研究開発を行う創薬事業 ・創薬事業の研究開発で培ったノウハウ及び人的資源を健康食品開発事業			

7．すでに構築され、当該プロジェクトにおいても利活用が可能な支援体制	下記のプロジェクト支援体制のうち、すでに構築され、当該プロジェクトで利活用可能なものがあれば、選んでください（□をクリックし、レ点を付してください。）。 □プロジェクト専任のコーディネーターによる日常的支援体制 □プロジェクト専任の URA よる日常的支援体制 □コーディネーターによる随時支援体制 ☑ URA による随時支援体制 ☑大学知財部や大学 TLO による出願・権利化の随時支援体制 □大学知財部や大学 TLO による技術移転及び特許ライセンス契約の随時支援体制 ☑自治体等の外部機関に所属するコーディネーターによる随時支援体制 □事業インキュベーション支援人材によるハンズオン支援体制 □投資ファンド、地域の金融機関等との連携に基づく随時支援体制 □投資ファンド、地域の金融機関等との連携に基づく事業化資金の支援体制 □知財専門家（弁理士等）との連携に基づく随時支援体制 □その他（　　）

〔研究開発プロジェクトに関する情報〕

Ⅰ研究開発に係る情報

8．研究開発プロジェクトの名称	プロジェクトのベースとなる研究開発プロジェクトの名称を記載してください。 発色剤代替紅麹色素封入食用ナノ粒子製剤の開発
9．研究開発プロジェクトに参画する大学・研究機関等の名称	研究開発プロジェクトに参画している大学・研究機関等がある場合、その名称、参画している研究者の役職・氏名を記入してください。複数ある場合は全ての機関を記載してください。 琉球大学、農学部、　　准教授　橘信二郎
10．研究開発プロジェクトにおける大学の研究開発責任者	所属 琉球大学、農学部　（ふりがな）氏名 たちばな　しんじろう　橘　信二郎 役職 准教授 研究室連絡先 〒　903-0213　　沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地 電子メール： tachiban@agr.u-ryukyu.ac.jp
11．研究開発プロジェクトに参画している企業の名称と所在地	研究開発プロジェクトに参画している企業の正式名称と所在地を記入してください。 株式会社先端医療開発　福岡県福岡市博多区下川端町 2 番 1 号 博多座・西銀再開発ビル 9 階 株式会社ふくや　　福岡県福岡市博多区中洲 2 丁目 6－10
12．研究開発事業の名称、研究開発費の種別、研究開発費の額	研究開発テーマの名称、研究開発事業の名称、研究開発費の種別、研究開発費の額、研究開発期間等を記載してください。 <u>国・自治体等の公的機関による研究開発事業によるもの</u> １）「発色剤代替紅麹色素封入食用ナノ粒子製剤の開発」（沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業、10 百万円、H28～H29） ２）「発色剤代替天然色素ナノ粒子の実用化」（沖縄科学技術イノベーション共同研究促進補助金（委託業務：「紅麹色素等天然色素の単離と構造解析にかかる研究」）、30 百万円、H29）

13. これまでの研究開発の経緯及び成果の概要	研究開発テーマの進捗状況の概要を記入してください。 審査では秘密管理を厳格に行いますが、開示可能な範囲で記入してください。
	平成 28 年 6 月　研究開発開始 平成 28 年　・研究室単離紅麹菌株より赤色色素の高生産菌株を選抜 ・紅麹菌株の培養基質の改変により麹抽出色素よりも抗光退色性の強い色素の抽出に成功 ・先端医療開発において市販紅麹色素を用いた紅麹色素ナノ粒子製剤の開発に成功 ・紅麹色素ナノ粒子製剤を用いて明太子のラボスケール試作に成功 平成 29 年　・抗光退色性紅麹色素に抗菌活性を見出す ・紅麹色素ナノ粒子製剤の調製方法の改良により生産性の向上 ・紅麹色素ナノ粒子製剤を用いて明太子の工場スケール試作に成功
14. 現在実施している研究開発の目標	現在実施している研究開発において設定している目標（３年後）を箇条書きで記入してください。 定量的な数値目標を設定している場合は、それも記入してください。
	１）天然色素のバラエティー化 ２）各種色素ナノ粒子製剤の用途拡大（安定性、利便性、保存性の向上）

Ⅱプロジェクトに係る情報

15. 新技術の既存技術に対する優位性及び技術的課題	プロジェクトで用いる新技術の既存技術に対する優位性及び技術的課題を記入してください。
	・亜硝酸ナトリウムは国内で承認されている食品添加物であり、畜肉や魚卵加工食品の発色剤として利用されているが、海外では発がん性が認められるために使用が認められていない。 ・このため、国内のこれらの加工食品を海外に輸出できない障害となっている。本プロジェクトの技術は、広く加工食品の発色剤、着色剤に代わる全く新しい技術である。 ・技術的課題としては、製造コスト、安定性、利便性、保存性であるが、現在、これらの課題は克服しつつある。
16. 事業化が社会に与える影響	新技術が事業化されることによる（地域に対する）経済的なインパクトや社会的なインパクトについて記入してください。
	１）本技術のコア技術は、食品添加物を使った天然色素のナノ粒子製剤化である。ナノ粒子封入化により、色素の光安定性が向上し、着色・浸透性の向上により使用量の削減、抗菌活性の向上、保存性の向上が望める。ナノ粒子封入化によって製品の軽量化が達成されており、輸送コストの削減につながる。これらの性質は、沖縄県にとって事業展開するうえで大きな経済的メリットである。 ２）紅麹色素の効率的な生産に沖縄県の発酵食品や知名度、歴史が深く関与しており、世界的な認知度を高められる。さらに、紅麹は世界的な健康機能性食品素材として知られており、新規機能性食品の開発にもつながるなど社会的インパクトが高い。
17. 知的財産の出願・権利化の状況（外国出願も含む。）	プロジェクトのベースとなる研究開発のこれまでの成果に基づく知的財産（権）について、出願・権利化等の状況を記載してください。 審査では秘密管理を厳格に行いますが、開示可能な範囲で記入してください。
	出願済 ・株式会社先端医療開発「色素組成物、食品、退色抑制方法、及び色素組成物の製造方法」特願 2017-008963（平成 29 年 1 月 20 日出願） ・株式会社先端医療開発「食添ナノ粒子」商標出願 2016－078524（平成 28 年 7 月 6 日出願） ・株式会社先端医療開発「食用ナノ粒子」商標出願 2016－078525（平成 28 年 7 月 6 日出願）

18. 事業化構想、構想を実現するシナリオと推進方針	事業化構想、構想を実現するためのシナリオと推進方針（本プロジェクトに参画する企業との協議の状況を含む。）について、開示可能な範囲で記載してください。 １）ビジネスモデル 紅麹色素封入ナノ粒子製剤を用いて明太子を製造・販売することを想定 ・ 紅麹色素ナノ粒子の効率的な製造技術（ラボレベル）の確立：先端医療開発 ・ 市販紅麹色素で調製した紅麹色素ナノ粒子を用いて塩漬けたらこの製造レシピを確立（ラボレベル）：株式会社ふくや ・ 抗光退色紅麹色素の構造解明と各種機能性評価：琉球大学 ・ 抗光退色紅麹色素の効率的な製造技術（ラボレベル）の確立：琉球大学 ・ 紅麹色素ナノ粒子の高効率な製造技術（量産レベル）の確立：先端医療開発 ・ 抗光退色紅麹色素の効率的な製造技術（量産レベル）の確立：琉球大学 ・ 紅麹色素ナノ粒子を用いた明太子の製造・販売：株式会社ふくや（平成 30 年度を目標）
19. 産学連携知財ＡＤに期待する支援内容	期待度が高いものを最大５つ選んでください（☐をクリックし、レ点を付してください。）。 ☐当該技術に基づくビジネスモデルを念頭においたプロジェクトの研究開発戦略、事業戦略、事業化シナリオ策定等に関するアドバイス ☐商品プロトタイプを想定した市場調査 ☑パートナー企業との産学連携活動の支援 ☑当該技術を含む関連技術分野の網羅的な特許文献調査 ☐想定している事業構想にもとづいて事業化を図る際に必要となる周辺技術等に関する特許調査 ☐想定している事業構想にもとづいて事業化を図る際に生じる知財リスクの検討 ☐当該技術と競合する可能性がある技術の出願動向調査 ☑当該技術と競合する可能性がある技術の特許文献の分析に基づく当該技術の「強み」と「弱み」の分析、「強み」を強化し「弱み」を克服する知財戦略の提案 ☐当該技術を核とする事業の競争力を高める知財ポートフォリオ形成策等の知財戦略に関する助言 ☑当該技術の新たな応用分野の可能性探索調査、調査結果に基づく知財戦略に関する助言 ☐特許出願又はノウハウとして秘匿化の判断に資する助言 ☑研究成果から生まれる発明の抽出に関する助言 ☐事業化を見据えた意匠、商標の権利化に関する助言 ☐事業構想とリンクする海外出願戦略の提案 ☐（その他：　　）

〔その他、特記事項等〕

20. その他、特記事項等	その他、当該プロジェクトに関して特記すべき事項があれば、下に記載してください。

【注1】 審査の段階で、調書責任者に対して、調書の内容についてご質問をさせていただくことがあります。

【注2】 説明図、報道記事、その他の参考となる資料等を３枚まで（様式３）に添付することができます。

【注3】 ピンク色の文字は、例示として記載しています。

ピンク色の文字のうち、申請に必要な情報については必ず黒色に変更してください。

ピンク色の文字のうち、申請に不要な情報は削除してください。

【プロジェクト支援Ａ型】

プロジェクトに関する調書（№.４）

平成３０年１月１０日記入

〔基本情報〕

１．申請大学の名称	申請大学の名称を記入してください。 琉球大学
２．参画大学の名称 （※参画大学がある場合）	参画大学がある場合参画大学の名称を記入してください。複数の参画大学がある場合、複数の参画大学の名称を記入してください。

〔プロジェクトに関する情報〕

３．プロジェクトの名称	プロジェクトの名称を記載してください。 水素貯蔵材料を用いた燃料電池の開発			
４．大学におけるプロジェクトの代表者	所属 役職	琉球大学理学部海洋自然科学科化学系・助教	（ふりがな） 氏　　名	なかがわ てっすい 中川　鉄水
	〔住所〕〒903-0213　沖縄県中頭郡西原町千原１ 〔電話番号〕098-895-8535 〔電子メール〕tessui@sci.u-ryukyu.ac.jp			
５．プロジェクトにおいて事業化を担当する予定の企業の名称と所在地	プロジェクトにおいて事業化を担当する予定の企業の正式名称と所在地を記入してください。 NTI 株式会社（〒904-2311 沖縄県うるま市 勝連南風原 5192-10）			
６．企業における事業化を担当する予定の責任者（創業前の大学発ベンチャーの場合は起業責任者）及び今までの事業化の実績	所属 役職	NTI 株式会社 金型製造部 課長	（ふりがな） 氏　　名	イノウエ カツトシ 井上 克敏
	〔住所〕 〒904-2311 沖縄県うるま市勝連南風原 5192-10 〔電話番号〕098-989-0390 〔電子メール〕ka-inoue@kyoeieng.co.jp			
	今まで責任者が事業化を行った事例を具体的に記入してください。 １）ポータブルスピーカー「CEAR PAVE」の開発 ２）スピーカー付電球の開発			

7．すでに構築され、当該プロジェクトにおいても利活用が可能な支援体制	下記のプロジェクト支援体制のうち、すでに構築され、当該プロジェクトで利活用可能なものがあれば、選んでください（□をクリックし、レ点を付してください。）。 □プロジェクト専任のコーディネーターによる日常的支援体制 □プロジェクト専任の URA よる日常的支援体制 ☑コーディネーターによる随時支援体制 ☑ URA による随時支援体制 ☑大学知財部や大学 TLO による出願・権利化の随時支援体制 □大学知財部や大学 TLO による技術移転及び特許ライセンス契約の随時支援体制 ☑自治体等の外部機関に所属するコーディネーターによる随時支援体制 □事業インキュベーション支援人材によるハンズオン支援体制 □投資ファンド、地域の金融機関等との連携に基づく随時支援体制 □投資ファンド、地域の金融機関等との連携に基づく事業化資金の支援体制 □知財専門家（弁理士等）との連携に基づく随時支援体制 □その他（　　）

〔研究開発プロジェクトに関する情報〕

Ⅰ研究開発に係る情報

8．研究開発プロジェクトの名称	プロジェクトのベースとなる研究開発プロジェクトの名称を記載してください。 軽量・安定・高容量アンモニアボラン燃料電池の開発
9．研究開発プロジェクトに参画する大学・研究機関等の名称	研究開発プロジェクトに参画している大学・研究機関等がある場合、その名称、参画している研究者の役職・氏名を記入してください。複数ある場合は全ての機関を記載してください。 １）琉球大学、理学部　助教　中川鉄水 ２）富山高専、物質化学工学科、教授　津森展子 ３）産業技術総合研究所関西センター ｴﾈﾙｷﾞｰ化学材料ｵｰﾌﾟﾝｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝﾗﾎﾞﾗﾄﾘｰ、ラボ長 徐強
10．研究開発プロジェクトにおける大学の研究開発責任者	所属 琉球大学、理学部 役職 助教 （ふりがな） 氏　　名 なかがわ てっすい 中川鉄水 研究室連絡先 〒　903-0213 沖縄県中頭郡西原町千原 1 電子メール：tessui@sci.u-ryukyu.ac.jp
11．研究開発プロジェクトに参画している企業の名称と所在地	研究開発プロジェクトに参画している企業の正式名称と所在地を記入してください。 NTI 株式会社（沖縄県うるま市） 株式会社コベルコ科研（兵庫県神戸市） 株式会社ピューズ（東京都千代田区）
12．研究開発事業の名称、研究開発費の種別、研究開発費の額	研究開発テーマの名称、研究開発事業の名称、研究開発費の種別、研究開発費の額、研究開発期間等を記載してください。 国・自治体等の公的機関による研究開発事業によるもの １）「軽量・安定・高容量アンモニアボラン燃料電池の開発」（沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業、1 千 5 百万円、H29～H31） 民間財団等による研究開発補助事業によるもの １）「金属アミドボランの水素放出特性に高機能化を付与するイオン液体の探求」（イオン工学財団平成 27 年度研究助成、80 万円、H27-29）

13. これまでの研究開発の経緯及び成果の概要	研究開発テーマの進捗状況の概要を記入してください。 審査では秘密管理を厳格に行いますが、開示可能な範囲で記入してください。
	・平成２７年４月　研究開発開始 ・平成２７年１１月　金属アミドボランとイオン液体を混合して室温での水素放出に精鉱 ・平成２８年１０月　上記の発展により高容量水素放出法を開発し、第 3 回水素化物における次世代学術・応用展開研究会で発表 ・平成２９年３月　さらに発展させた成果を国際会議 ISHE（ハワイ）にて発表 ・平成２９年４月　同技術を特許出願 ・平成２９年６月　沖縄科学技術イノベーション構築事業に採択 ・平成２９年９月　目標とする５質量%の水素放出に成功し、日本金属学会にて報告
14. 現在実施している研究開発の目標	現在実施している研究開発において設定している目標（３年後）を箇条書きで記入してください。 定量的な数値目標を設定している場合は、それも記入してください。
	１）熱分解式： 60 ℃以下・1 時間で 5 質量%以上の水素放出 ２）加水分解式：水素生成効率が、白金触媒の 90%以上となる非貴金属触媒の開発 ３）不純物除去：加水分解・熱分解で発生する不純物を 1ppm 以下 ４）リサイクル特性：水素再充填コストが従来の 50%以下となる技術の確立

Ⅱプロジェクトに係る情報

15. 新技術の既存技術に対する優位性及び技術的課題	プロジェクトで用いる新技術の既存技術に対する優位性及び技術的課題を記入してください。
	・最終目標のポータブル燃料電池が開発できれば、従来の携帯電池に比較してコンパクトである。 ・使用後の廃液は肥料になりうるため廃棄には困らず、電池のように捨て場に困らず手軽に給電可能である。 ・また、アンモニアボランはこれまで市販されている水素源に比較して空気中でも安定で、廃液の毒性低く廃棄方法が簡便であるという利点がある。 ・アンモニアボランは加水分解・熱分解と場面によって水素を取り出す方法が選択可能で、発生熱量も他に比較しても小さいことから小型から大型の幅広い用途に使用可能である。 ・さらに、本チームが開発した技術では、室温以下で熱分解により水素放出が可能となっているため、一般的に 100 度以上が必要な他のアンモニアボラン放出技術に比べて極めて有意である。 ・アンモニアボランから不純物ガスが放出されるためにこれまで燃料電池に投入できなかったが、本チームが開発した材料で除去可能である。
16. 事業化が社会に与え	新技術が事業化されることによる（地域に対する）経済的なインパクトや社会的なインパクトについて記入してください。

る影響	・開発予定の燃料電池は、電池よりも使用可能温度が高いため、極限地帯などでも使用可能であり、ポータブル電源の新たな市場を開拓する。 ・大電力を必要とする大型施設、スーパーや学校などの非常用電源、さらに燃料電池は音が出ないため、大電力かつ静音性が必要であるアウトドアや屋台、病院などでも利用され、付加価値の高い分散型電源となる。 ・災害対策でも、移動型給電・給湯システムが実現できる。
17. 知的財産の出願・権利化の状況（外国出願も含む。）	プロジェクトのベースとなる研究開発のこれまでの成果に基づく知的財産（権）について、出願・権利化等の状況を記載してください。 審査では秘密管理を厳格に行いますが、開示可能な範囲で記入してください。
	<u>出願済</u> ・徐強、Chandra Manish、「水素発生方法」特許第 5201488 号（2013/2/22 登録） ・徐 強、Chandra Manish、「水素発生方法」特許第 4849519 号（2011/10/28 登録） ・中川鉄水、佐次田頌「水素生成方法」特願 2017-087096（平成 29 年 4 月 26 日出願） <u>出願予定</u> ・フィルターで回収したアンモニアからアンモニアボランを合成する技術 ・燃料電池システム ・アンモニアボランの水素再充填技術 ・アンモニアボラン加水分解の触媒
18. 事業化構想、構想を実現するシナリオと推進方針	事業化構想、構想を実現するためのシナリオと推進方針（本プロジェクトに参画する企業との協議の状況を含む。）について、開示可能な範囲で記載してください。
	１）ビジネスモデル ・アンモニアボランを水素源とした燃料電池給電システムを熱分解型、加水分解型と使い分けながら小型から大型まで電源予備バッテリー市場に参入し、既存の電池や自家発電でも及ばなかった、もしくは不十分であった部分を補強していくことを狙っている。 ・特にポータブル燃料電池バッテリーは携帯電話ユーザーなどのポータブル電源市場の顧客をメインターゲットとし、水素を身近に感じるための導入ツールとして投入し、今後の水素社会への移行をスムーズにすることも狙っている。 ・さらに教育用にアンモニアボランを使ったキットも発売し、子供から大人まで深く水素エネルギーを知ってもらうための啓もう活動としても利用していきたいと考えている。 ２）達成シナリオ ・3 年以内に加水分解型のプロトタイプを開発し、発売までのめどづけを行う。 ・熱分解型の使用済み燃料のリサイクルを含めた技術を確立させ、システムのプロトタイプを 5 年以内に完成させる。 ・アンモニアボランの大量合成装置を開発し、10 年以内に量産可能な体制を作る。 ・ポータブルバッテリー以外の装置を順次リリースし、最終的には大型燃料電池装置を大手企業とタイアップして製作する
	期待度が高いものを最大５つ選んでください（□をクリックし、レ点を付してください。）。

19. 産学連携知財ＡＤに期待する支援内容	☑当該技術に基づくビジネスモデルを念頭においたプロジェクトの研究開発戦略、事業戦略、事業化シナリオ策定等に関するアドバイス ☑商品プロトタイプを想定した市場調査 ☑パートナー企業との産学連携活動の支援 ☑当該技術を含む関連技術分野の網羅的な特許文献調査 ☑想定している事業構想にもとづいて事業化を図る際に必要となる周辺技術等に関する特許調査 ☑想定している事業構想にもとづいて事業化を図る際に生じる知財リスクの検討 ☑当該技術と競合する可能性がある技術の出願動向調査 ☑当該技術と競合する可能性がある技術の特許文献の分析に基づく当該技術の「強み」と「弱み」の分析、「強み」を強化し「弱み」を克服する知財戦略の提案 ☑当該技術を核とする事業の競争力を高める知財ポートフォリオ形成策等の知財戦略に関する助言 ☑当該技術の新たな応用分野の可能性探索調査、調査結果に基づく知財戦略に関する助言 ☑特許出願又はノウハウとして秘匿化の判断に資する助言 ☑研究成果から生まれる発明の抽出に関する助言 ☑事業化を見据えた意匠、商標の権利化に関する助言 ☑事業構想とリンクする海外出願戦略の提案 ☑（その他：　　）

〔その他、特記事項等〕

20. その他、特記事項等	その他、当該プロジェクトに関して特記すべき事項があれば、下に記載してください。

【注1】　審査の段階で、調書責任者に対して、調書の内容についてご質問をさせていただくことがあります。

【注2】　説明図、報道記事、その他の参考となる資料等を３枚まで（様式３）に添付することができます。

【注3】　ピンク色の文字は、例示として記載しています。

ピンク色の文字のうち、申請に必要な情報については必ず黒色に変更してください。

ピンク色の文字のうち、申請に不要な情報は削除してください。

【審議６】
平成３０年４月１２日
ＲＣＣ会議 承認

RCC 事業における組織としての意思決定（機関決定）について

１　問題点

RCC 事業（COC 事業及び COC＋事業）における組織としての意思決定（機関決定）について、琉大コミュニティキャンパス（RCC）事業マネジメント会議、琉大コミュニティキャンパス（RCC）事業本部会議、及び地域連携推進機構生涯学習推進部門会議、地域連携推進機構運営会議のどの機関において、組織としての意思決定（合意）を行うのか整理する。

２　各機関の役割

（１）　RCC 事業マネジメント会議

規程等：琉大コミュニティキャンパス事業マネジメント会議規則（H25.9.18 制定）

琉大コミュニティキャンパス事業マネジメント会議規則（抄）

（設置）

第１条　国立大学法人琉球大学に，地（知）の拠点整備事業「ちゅら島の未来を創る知の津梁（かけ橋）」（COC 事業）及び地（知）の拠点大学による地方創生推進事業「新たな地域社会を創造する『未来叶い（ミライカナイ）』プロジェクト」（COC+事業）を推進するため，学長の下に，琉大コミュニティキャンパス事業マネジメント会議（以下「RCC 事業マネジメント会議」という。）を置く。

（審議事項）

第２条　RCC 事業マネジメント会議は，次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画の策定及び連携協力形成の推進に関すること。
(2) 事業評価及び外部評価に関すること。
(3) 事業成果の地域還元と定着化に関すること。
(4) その他事業の推進に関すること。

（２）　RCC 事業本部

規程等：琉大コミュニティキャンパス事業マネジメント会議規則（H25.9.18 制定）
琉大コミュニティキャンパス事業本部規程（H25.9.18 制定）

琉大コミュニティキャンパス事業マネジメント会議規則（抄）

（琉大コミュニティキャンパス事業本部）

第７条　COC 事業及び COC+事業の業務を円滑に実施するため，RCC 事業マネジメント会議の下に、琉大コミュニティキャンパス事業本部（以下「RCC 事業本部」という。）を設置する。

２　RCC 事業本部の組織・運営に関して必要な事項は，別に定める。

琉大コミュニティキャンパス事業本部規程（抄）

（趣旨）

第１条　この規程は，琉大コミュニティキャンパス事業マネジメント会議規則（以下「規則」という。）第７条第２項に基づき，琉大コミュニティキャンパス事業本部（以下「RCC 事業本部」という。）の組織及び運営に関し，必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第２条　RCC 事業本部は，次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 事業の実施，広報活動及び企画調整に関すること。

(2) 事業の自己点検・評価・改善に関すること。

(3) 沖縄県及び関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 事業の収支計画及び執行に関すること。

(5) その他事業に関すること。

（３）地域連携推進機構運営会議

規程等：国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則（H28.2.23 制定）

国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則（抄）

（運営会議）

第１２条 機構の運営に関わる基本方針の策定を行うため，地域連携推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

（審議事項）

第１３条 運営会議は，次に掲げる事項の基本方針の策定について審議する。

(1) 機構の管理運営に関すること。

(2) 機構の教員人事（教員選考に係る部分を除く。）に関すること。

(3) 機構の事業計画に関すること。

(4) その他機構に関すること。

（４）地域連携推進既往生涯学習推進部門

規程等：国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則（H28.2.23 制定）

国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則（抄）

（部門等）

第３条 前条の目的を達成するため，機構に次の室，部門，系及びセンターを置く。

(1),(2)省略

(3) 生涯学習推進部門

ア 社会教育系

イ 地域志向教育系

（業務）
第４条 機構においては，次に掲げる業務を行う。
(1),(2)省略
(3) 生涯学習推進部門
ア 生涯学習体系に資する教育・研究に関すること。
イ 公開講座及び公開授業の計画・実施の支援に関すること。
ウ 本法人が有する生涯学習に資する機能の開放に関すること。
エ 地域志向教育の推進に関すること。
オ 地域人材の育成に関すること。
カ 他の教育機関及び地域の生涯学習機関等との連携・協力に関すること。
キ その他生涯学習に関すること。

３．機関決定について

上記２の各機関の役割を踏まえ、RCC 事業（COC,COC+）事業については、RCC 事業マネジメント会議規則及び RCC 事業本部規程に基づき、補助事業を遂行することとなっているため、RCC 事業における組織としての意思決定（機関決定）は、RCC 事業マネジメント会議及び RCC 事業本部会議にて、その権限において決定することとし、地域連携推進機構生涯学習推進部門及び地域連携推進機構運営会議には、必要に応じて報告することとする。

ただし、教員の人事については、国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則第 13 条第 1 項第 3 号に基づき、地域連携推進機構運営会議において審議する（非常勤講師の発令も同様）。また、役員会で決定する事項（例えば：COC+連携協定等）については、地域連携推進機構運営会議の議を経て役員会に諮ることとする。

なお、COC 事業の継続事業については、COC+事業との連携や継続性の観点から、引き続き、RCC 事業マネジメント会議及び RCC 事業本部会議において所掌するものとし、同会議において意思決定（機関決定）を行う。

【審議７】
平成３０年４月１９日
ＲＣＣ会議 承認

宜野湾市と国立大学法人琉球大学及び公立大学法人名桜大学による地域における雇用創出・若者定着に係る協定書（案）

宜野湾市（以下「甲」という）と国立大学法人琉球大学（以下「乙」という）及び公立大学法人名桜大学（以下「丙」という）は、宜野湾市における雇用創出・若者定着の推進を図るため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第１条　平成２７年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（ＣＯＣ＋）」に採択された乙及び丙のプログラム「新たな地域社会を創造する『未来叶い（ミライカナイ）』プロジェクト」事業（以下「ＣＯＣ＋事業」という）及び甲の「宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という）の推進のため、宜野湾市における雇用創出・若者定着に関する目標を定め、その達成を図ることを目的とする。

（目標）

第２条　宜野湾市人口ビジョンでは、社会動態として大学等への進学に伴う若年層の転入が見られる一方で大学卒業時の転出超過となり、その後も戻ってこないことが示されている。そのため総合戦略における雇用創出・若者定着に向けて、大学生が在学中に地域との関わりを持ち、卒業後もその関係を継続できる仕掛けづくりが重要となる。またＣＯＣ＋事業における数値目標は、事業協働地域就職率１４．２ポイント増（乙及び丙の事業協働地域での就職者数１８７人増）、事業協働機関雇用創出数（以下「ＣＯＣ＋雇用創出数」という）１８人である。

これらの全体の目標に関して、甲、乙、丙が第６条に定められた期間内において、前条に掲げた達成すべき目標は、以下のとおりとする。

（１）学生が卒業後も本地域に関わり続けられる関係の構築をめざして、乙や丙をはじめとする高等教育機関と連携して、甲の総合戦略等で位置づけられている地域の取組を地域と学生とで企画立案実施検証する仕組みを試行し、１件以上の事業を実施するともに、参加学生延べ人数１００人を目標とする。

（２）前項の取組み等により学生が卒業後も本地域に関わり続けられる関係を構築し、事業協働地域就職率１４．２ポイント増及びＣＯＣ＋雇用創出数１８人に向けて、乙及び丙の新規卒業生による就職者数またはＣＯＣ＋雇用創出数を毎年５１名以上とすることを目標とする。

（連携する内容）

第３条　第１条に掲げた目的を達成するため、甲、乙、丙は以下の取組を連携して実施する。

（１）地域課題（ニーズ）の把握・提供、雇用関連の情報提供に関すること。
（２）雇用創出・若者定着に向けた教育、人材育成に関すること。
（３）既存産業の活性化、新産業の創出に向けた取組に関すること。
（４）学生の実践教育における場の提供に関すること。
（５）地域づくり活動への学生の参加促進に関すること。
（６）「健康都市ぎのわん」の推進に向けた市民の健康づくりに関すること。

（７）その他、目標を達成するために、甲、乙、丙が必要と認める取組に関すること。

２　前項の取組を進めるにあたり、必要な方策等については、３者による協議の上、別途定める。

（検証）

第４条　甲、乙、丙は、前条に掲げられた取組の実施後に成果検証委員会を設置し、第２条に掲げた目標に対する成果を検証し、必要に応じて取組の改善を行う。

（意見交換）

第５条　甲、乙、丙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じて意見交換を行う。

（有効期間）

第６条　この協定は、締結の日から効力を有し、平成３２年３月３１日までとする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙、丙の３者による協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲、乙、丙それぞれ署名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年　　月　　日

（甲）　沖縄県宜野湾市野嵩一丁目１番１号
宜野湾市
市長　佐喜眞　淳

（乙）　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地
国立大学法人琉球大学
学長　大城　　肇

（丙）　沖縄県名護市字為又１２２０－１
公立大学法人名桜大学
学長　山里　勝己

（参考）

目標設定の考え方、想定される連携事業

【取組類型　卒業後も地域と関われる仕組みづくり】

目標　第２条（1）

（１）学生が卒業後も本地域に関わり続けられる関係の構築をめざして、乙や丙をはじめとする高等教育機関と連携して、甲の総合戦略等で位置づけられている地域の取組を地域と学生とで企画立案実施検証する仕組みを試行し、１件以上の事業を実施するともに、参加学生延べ人数１００人を目標とする。

自治体の総合戦略における位置づけ

「宜野湾市人口ビジョン」では、社会動態として大学等への進学に伴う若年層の転入が見られる一方で大学卒業時の転出超過となり、その後も戻ってこないことが示されている。

自治体が実施する具体的施策（総合戦略に記載なし）

総合戦略には、（１）雇用、（２）交流、（３）結婚・出産・子育、（４）地域づくり・連携、の４つの分野が基本目標として位置づけられている。

一方、人口ビジョンでは、社会動態として大学等への進学に伴う若年層の転入が見られる一方で大学卒業時の転出超過となり、その後も戻ってこないことが示されている。

大学が所在し、多くの学生が在学中に居住し生活するまちとして、在学中に地域との関わりをもつことが、卒業後も地域に関わりを持ち続けられるとの仮説のもと、地域で活動する卒業生にも協力してもらいながら、どうしたら学生が地域に関わり続けられるか、その仕組み作りを「ぎのわんセッション」として試行する。

協定では、具体的な取組を位置づけるのではなく、宜野湾市と琉球大学とが連携して実施する、地域と学生による試行の取組を位置づける。

取り扱うテーマは総合戦略や総合計画等に位置づけられている市の取組とし、学生が地域と連携しながら、企画立案実施検証する内容とすることで、卒業後も継続できる内容とする。

目標値の考え方

宜野湾市の事業として「がちゆん」の協力により実施している討論会「ぎのわんセッション」を継続して実施する。この「宜野湾セッション」への参加者数を目標として設定する。１回あたり学生１０名×５回×２年で１００名とした。

協定書に基づく取組み

・宜野湾市は「ぎのわんセッション」を継続して実施する。（主に企画部企画課および市民協働推進課）
・琉球大学は、宜野湾市が実施する「ぎのわんセッション」と連携した正課外教育等を実施するとともに、会場の提供等を行う。（RCC 事業本部）

目標　第２条（2）

（２）前項の取組み等により学生が卒業後も本地域に関わり続けられる関係を構築し、事業協働地域就職率１４．２ポイント増及びＣＯＣ＋雇用創出数１８人に向けて、乙及び丙の新規卒業生による就職者数またはＣＯＣ+雇用創出数を５１名以上とすることを目標とする。

目標値の考え方

基準年である平成２６年度の宜野湾市への新規卒業生の就職実績は２大学分で４１名となっている。地元就職率１４．２ポイント増にあたる１８７人増に向け、増加分を県内の各自治体で按分すると宜野湾市分は「基準年実績から１０名増」となるため、３１年度における宜野湾市への就職者数を５１名以上と設定する。

また、「就職者の増加分の１０％をＣＯＣ＋雇用創出数（事業協働機関において新たに作り出された仕事、部署への就職者数）とする」ので、事業期間中（平成３０年度～３１年度の２年分）に就職者は２０名の増加になり、その１０％は約２名に相当する。一方、当初計画から協定締結自治体の数が減少しているため、１８名創出する分を協定締結自治体で受け持つこととすると「２名（以上）」と設定することも必要となる。宜野湾市のような、卒業生の就職実績のある自治体や、企業が集積している自治体で受け持つことが現実的であると思料されるため、「ＣＯＣ＋雇用創出数を事業期間中に２名以上」と設定する。ただし、「ＣＯＣ＋雇用創出数」は宜野湾市への新規卒業生の就職者数に含まれるものとする。

連携する内容　第３条

第３条の「連携する内容」の各号においては、以下の連携内容を想定

（５）地域づくり活動への学生の参加促進に関すること。

・具体的には第２条（１）の取組を実施する。

（６）「健康都市ぎのわん」の推進に向けた市民の健康づくりに関すること。

・医学部及び付属病院の西普天間地区への移転をふまえ、本学が沖縄県補助事業で実施してきた「ゆい健康プロジェクト」を、宜野湾市との連携で実施すること等を検討し関係機関と調整する。

以上

西原町と国立大学法人琉球大学及び公立大学法人名桜大学による
地域における雇用創出・若者定着に係る協定書（案）

西原町（以下「甲」という）と国立大学法人琉球大学（以下「乙」という）及び公立大学法人名桜大学（以下「丙」という）は、西原町における雇用創出・若者定着の推進を図るため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第１条　平成２７年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（ＣＯＣ＋）」に採択された乙及び丙のプログラム「新たな地域社会を創造する『未来叶い（ミライカナイ）』プロジェクト」事業（以下「ＣＯＣ＋事業」という）及び甲の「西原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という）の推進のため、西原町における雇用創出・若者定着に関する目標を定め、その達成を図ることを目的とする。

（目標）

第２条　総合戦略における雇用創出・若者定着に係る主な目標は、「西原町にしごとをつくり、安定した雇用およびひとの流れを創出する」ことをめざした「地元産業の次代を担う人材の育成に向けた取り組みの推進」であり、最終年度までに従業者を３８０名増加させることである。またＣＯＣ＋事業における数値目標は、事業協働地域就職率１４．２ポイント増（乙及び丙の事業協働地域での就職者数１３７人増）、事業協働機関雇用創出数（以下「ＣＯＣ＋雇用創出数」という）１８人である。

これらの全体の目標に関して、甲、乙、丙が第６条に定められた期間内において、前条に掲げた達成すべき目標は、以下のとおりとする。

（１）「文教のまち西原町」における人材の育成として、甲及び乙が参画して進めている「西原ソーシャルビジネスプロジェクト（地域ビジネス創出事業）」の取組みを拡大するとともに、甲の観光振興計画である「文教のまち西原町の観光とまちづくり」等の実現に向け、「文教のまち西原町」らしい大学と連携した町事業を、乙や丙をはじめとする高等教育機関と連携して実施し、留学生も含めた学生の町事業への参加延べ人数５０人以上を目標とする。

（２）前項の取組み等により「文教のまち西原町」として学生が卒業後も本地域に関わり続けられる関係を構築し、従業者３８０名増並びに、事業協働地域就職率１４．２ポイント増及びＣＯＣ＋雇用創出数１８人に向けて、乙及び丙の新規卒業生による就職者数またはＣＯＣ＋雇用創出数を毎年３１名以上とすることを目標とする。

（連携する内容）

第３条　第１条に掲げた目的を達成するため、甲、乙、丙は以下の取組を連携して実施する。

（１）地域課題（ニーズ）の把握・提供、雇用関連の情報提供に関すること。
（２）雇用創出・若者定着に向けた教育、人材育成に関すること。
（３）既存産業の活性化、新産業の創出に向けた取組に関すること。
（４）学生の実践教育における場の提供に関すること。
（５）「文教のまち西原町」として、西原ソーシャルビジネスプロジェクトをは

じめとした、乙及び丙等高等教育機関と連携した町事業の推進に関すること。
（６）町民が大学を身近に感じられる取組みに関すること。
（７）その他、目標を達成するために、甲、乙、丙が必要と認める取組に関すること。
２　前項の取組を進めるにあたり、必要な方策等については、３者による協議の上、別途定める。

（検証）
第４条　甲、乙、丙は、前条に掲げられた取組の実施後に成果検証委員会を設置し、第２条に掲げた目標に対する成果を検証し、必要に応じて取組の改善を行う。

（意見交換）
第５条　甲、乙、丙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じて意見交換を行う。

（有効期間）
第６条　この協定は、締結の日から効力を有し、平成３２年３月３１日までとする。

（その他）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙、丙の３者による協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲、乙、丙それぞれ署名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年　　月　　日

（甲）　沖縄県中頭郡西原町与那城 140 番地の 1
西原町
町長　上間　　明

（乙）　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地
国立大学法人琉球大学
学長　大城　　肇

（丙）　沖縄県名護市字為又１２２０－１
公立大学法人名桜大学
学長　山里　勝己

（参考）

目標設定の考え方、想定される連携事業

【取組類型　卒業後も地域と関われる仕組みづくり＆留学生の参画】

目標　第２条（1）

（１）「文教のまち西原町」における人材の育成として、甲及び乙が参画して進めている「西原ソーシャルビジネスプロジェクト（地域ビジネス創出事業）」の取組みを拡大するとともに、甲の観光振興計画である「文教のまち西原町の観光とまちづくり」等の実現に向け、「文教のまち西原町」らしい大学と連携した町事業を、乙や丙をはじめとする高等教育機関と連携して実施し、留学生も含めた学生の町事業への参加延べ人数５０人以上を目標とする。

自治体の総合戦略における位置づけ

総合戦略に「西原町にしごとをつくり、安定した雇用およびひとの流れを創出する」ことをめざした「地元産業の次代を担う人材の育成に向けた取り組みの推進」が位置づけられている。

また、文部科学省が地方創生事業として位置づけているＳＢＰ（地域ビジネス創出事業）は、西原町において西原ソーシャルビジネスプロジェクト「ＮＳ２ＢＰ」として建設部産業観光課商工観光係の事業として取り組まれており、本学の農学部も参加協力して事業が展開されている。

さらに本学のグローバル教育支援機構では、留学生と日本人学生によるＰＢＬ型異文化協働演習を地域と連携して実施したい意向があり、グローバル教育支援機構や学生部とも連携し、西原町をフィールドとした演習等のニーズがある。

自治体が実施する具体的施策（総合戦略に記載なし）

総合戦略には、

基本目標１　西原町にしごとをつくり、安定した雇用およびひとの流れを創出する

基本目標２　若い世代の結婚・出産をかなえ、子育てしやすい環境をつくる

基本目標３　安心安全で健康なくらしを守るともに、時代にあった地域をつくる

３つの分野が基本目標として位置づけられている。

基本目標１に関連する数値目標として「５年後までに従業者を３８０名増加させる。（従業者数：17,817,894 人（H26 経済センサス基礎調査））の位置づけがある。

「文教の町」を掲げる西原町は、琉球大学をはじめ複数の大学が所在し、多くの学生が在学中に居住し生活するまちである。大学生が、在学中に地域との関わりをもつことにより、卒業後も地域に関わりを持ち続けられるとの仮説のもと、地域で活動する卒業生にも協力してもらいながら、どうしたら学生が地域に関わり続けられるか、その仕組み作りを試行する。

協定では、西原町で実施されているＮＳ２ＢＰの取組を拡大させること、西原町の観光振興計画である「文教のまち西原町の観光とまちづくり」等の

実現に向け、「文教のまち」らしく地域と大学が連携した事業（実施にあたっては沖縄キリスト教学院大学の参加も想定）、地域と連携した演習事業の開講に向けて、日本人学生や留学生の演習の場としての活用についてグローバル教育支援機構と連携して取り組むこと等を位置づける。

目標値の考え方

西原町と本学農学部との連携で実施しているＮＳ２ＢＰを拡充して実施する。（参加学生延べ１０人以上）

「文教のまち西原町の観光とまちづくり」等の実現に向け学部等での演習、グローバル教育支援機構が実施する地域と連携した演習事業を位置づける（参加学生延べ４０人以上）

協定書に基づく取組み

・西原町はＮＳ２ＢＰを継続して実施する。（主に建設部産業観光課商工観光係）
・琉球大学農学部及び地域連携推進機構はＮＳ２ＢＰの活動の拡大を支援する
・琉球大学は、地域をフィールドとした学部等での演習、グローバル教育支援機構が実施する地域と連携した演習事業を実施する。

目標　第２条（2）

（２）前項の取組み等により「文教のまち西原町」として学生が卒業後も本地域に関わり続けられる関係を構築し、従業者３８０名増並びに、事業協働地域就職率１４．２ポイント増及びＣＯＣ＋雇用創出数１８人に向けて、乙及び丙の新規卒業生による就職者数またはＣＯＣ＋雇用創出数を毎年３１名以上とすることを目標とする。

目標値の考え方

基準年である平成２６年度の西原町への新規卒業生の就職実績は２大学分で２５名（うち琉球大学分１９名）となっている。地元就職率１４．２ポイント増にあたる１３７人増に向け、増加分を地域で按分すると西原町分は「基準年実績から６名増」となるため、３１年度における西原町への就職者数を３１名以上と設定する。

また、「就職者の増加分の１０％をＣＯＣ＋雇用創出数（事業協働機関において新たに作り出された仕事、部署への就職者数）とする」ので、事業期間中（平成３０年度～３１年度の２年分）に就職者は１２の増加になり、その１０％は約１名に相当する。一方、当初計画から協定締結自治体の数が減少しているため、１８名創出する分を協定締結自治体で受け持つこととすると「２名（以上）」と設定することも必要となる。西原町のような、卒業生の就職実績のある自治体や、企業が集積している自治体で受け持つことが現実的であると思料されるため、「ＣＯＣ＋雇用創出数を事業期間中に２名以上」と設定する。ただし、「ＣＯＣ＋雇用創出数」は西原町への新規卒業生の就職者数に含まれるものとする。

連携する内容　第３条

第３条の「連携する内容」の各号においては、以下の連携内容を想定

（５）西原ソーシャルビジネスプロジェクト「ＮＳ２ＢＰ」（地域ビジネス創出「ＳＢＰ」事業）をはじめ町事業への学生の参加に関すること。

（６）「文教のまち」として大学と連携した町事業の推進に関すること。
・具体的には第２条（１）の取組を実施する。

（７）町民が大学を身近に感じられる取組みに関すること。
・大学近隣住民をはじめとした一般町民や、小中学生を対象とした「琉大見学ツアー」、授業の公開等を自治会や教育委員会、小中学校の希望に合わせて実施する（地域円卓会議での発言を考慮し、実施に向け検討する）。

以上

中城村と国立大学法人琉球大学及び公立大学法人名桜大学による
地域における雇用創出・若者定着に係る協定書（案）

中城村（以下「甲」という）と国立大学法人琉球大学（以下「乙」という）及び公立大学法人名桜大学（以下「丙」という）は、中城村における雇用創出・若者定着の推進を図るため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第１条　平成２７年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（ＣＯＣ＋）」に採択された乙及び丙のプログラム「新たな地域社会を創造する『未来叶い（ミライカナイ）』プロジェクト」事業（以下「ＣＯＣ＋事業」という）及び甲の「中城村総合戦略」（以下「総合戦略」という）の推進のため、中城村における雇用創出・若者定着に関する目標を定め、その達成を図ることを目的とする。

（目標）

第２条　総合戦略における雇用創出・若者定着に係る主な目標は、「住み続けたい」定住を実現する暮らしづくりにおける甲と乙との官学連携による「琉大生の村事業への参加延べ人数１２０人」、「働きたい、訪れたい」豊かな資源を活かしたしごとづくりにおける「村内での新規就労者数１５人（平成２７年度～平成３１年度）」である。またＣＯＣ＋事業における数値目標は、事業協働地域就職率１４．２ポイント増（乙及び丙の事業協働地域での就職者数１３７人増）、事業協働機関雇用創出数（以下「ＣＯＣ＋雇用創出数」という）１８人である。

これらの全体の目標に関して、甲、乙、丙が第６条に定められた期間内において、前条に掲げた達成すべき目標は、以下のとおりとする。

（１）甲における「住み続けたい」定住を実現するくらしづくりと、乙がめざす質の高い教員養成に向け、村内の公立幼小中学校における大学生による教育支援活動を大学の授業等と連携して実施し、村事業への参加延べ人数１２０人を目標とする。

（２）村内での新規就労者数１５人、事業協働地域就職率１４．２ポイント増及びＣＯＣ＋雇用創出数１８人に向けて、乙及び丙の新規卒業生による就職者数またはＣＯＣ＋雇用創出数を４名以上とすることを目標とする。

（連携する内容）

第３条　第１条に掲げた目的を達成するため、甲、乙、丙は以下の取組を連携して実施する。

（１）地域課題（ニーズ）の把握・提供、雇用関連の情報提供に関すること。
（２）雇用創出・若者定着に向けた教育、人材育成に関すること。
（３）既存産業の活性化、新産業の創出に向けた取組に関すること。
（４）とよむネット事業をはじめ村事業への学生の参加に関すること。。
（５）教職をめざす学生をはじめとした、学生の実践教育における場の提供に関すること
（６）護佐丸歴史資料図書館の利活用促進に関すること。
（７）小中学生が大学を身近に感じられる取組みに関すること。
（８）公立学校における教育方法の改善に関する学術的な支援に関すること。

（９）その他、目標を達成するために、甲、乙、丙が必要と認める取組に関すること。

２　前項の取組を進めるにあたり、必要な方策等については、３者による協議の上、別途定める。

（検証）

第４条　甲、乙、丙は、前条に掲げられた取組の実施後に成果検証委員会を設置し、第２条に掲げた目標に対する成果を検証し、必要に応じて取組の改善を行う。

（意見交換）

第５条　甲、乙、丙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じて意見交換を行う。

（有効期間）

第６条　この協定は、締結の日から効力を有し、平成３２年３月３１日までとする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙、丙の３者による協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲、乙、丙それぞれ署名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年　　月　　日

（甲）　沖縄県中頭郡中城村字当間 176 番地
中城村
村長　浜田　京介

（乙）　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地
国立大学法人琉球大学
学長　大城　　肇

（丙）　沖縄県名護市字為又１２２０－１
公立大学法人名桜大学
学長　山里　勝己

（参考）

目標設定の考え方、想定される連携事業

【取組類型　教職との連携、県全体の質の向上】

目標　第２条（1）

（１）甲における「住み続けたい」定住を実現するくらしづくりと、乙がめざす質の高い教員養成に向け、村内の公立幼小中学校における大学生による教育支援活動を大学の授業等と連携して実施し、村事業への参加延べ人数１２０人を目標とする。

自治体の総合戦略における位置づけ

総合戦略では、「基本目標３：「住み続けたい」定住を実現する暮らしづくり」において、「（２）若い力を行かす琉球大学との産学連携の推進」「琉大生の村事業への参加延べ人数１２０人」が位置づけられている。また、「基本目標４：「働きたい、訪れたい」豊かな資源を活かしたしごとづくり」において「数値目標：村内での新規就労者数１５人（平成２７年度～平成３１年度）」が位置づけられている。

自治体が実施する具体的施策（総合戦略Ｐ７１）

中城村が実施する「とよむネット事業」等において、琉球大学がめざす質の高い教員養成に向け、中城村内の公立幼小中学校における大学生による教育支援活動を大学の授業等と連携して実施することで「琉大生の村事業への参加延べ人数１２０人」を達成する。

目標値の考え方

総合戦略の数値を目標として採用する。

協定書に基づく取組み

・中城村は、村内の公立小中学校の児童生徒の学習支援として、琉球大学の教職志望学生による学校教育支援を実施する。（教育委員会）
・琉球大学は、質の高い教員養成に向け、村内の公立小中学校で教職志望学生による実習を大学の授業等と連携して実施する。（教育学部、教職センター）

目標　第２条（2）

（２）村内での新規就労者数１５人、事業協働地域就職率１０ポイント増及びＣＯＣ＋雇用創出数１８人に向けて、乙及び丙の新規卒業生による就職者数またはＣＯＣ＋雇用創出数を４名以上とすることを目標とする。

目標値の考え方

基準年である平成２６年度の中城村への新規卒業生の就職実績は２大学分で５名（うち琉球大学分４名）となっている。ただし、平成２５年度から平

成２８年度の４年の平均は琉球大学分で２．３名である（データのない名桜大学分を仮定し加えると３．０名に相当）。地元就職率１４．２ポイント増にあたる１３７人増に向け、増加分を地域で案分すると中城村分は「基準年実績から１名増」となるため、３１年度における中城村への就職者数を４名以上と設定する。

また、「就職者の増加分の１０％をＣＯＣ＋雇用創出数（事業協働機関において新たに作り出された仕事、部署への就職者数）とする」ので、事業期間中（平成３０年度～３１年度の２年分）に就職者は８名の増加になり、その１０％は約１名に相当する。増加分を地域で案分すると、「ＣＯＣ＋雇用創出数を事業期間中に１名以上」と設定する。ただし、「ＣＯＣ＋雇用創出数」は中城村への新規卒業生の就職者数に含まれるものとする。

連携する内容　第３条

第３条の「連携する内容」の各号においては、以下の連携内容を想定

（４）教職をめざす学生をはじめとした学生の実践教育における場の提供に関すること。

（５）とよむネット事業をはじめ村事業への学生の参加に関すること。

・具体的には第２条（１）の取組を実施する

（６）護佐丸歴史資料図書館の利活用促進に関すること。

・教育学部の教員（子ども教育開発専修 望月道浩 准教授）が協力する

（７）小中学生が大学を身近に感じられる取組みに関すること。

・中城中学校の生徒を対象とした「琉大見学ツアー」や授業の公開を、教育委員会や中学校の希望に合わせて実施する（地域円卓会議での発言を考慮し、実施に向け検討する）

（８）公立学校における教育方法の改善に関する学術的な支援に関すること。

・中城村が平成３０年度より実施する小規模学級の効果検証を想定。教育学部の教員（子ども教育開発専修 佐久間正夫 教授）が協力する。

以上

4/9受

【報告２】

商　産　第　11　号
平成 30 年４月１日

国立大学法人　琉球大学
学長　　大城　肇　　殿

イノベーション創出人材育成事業
委託候補者選定委員会　委員長
沖縄県商工労働部　産業振興統括監　慶田　喜美男

沖縄県商工労働部産業振興統括監印

イノベーション創出人材育成事業
委託候補者選定に係る企画提案の審査結果について（通知）

このたびは、標記事業の委託先候補者募集にご応募いただき、御礼申し上げます。

さて、貴団体より応募いただきました企画提案につきましては、イノベーション創出人材育成事業委託候補者選定委員会において、厳正に審査を行った結果、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

審査結果　　委託先候補者として決定する。

【留意事項】

※本事業は、沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じる事業であるため、国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがある。

※また、委託契約にあたり、企画提案の内容について内閣府による事前確認が必要となる場合があり、内閣府の確認により否となった場合は、契約を締結しないことがある。

【様式２】

受付番号	

イノベーション創出人材育成事業　企画提案書

１．提案名 （提案内容をイメージする名称等）	「イノベーション創出人材育成プラットフォーム構築」 ―アントレプレナー人材を継続的に育成・輩出し実現性を高める仕組み―

２．提案内容

１）イノベーション創出人材育成事業のあり方（グランドデザイン）

これまで実施した６年間の事業成果を踏まえ、「偶発性の高いアイデア重視のプログラム」ではなく、「再現性の高い人材育成重視のプログラム」を構築運営することを本事業のグランドデザインとし、以下の４つの軸を設定した。

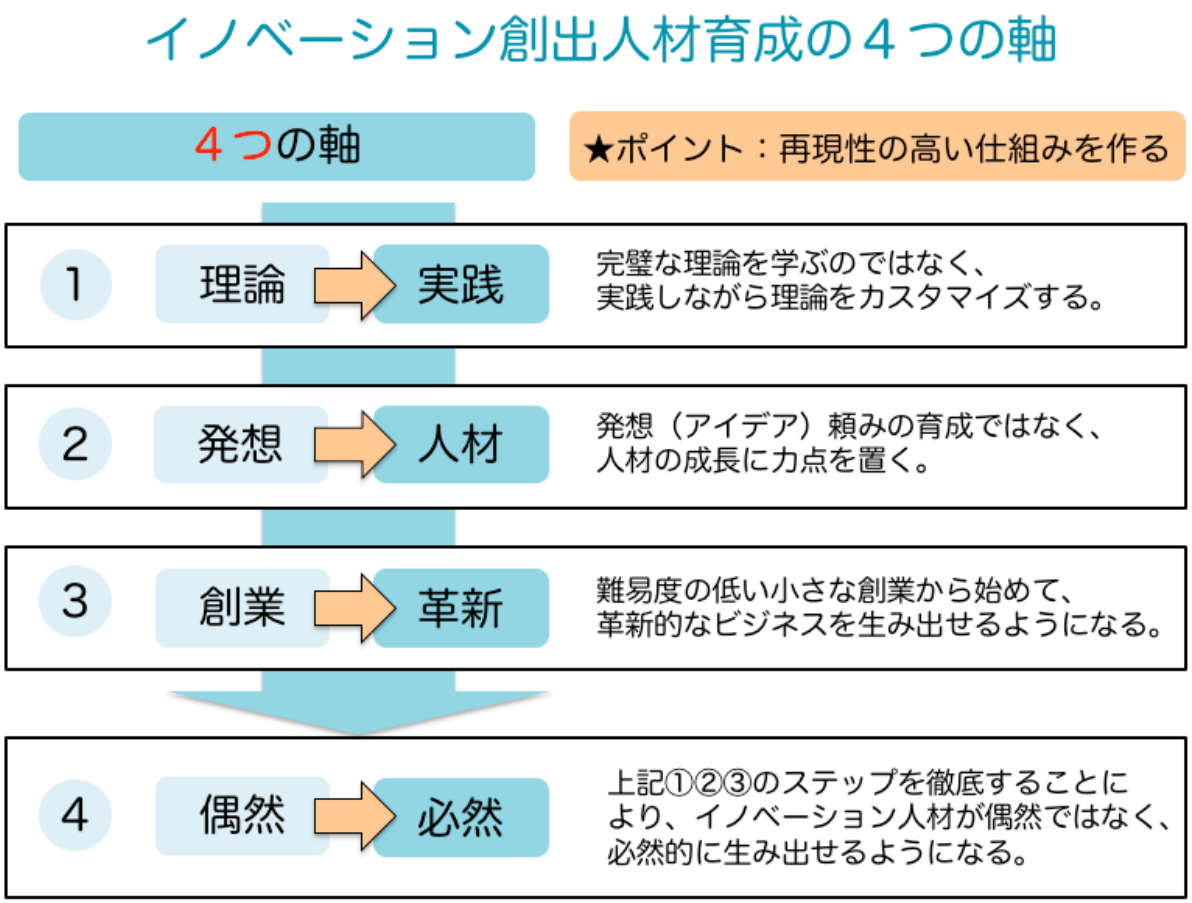

２）事業主体担当者の概要

(1)国立大学法人琉球大学(コンソーシアム代表者)

プロジェクトマネージャー：プロジェクト全体の統括

玉城　理（国立大学法人琉球大学地域連携推進機構　准教授）

・産学官連携のもと、様々な新規事業立ち上げを行うとともに、支援者としても協力。

・県外ベンチャーキャピタルの経験を有する。インキュベーションマネージャー認定者。

・様式７（実績書）掲載の「産学人材育成ネットワーク形成促進事業(沖縄県より受託)」「次世代アントレプレナー人材育成推進事業(沖縄県より受託)」のプロジェクトリーダーとして当該事業の統括を担う。

コーディネーター：各プログラム構築・実施、委員会運営、報告書作成

田場　誠（国立大学法人琉球大学地域連携推進機構　非常勤講師・コーディネーター）

・県内ＩＴ企業にて、ベンチャー企業の新規事業構築、資金調達、中国との合弁会社設立等を経験。その後、県内８社の起業に携わる。

・様式７（実績書）掲載の「産学人材育成ネットワーク形成促進事業(沖縄県より受託)」「次世代アントレプレナー人材育成推進事業(沖縄県より受託)」のコーディネーターとして当該事業の各プログラム構築・運営に携わる。

(2)一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄(コンソーシアム構成員)

サブマネージャー兼コーディネーター：各プログラム構築・実施、委員会運営、報告書作成

名幸穂積（一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄　代表理事）

・県外ベンチャーキャピタル、公認会計士事務所、県内第三セクター勤務において、新規事業立ち上げ、ＩＴ及びバイオ系ベンチャー立ち上げに関わる。インキュベーションマネージャー認定者。

・様式７（実績書）掲載の「次世代アントレプレナー人材育成推進事業(沖縄県より受託)」のプロジェクトマネージャーとして当該事業の進捗管理、各プログラム構築・運営に携わる。

コーディネーター補助：各プログラム実施支援、委員会運営支援

玉城千賀子（一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄）

・県内第三セクター勤務において、公的資金を活用した各種研究開発事業等の進捗管理業務に携わる。

３）県内大学等が取り組むアントレプレナー育成の講義や研修等の支援

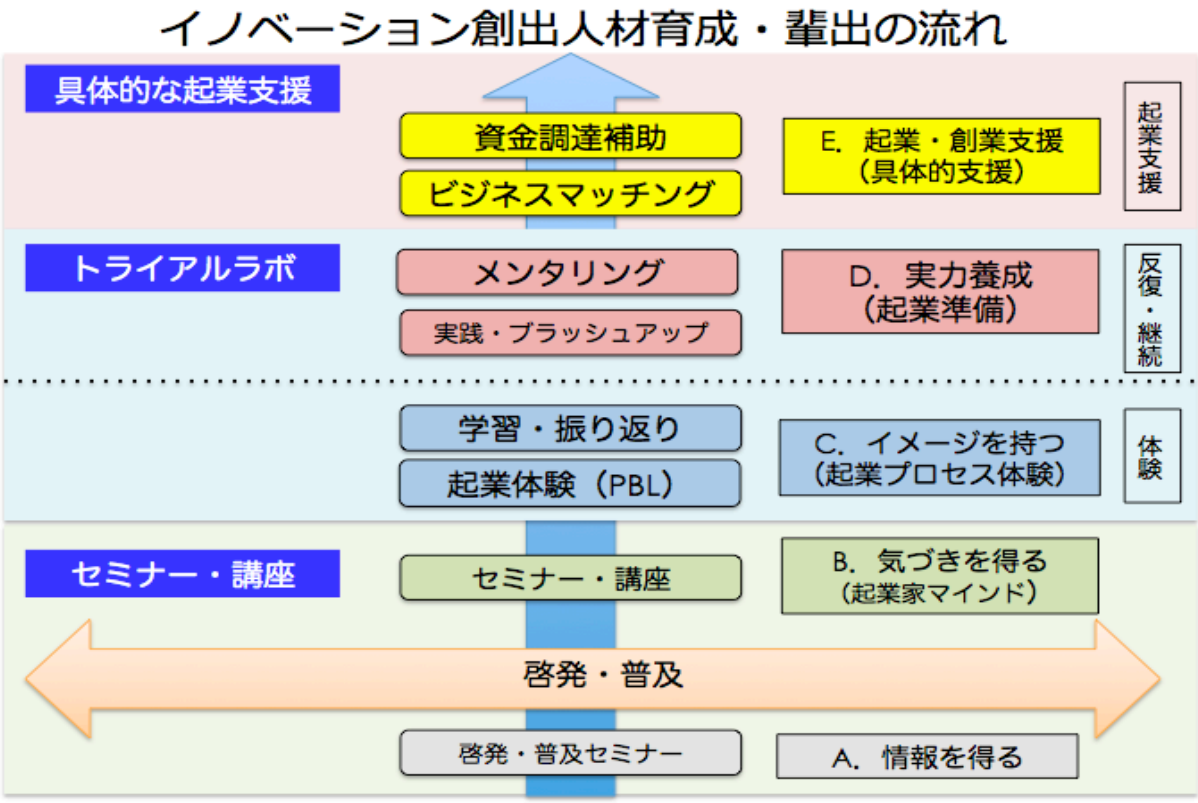

(1)大学での講義との連携

大学の講義やゼミとの連携や自主セミナーなどにより、起業家という生き方について啓発・普及を行い、気づきを得る学生や社会人を増やし、裾野を広げる。

・自主講座（セミナー、ワークショップ）

［３つのコース］

①アントレプレナーシップ基礎コース：インプットを重視。

②アントレプレナーシップ実践コース：アウトプットを重視。

トライアルラボでの活動、自主活動やメンタリングにより、ビジネスプランブラッシュアップする。

ビジネストライアルやビジネスプラン発表会（DIVE INTO）にて、検証結果を発表し聴講者などからフィードバックを得てブラッシュアップしていく。基礎コースで学んだ理論の実践を目指す。

③起業家輩出コース：起業に至るための具体的な課題をクリアするためのブラッシュアップに必要なインプット、アウトプットを行う。学習、育成ステージを超えて、実際に継続的に価値提供が出来る仕組みづくりを目指す。

(2)本事業を実施する県内大学及び高等専門学校の候補校

①過去の事業において各プログラムに参加した県内大学等

過去の事業において、起業家人材育成に係る講座及びセミナーを実施する、もしくは、ビジネスプランコンテスト及びビジネストライアルプログラムに参加した大学等をリストアップ

した。なお、候補校は次のとおりである。

・琉球大学
・沖縄国際大学
・沖縄大学
・名桜大学
・沖縄女子短期大学
・沖縄工業高等専門学校
・沖縄職業能力開発大学
・那覇情報システム専門学校(n-cis)

②その他県内大学等

過去の事業において、起業家人材育成に係る講座及びセミナー、もしくは、ビジネスプランコンテスト及びビジネストライアルプログラムに参加していないが、参加の可能性がある大学等をリストアップした。なお、候補校は次のとおりである。

・沖縄キリスト教学院大学、短期大学
・沖縄県立芸術大学
・(一社)沖縄県専修学校各種学校協会　会員校

(3)講師候補者

①候補選定の基本的な考え方

起業家を育成していくための必要な講義を行う講師には、起業に関する高度な知見を有することは当然のことであるが、本県の事情を十分に把握し、また、人脈も不可欠である。つまり、「地域の人材は、地域の人(講師)が育てる」べきであると考える。

よって、講師はできる限り、県内在住の講師を発掘、活用していくことを念頭に置きつつ、過去の事業で実施したセミナー、ワークショップ等で実績を有する者及び経営的な支援を出来る専門家を加えリストアップを行った。

②講師候補者リスト(県内)

・玉城理（琉球大学地域連携推進機構准教授）
・田場誠（琉球大学非常勤講師ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ、一般社団法人ｱﾝﾄﾚﾌﾟﾚﾅｰｼｯﾌﾟﾗﾎﾞ沖縄理事）
・名幸穂積（琉球大学非常勤講師ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ、一般社団法人ｱﾝﾄﾚﾌﾟﾚﾅｰｼｯﾌﾟﾗﾎﾞ沖縄代表理事）
・国仲瞬（株式会社がちゆん　代表取締役）※琉大在学時に起業。教育視点をもった起業家。
・野中光（琉球ミライ株式会社　代表取締役）
・若尾美希子（NPO法人こころひまわり　代表理事）
・糸数温子（NPO法人daimon　代表理事）
・室伏長子（コトバグラフィッカー）
・宮国智子（サニーデザイン）
・津波綾香（Your Sory Lab）
・村田薫（株式会社EC-GAIN 代表取締役）
・金城辰一郎（オキナワアイオー株式会社　代表取締役ＣＥＯ）

・兼村光（株式会社オーシーシー　経営企画推進室長）
・大角玉樹（琉球大学観光産業科学部教授）
・當銘大樹（株式会社がちゆん　取締役副社長）※琉大在学時に起業。国際ファシリテーター
・親川友里（株式会社がちゆん　取締役）※琉大在学時に起業
・仲間暁子（株式会社ｎｏｔｅ　代表取締役）
・根路銘一亮　（株式会社アイベーションラボ　代表取締役）
・永井義人（株式会社あじとや　取締役）
・照屋隆司（有限会社開発やでぃきたん　代表取締役）
・古田奎輔（株式会社Ｐａｙｋｅ　代表取締役ＣＥＯ）※琉大在学時に起業
・比嘉良寛（株式会社Ｐａｙｋｅ　取締役ＣＦＯ）
・臼井隆秀（株式会社琉球インタラクティブ　代表取締役社長）
・西里喜明（一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会　会長・中小企業診断士）
・田里友治（日本会計士協会沖縄会　会長・公認会計士）
・久保以明（琉球法律事務所　所長・弁護士）
・金城達也（金城達也税理士事務所　所長・税理士）
・小川真司（琉球銀行コンサルティング営業部）
・大西克典（公益財団法人沖縄県産業振興公社産業振興部　ハンズオンマネージャー）

③講師候補者リスト（県外）
・和波俊久（Lean Startup Japan LLC　代表社員・プロセスコンサルタント）
・樋栄ひかる（一般社団法人アプライドインプロファシリテーター協会　代表理事）
・山口豪志（株式会社５４　代表取締役社長）
・森戸裕一（ナレッジネットワーク株式会社　代表取締役）
・レボレド・ジョバン（シンギュラリティ・ユニバーシティ　ティーチングフェロー）
・松浦貴昌（NPO法人ブラストビート　代表理事）
・駒崎弘樹（NPO法人フローレンス代表理事）
・吉田淳一（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ　イノベーション推進部部長）
・吉田雅紀（株式会社あきない総合研究所　代表取締役）
・平野賢正（ビジップ株式会社　ＣＯＯ）
・星　エリ（ニューメキシコ大学　技術移転＆開発事務所　大学発ﾍﾞﾝﾁｬｰ＆国際事業ﾏﾈｰｼﾞｬｰ）
・澤　円（株式会社マイクロソフト　マイクロテクノロジーセンター長）
・神山晃男（株式会社こころみ　代表取締役）
・武井浩三（ダイヤモンドメディア株式会社　代表取締役）
・中川祥太（株式会社キャスター　代表取締役社長）
・竹本拓治（福井大学産学官連携本部准教授）
・羽生章洋（株式会社マジカジャパン　代表取締役）
・平井宏明（安田企業投資株式会社　RSC投資部長・ベンチャーキャピタリスト）
・辻俊彦（ベンチャーキャピタリスト・経営コンサルタント）
・清田智（株式会社ＱＰＲ　代表取締役）
・渡邉晃利（株式会社Ｂ＆Ｔキャピタルゲート　取締役）

４）アントレプレナー人材育成に係るイベント等の実施及び支援

現在開催されている一般的なビジネスプランコンテストは、数多くの応募者の中から優れたビジネスプランを発表する者を選び出し、表彰するいわゆる「発掘・選別」型の形を取っている。

しかし、我々は過去６年間にわたる事業の結果、従来の「審査・表彰型ビジネスプランコンテスト」では、実際に起業まで至る事例は少なく、教育や人材育成を効果的に行うことが困難であるとの結論に至った。このため、具体的な起業を目指し、発表者のモチベーション向上や実践力向上にに重点をおいた「双方向対話型ビジネスプラン発表会（DIVE INTO)」（※別紙参照）を開催した。

本事業でも引き続き、このような手法でイベントを開催する。

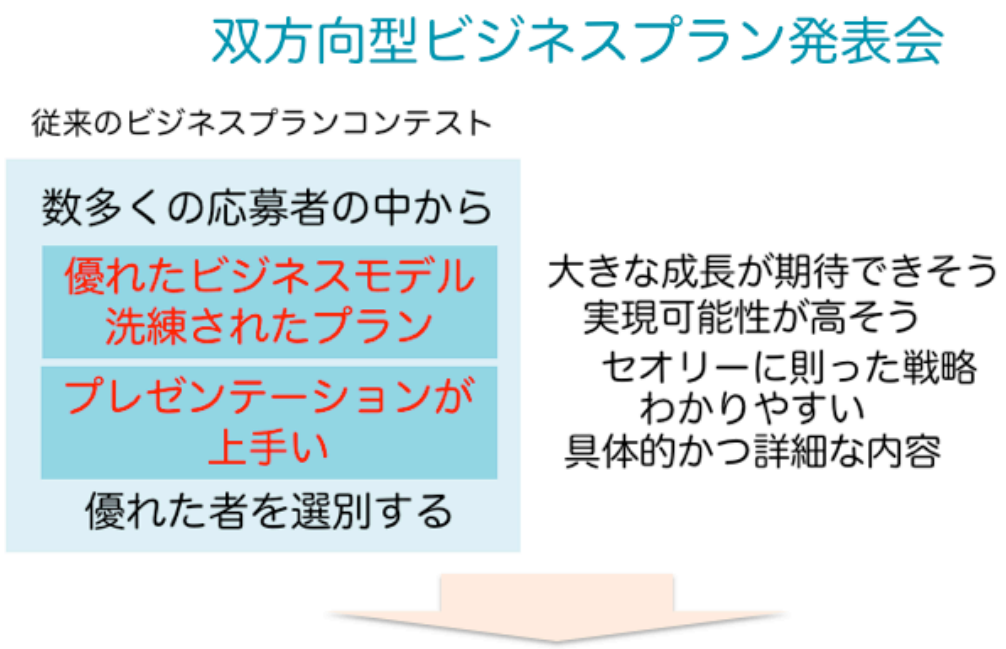

発表する者に多くの気づき、フィードバックを与えることを目的とする。
・できるだけ多くの者にビジネスプランを発表する場を与える。
・発表者には、審査基準に沿うことが目的ではなく、起業家としての思考をブラッシュアップし「顧客の課題を解決する」という起業家本来の目的を強く意識してもらう。
・得た学びは「必ず実践に生かす」ということを意識してもらう。

また、起業を志す者にとって、ビジネス的な観点から評価を受ける機会は非常に重要である。

このため、資金調達や支援機関とのマッチングを求める起業家については、従来の発掘育成型の県内外で開催される各種ビジネスプランコンテスト（例：九州山口ベンチャービジネス発表会、デトロイトトーマツベンチャーサミットなど）を活用する。

５）県内メンターの発掘・育成

(1)起業家の成長段階を考慮した支援

起業について「ゼロからイチを生み出す」という言葉で表現されることが多く、起業家についても「ゼロからイチを生み出す者」という形で語られる。それゆえに、起業家人材育成についても「とにかく早くゼロからイチを生み出して、積極的に資金調達を行い、事業を急成長すること」を急かす支援者も多く、起業を志す者もその固定観念が強い。

しかし、起業経験の無い者には、実は、「ゼロにたどり着くまでが大変」であり、多くの者がそこで停滞し、時間とお金と情熱を使い果たしてしまう。

なぜ、「ゼロにたどり着くまでが大変」なのかというと、「斬新なアイデアを思いついただけで起業はうまくいかない」からである。しかし、起業未経験者は「斬新なアイデアを思いつくこと」が起業のスタートだと勘違いしてしまい、「斬新なアイデアを思いつくこと」に固執してしまう。斬新なアイデアというものは起業を志す一つの要因になることはあるが、起業にとって必須条件ではない。むしろ、斬新なアイデアでなくとも、起業にとって必須の条件さえ満たせば、起業のスタート地点に立つことができる。

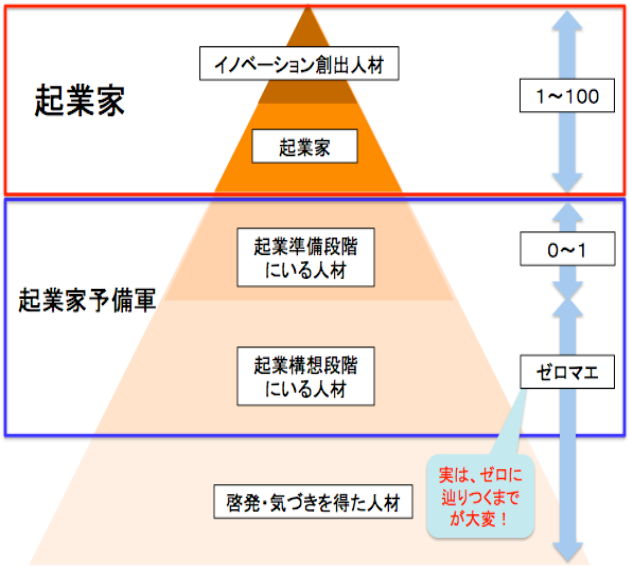

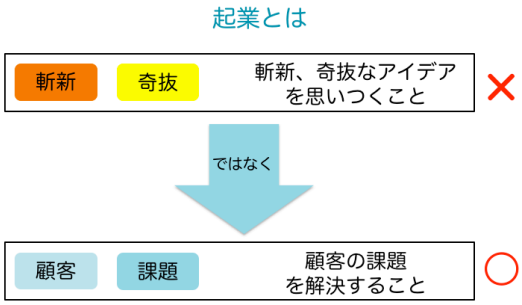

その理由は、「起業」というものが斬新なアイデアを思いつくことではなく、顧客の課題を解決する（又は解決に導く）という価値を提供するものであるからである。

(2)候補選定の基本的な考え方

前項の講師と同様、できる限り、県内在住で起業家を目指す学生、社会人を支援、育成できる人材を発掘、活用していくことを念頭に置きつつ、過去の事業でメンタリング、その他助言等を行った実績を有する者及び起業家育成プログラムを活用し学生時に起業した者を加えリストアップを行った。

(3)メンター連絡会・勉強会の実施

これまで実施してきた実績を踏まえ、メンターが集まり情報交換等を行うメンター連絡会とメンターのスキル向上、意識統一のため、県外の講師を招き勉強会を実施する。

(4)メンター候補者リスト(県内)

・名幸穂積（琉球大学　非常勤講師ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ、一般社団法人ｱﾝﾄﾚﾌﾟﾚﾅｰｼｯﾌﾟﾗﾎﾞ沖縄代表理事）
・田場誠（琉球大学　非常勤講師ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ、一般社団法人ｱﾝﾄﾚﾌﾟﾚﾅｰｼｯﾌﾟﾗﾎﾞ沖縄理事）
・玉城理（琉球大学地域連携推進機構准教授）
・国仲瞬（株式会社がちゆん　代表取締役）※琉大在学時に起業
・當銘大樹（株式会社がちゆん　取締役副社長）※琉大在学時に起業
・古田奎輔（株式会社Ｐａｙｋｅ　代表取締役ＣＥＯ）※琉大在学時に起業
・比嘉良寛（株式会社Ｐａｙｋｅ　取締役ＣＦＯ）
・野中光（琉球ミライ株式会社　代表取締役）
・糸数温子（NPO法人daimon　代表理事）
・室伏長子（コトバグラフィッカー）
・兼村光（株式会社オーシーシー　経営企画推進室長）
・永井義人（株式会社あじとや　取締役）
・根路銘一亮（株式会社アイベーションラボ　代表取締役）
・能塚義之（一般社団法人沖縄ビジネスインキュベーションプラザ代表）
・若尾美希子（NPO法人こころひまわり　代表理事）
・照屋隆司（有限会社開発やでぃきたん　代表取締役）
・小川真司（琉球銀行コンサルティング営業部）
・大西克典（公益財団法人沖縄県産業振興公社産業振興部　ハンズオンマネージャー）
・水落真（日本リージャス株式会社　エリアマネージャー）
・飯塚悟（デジラボおきなわ　founder）
・宮里大八（琉球大学地域連携推進機構特任准教授）

(5)メンター候補者リスト(県外)

・和波俊久（Lean Startup Japan LLC　代表社員・プロセスコンサルタント）
・樋栄ひかる（一般社団法人アプライドインプロファシリテーター協会　代表理事）
・レボレド・ジョバン　（シンギュラリティ・ユニバーシティ　ティーチングフェロー）
・山口豪志（株式会社５４　代表取締役社長）
・吉田雅紀（株式会社あきない総合研究所　代表取締役）
・池村光次（株式会社KUROKO　代表取締役）

６）アントレプレナー人材と企業等との交流拠点機能の構築

(1)連携する交流拠点候補

①ビジネストライアルラボの設置等

国立大学法人琉球大学は、平成29年3月でビジネストライアルラボを設置し、起業を目指す学生及び社会人の交流拠点になるなど、一定の成果を上げている。このような状況を勘案し、次の各大学へのラボ設置に取り組む。

・沖縄女子短期大学
・沖縄大学
・沖縄国際大学

ビジネストライアルラボ４つの機能（「場」の提供）

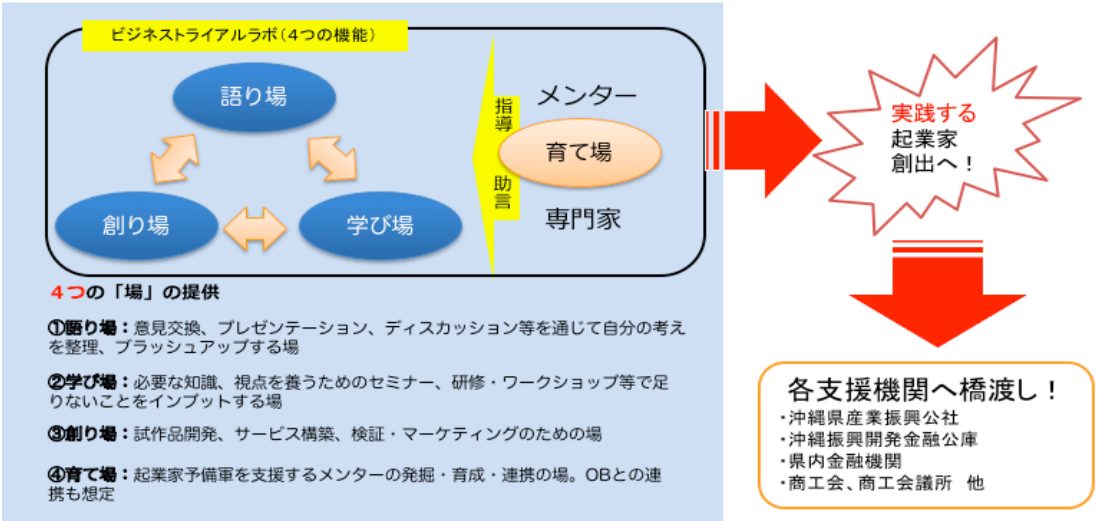

(2)連携を検討しているスタートアップ施設等

スタートアップ施設

・Club House（仮称）（那覇市）※２０１８年秋ロオープン予定
　利用者・登録者がお互いの施設を利用出来る等のパートナーシッププログラムを予定。
・スタートアップカフェコザ（沖縄市）

ＩＴ系インキュベート施設

・宜野湾ベイサイド情報センター(G-Wave)（宜野湾市）
・なは産業支援センター(MECAL45)（那覇市）

バイオ系インキュベート施設

・沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター（うるま市）
・沖縄バイオ産業振興センター（うるま市）

コワーキングスペース等

・がちゆん中城オフィス（中城村）
・AZANAイベントスペース（豊見城市）
・沖縄ガールズスクエア（那覇市）

７）有識者委員会の設置及び開催

(1)候補選定の基本的な考え方

過去の事業で有識者委員会委員を務めた人材に加え、大学、民間企業、支援機関等において、起業家人材育成に関して高い知見を有する人材を加えリストアップを行った。

⑵委員候補者(大学)

・屋宏典　(琉球大学地域連携推進機構　産学官連携部門長)
・大角玉樹　(琉球大学観光産業科学部　教授)
・安里肇　(沖縄国際大学産業情報学部　教授)
・仲村篤　(沖縄女子短期大学総合ビジネス学科　准教授)
・林優子　(名桜大学国際学群国際学類　上級准教授)
・島袋隆志　(沖縄大学法経学部法経学科　准教授)
・竹本拓治（福井大学産学官連携本部　准教授）

(3)委員候補者(民間企業)

・吉田雅紀　(株式会社あきない総合研究所　代表取締役)
・照屋隆司　(有限会社開発やでぃきたん　代表取締役)
・西里喜明（一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会　会長・中小企業診断士）
・金城和光　(株式会社沖縄ヒューマンキャピタル　代表取締役)
・能塚義之（一般社団法人沖縄ビジネスインキュベーションプラザ代表）
・小川真司（琉球銀行　）

(4)委員候補者(支援機関)

・大西克典（公益財団法人沖縄県産業振興公社産業振興部　ハンズオンマネージャー）
・屋比久盛徳　(沖縄振興開発金融公庫新事業育成出資室　室長)
・喜友名朝弘　(沖縄県商工労働部産業政策課　課長)

８）これまで県が行った起業家人材育成事業に関わった学生等のフォローアップ支援・動向調査

以下のとおり起業家コミュニティの形成と運営を実施して、フォローアップを行う。

学生起業家ＯＢ、起業家予備軍との連携

過去６年間の起業家人材育成プログラムを活用し、学生時に起業したＯＢ起業家やメンター等と、密接に連携しながらコミュニティを形成。ＯＢ起業家の口からプログラムの活用方法や実際に起業に至るにあたって苦労したこと、それをどのようにして乗り越えたのかを語ってもらう事により、起業に至るまでのイメージがより具体的になり、参考になる。

年に数回の情報交換、交流会を実施。オンライン、オフラインコミュニティ 。日常のアドバイスや事業提携、人材交流等の活用に向けて取り組む。

９）県外等先進地調査

事務局の視察に加え、支援対象となる起業家および起業家予備軍について、ネットワーク構築やビジネスマッチングにつなげるための先進地への派遣することも検討している。

◎候補地

・東京

「デトロイトトーマツモーニングピッチ」

「ProtStarサロン」

「Startup Hub Tokyo」

・福岡

「Fukuoka Growth Next」

など

１０）その他アントレプレナー人材育成を推進する諸取り組み

(1)切れ目のない継続的な指導・支援

イノベーション創出人材はいきなり生み出せるわけではない。継続的な指導・支援が必要である。ある者が啓発されて起業家になることを志し、インプットとアウトプットを繰り返しながら、成長していく。その成長段階に応じた適切な指導・支援を切れ目なく継続的に行う必要がある。

成長段階

・起業創業構想段階（ゼロマエステージ）

・起業創業準備段階（ゼロステージ）

・起業創業初期段階（ゼロイチステージ）

なぜなら、その段階において起業家（起業家予備軍）は自力で次のステージに進むのが難しく、その多くがゼロマエステージ～ゼロイチステージを突破できずに潰れてしまうからである。

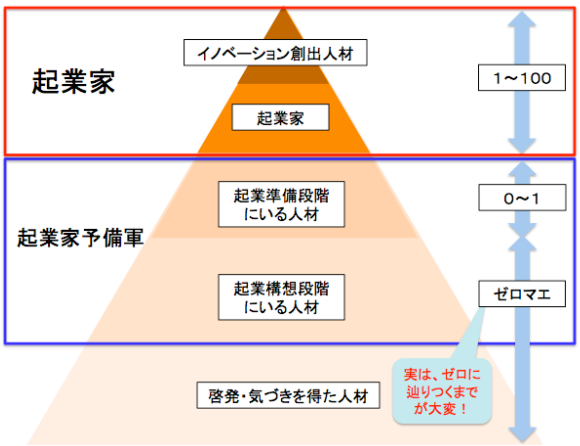

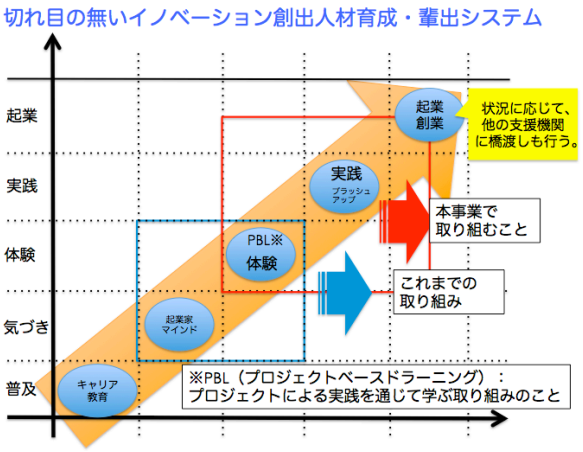

次のステップに向けた連携強化

本事業で生み出したイノベーション創出人材が次のステップへと進む足がかりとして、公的・民間の起業創業支援機関、その他金融機関等（以下、「他の支援機関」という。）との連絡会を実施し、他の支援機関との橋渡しを行う。

(2) ソーシャルビジネスを生み出す基盤づくり

市町村に存在する課題を深く洞察し、地域の人達と一緒に活動していくことが不可欠である。このため、起業家がやりたい事業と地域が求めるニーズをマッチングし、価値提供・課題解決する基盤を構築することが重要である。これにより、事業として継続できる可能性が高まる。

今年度は、過去の事業で連携した実績を有する西原町、与那原町などと連携を図る。
次年度以降、連携市町村の拡大を目指す。

(3) 周知広報の充実・強化

本プログラムに参加する者を増やし、協力連携する企業・団体を増やすため、周知広報機能を充実・強化する。このため、以下のようなメディアを活用し、常時情報発信できるような体制に向けて取り組む。

・地元メディア（新聞社、テレビ局、ラジオ局）
・インターネットメディア
・学生ブロガー
・SNSの活用

(4) 科学的アプローチによる知見の獲得

これまでの事業で得た知見や本事業で得られる知見等を活用し、「科学的アプローチに基づいた起業家育成・輩出の手法」の体系化を図る。これにより再現性の高い、指導手法が確立出来る。

具体的には各大学等の研究者と連携し、本事業で実施されるラボのレポートやビジネストライアルプログラム等の状況を分析、研究する。

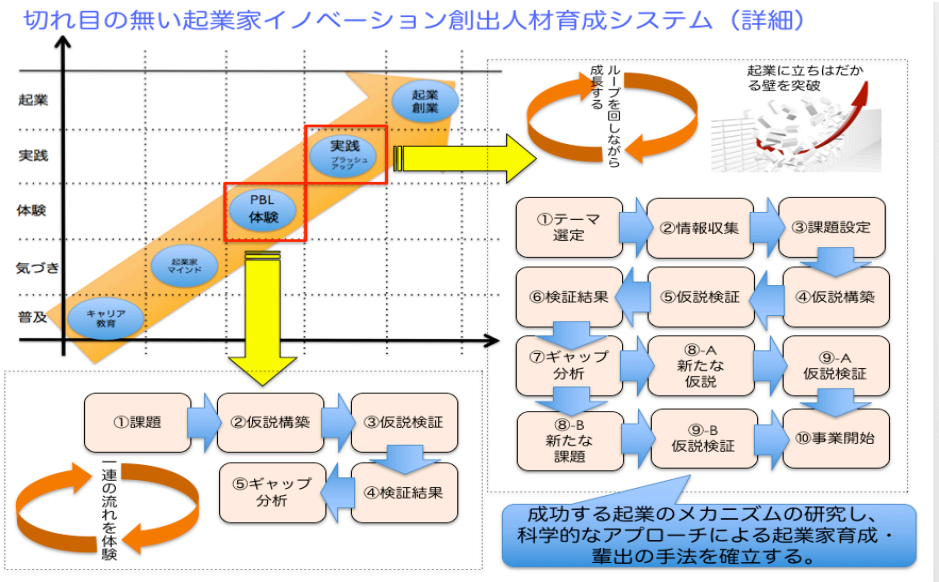

【様式５】

事　業　計　画

平成 30 年度のスケジュールは次のとおり。

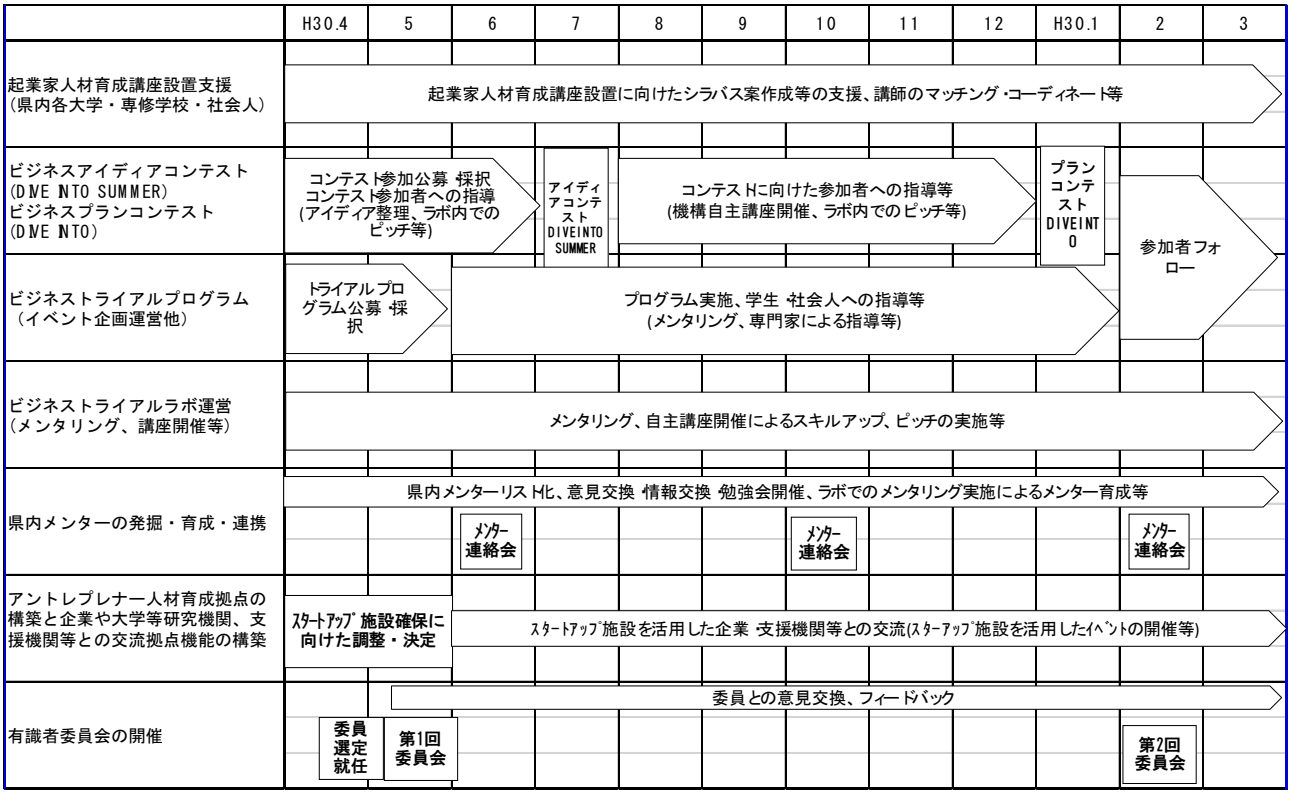

平成 31 年度のスケジュールは次のとおり（色付きは平成 30 年度実施項目に新たに追加）

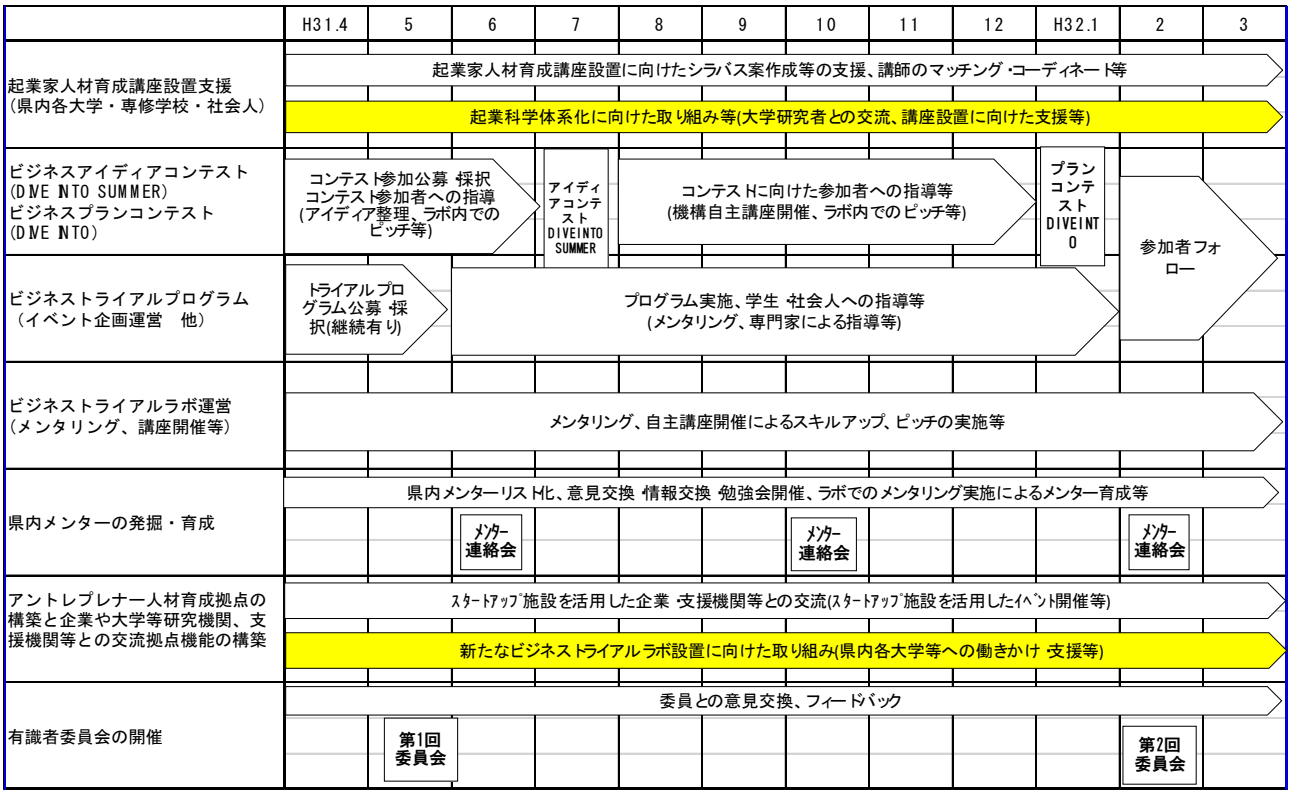

平成 32 年度のスケジュールは次のとおり（色付きは平成 30 年度実施項目に新たに追加）

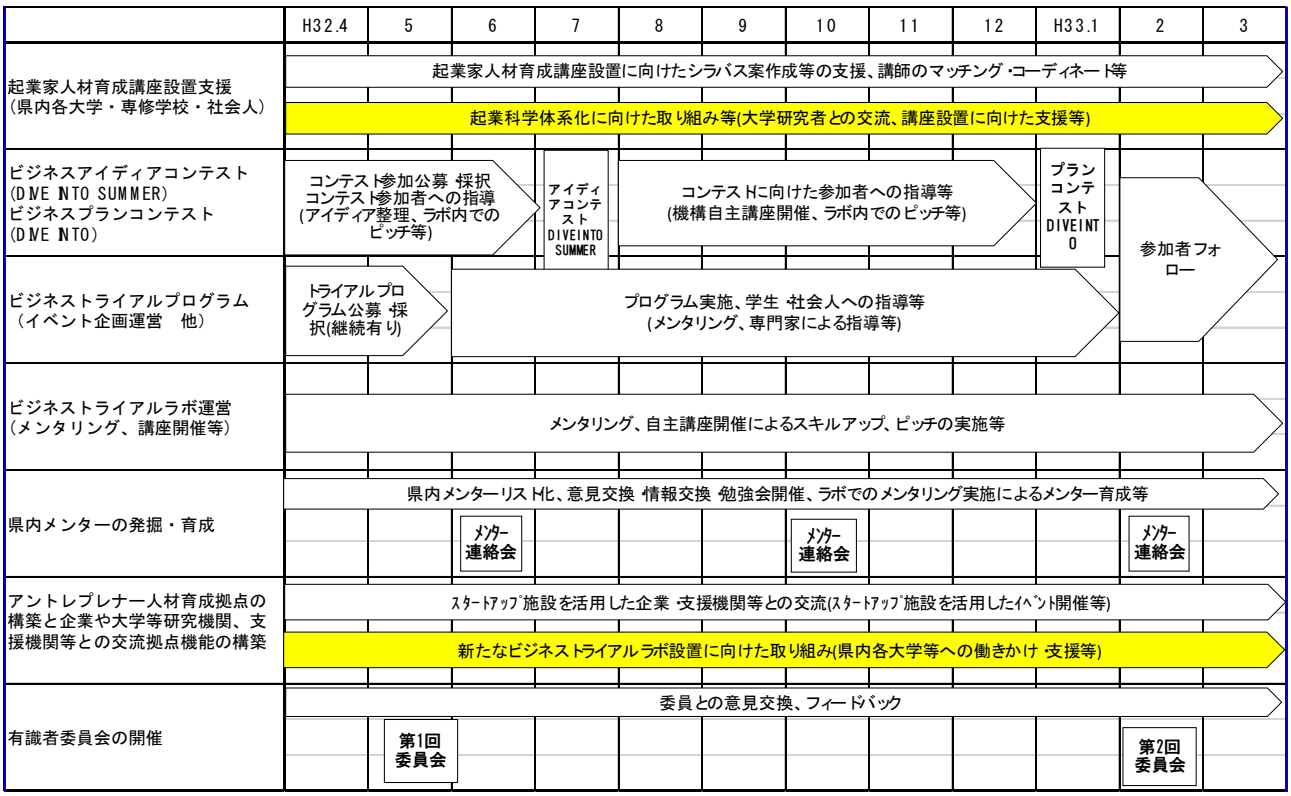

【様式６】

執　行　体　制

１．体制概要

１）執行体制図

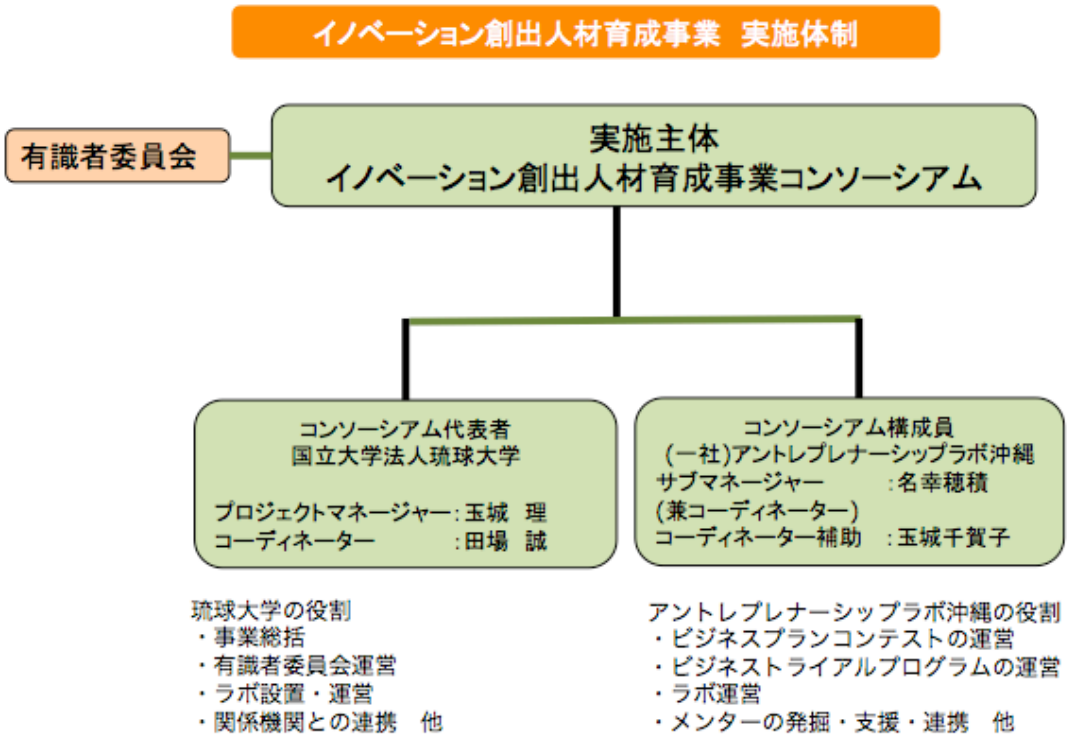

２）体制及び事業運営概要、実施主体の役割等

(1) 体制及び事業運営概要

・国立大学法人琉球大学（地域連携推進機構）と一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄は、「イノベーション創出人材育成事業コンソーシアム」を形成し、双方緊密に連携し、本事業の円滑な運営を図る。

・国立大学法人琉球大学（地域連携推進機構）は、「イノベーション創出人材育成事業コンソーシアム」の代表者として本事業を統括する。なお、国立大学法人琉球大学（地域連携推進機構）には、プロジェクトマネージャー１名及びコーディネーター１名を配置する。

・一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄は、「イノベーション創出人材育成事業コンソーシアム」の構成員として、代表者と緊密に連携し、本事業の各プログラム構築・支援に取り組む。なお、一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄には、サブマネージャー兼コーディネーター１名及びコーディネーター補助１名を配置する。

・アントレプレナー育成を目的とした講義や研修等を行う県内大学や専修学校、県内支援機関等に対し、講師の紹介やシラバス作成等に係る支援を行う。

・国立大学法人琉球大学内にプロジェクトトライアルラボを設置し、ビジネスプランコンテスト、ビジネストライアルプログラム等の各プログラム構築・運営を行う。

・ビジネストライアルラボにおいて起業を目指す学生や社会人を支援するメンターの発掘及び育成に取り組むほか、アントレプレナー教育の講師となる人材を県内から発掘し、育成する。

・アントレプレナーシップを有する人材による起業の実現及び優れたビジネスモデルの創出等を促進するため、スタートアップ関連施設と有機的に連携し、本事業の各プログラムに参加する学生、社会人と企業や投資家、県内支援機関等と交流できる機能を構築する。
・これまで県が行った起業家人材育成事業に関わった学生等のフォローアップ支援・動向調査を円滑に実施するため、県内支援機関、県内金融機関、スタートアップ関連施設等との連携を強化する。

(2)事業主体の役割

国立大学法人琉球大学(コンソーシアム代表者)

・事業統括及び有識者委員会運営
・各大学等への講座設置支援及び社会人向け講座設置支援(コーディネート等)
・ビジネスアイディアコンテスト及びビジネスプランコンテストの運営
・ビジネストライアルプログラムの運営
・ビジネストライアルラボの運営(起業家予備軍のメンタリング等)
・起業家予備軍の発掘(ワーク・トークサロン・セミナーの開催等)
・ラボ整備・管理・運営支援
・大学等研究機関及びベンチャー支援機関等との連携、先進地調査実施
・大学等への支援、起業メカニズムの分析、研究・体系化に向けた取り組み等

一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄(コンソーシアム構成員)

・有識者委員会運営支援
・ビジネスアイディアコンテスト及びビジネスプランコンテストの運営
・ビジネストライアルプログラムの運営
・ビジネストライアルラボの運営(起業家予備軍のメンタリング等)
・起業家予備軍の発掘(ワーク・トークサロン・セミナーの開催等)
・メンターの発掘・育成・連携
・大学等研究機関及びベンチャー支援機関等との連携、先進地調査実施

(3)一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄の概要

一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄は、国立大学法人琉球大学が沖縄県より受託した「産学人材育成ネットワーク形成促進事業」、「次世代アントレプレナー人材育成事業」で得た知見を活かし、継続的に起業家予備軍を輩出するための支援を行うとともに、起業家予備軍を支援するメンターの育成・輩出・連携に取り組むことを目指し設立した。

また、一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄の設立にあたっては、「国立大学法人琉球大学発ベンチャー認定」の申請を行い、今後の事業展開については、国立大学法人琉球大学と緊密に連携を図りつつ、県内各大学、県内ベンチャー企業支援機関とも連携を強化していく予定である。なお、一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄の事業概要は次のとおりである。

・起業家教育事業(啓発・啓蒙)
・起業家人材育成事業(起業家予備軍の発掘・育成・輩出)
・起業家支援事業(トライアルプログラム実施、資金提供、メンター発掘・育成)など
・その他附帯事業

【様式７】

実　績　書

１.「産学人材育成ネットワーク形成促進事業」（沖縄県商工労働部産業政策課）

１）受託事業内容

県内の大学、高等専門学校等及び産業界等との産学連携による次世代人材育成のネットワーク形成の促進を図り、新たな産業振興を担うアントレプレナー人材の戦略的な育成を促進することを目的とし、以下の業務内容を実施する。

(1)アントレプレナー人材育成に関する有識者委員会・情報交換会の開催

(2)県内大学間ネットワーク形成、情報共有化の促進、大学間カリキュラムマップの構築

(3)大学等の起業家教育の支援

(4)産学官関係者、学生に向けたアントレプレナー人材育成に係るシンポジウム

(成果報告会の開催)

(5)ホームページ等による情報発信

(6)学生のフォローアップ支援・動向調査

※実績として、２社（株式会社がちゆん、株式会社 Payke)、４名（国仲瞬氏、當銘大樹氏、古田奎輔氏、比嘉良寛氏）の起業家を育成、輩出

２）契約内容

沖縄県からの業務委託（国立大学法人琉球大学単独受託）

３）実施期間

平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日

４）予算額

(1)平成２４年度：１１，０７９，３９０円

(2)平成２５年度：　９，６１６，７８２円

(3)平成２６年度：　８，９１７，８１０円

２.「次世代アントレプレナー人材育成推進事業」（沖縄県商工労働部産業政策課）

１）受託事業内容

県内の大学・専修学校等（以下「大学等」という。）に専門家を派遣し、起業家マインドに目覚めた人材を育成することにより、沖縄県内の産業や地域を牽引し新たな事業等を創出するエンジンとなるアントレプレナーシップを有する人材を継続的に育成・輩出していく仕組みを構築することを目的とし、以下の業務内容を実施する。

(1)講師及びメンター等の派遣による講義及びセミナー等の実施
(2)大学等との連携及び県内外の起業家支援機関との連携
(3)有識者委員会の設置及び開催
(4)ビジネスプランコンテスト､ビジネストライアルプログラム及びアントレプレナーシップを有する人材育成に係るイベント等の実施及び支援
(5)本事業のＰＲ活動
(6)これまで県が行った起業家人材育成事業に関わった学生のフォローアップ支援・動向調査
(7)県外等先進地調査
(8)その他アントレプレナー人材育成事業を推進する諸取り組み

２）契約内容

沖縄県からの業務委託（国立大学法人琉球大学単独受託）

３）実施期間

平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日

４）予算額

(1)平成２７年度：２８，５１５，０８８円
(2)平成２８年度：３３，９７２，０４８円
(3)平成２９年度：３３，９８９，６５６円

「イノベーション創出人材育成事業委託業務」
企画提案募集要項

本公募は国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。
また、委託契約の締結にあたって、企画提案の内容について内閣府による事前確認が必要になる場合がありますので、併せてご了承ください。

１　委託事業名

イノベーション創出人材育成事業

２　事業目的

本県経済の成長、産業の高度化・高付加価値化、社会課題の解決等を促進するため、起業家マインド（アントレプレナーシップ）を有する人材を継続的に育成・輩出する仕組みの構築を図るとともに、これらの人材による新たなベンチャービジネスや社会課題の解決に資する事業の開発等、イノベーションの創出を促進する各種支援プログラム等を実施する。

３　企画提案募集の要件

別添「企画提案仕様書」による。

４　事業期間

３年間（平成 30 年度～平成 32 年度）
事業年度毎の契約を行うが、事業の実施状況により契約を継続する場合がある。
平成 30 年度は、別添「企画提案仕様書」に記載されている内容について実施し、翌年度以降において、必要に応じて事業期間、事業規模及び事業内容の見直しを行う場合がある。

５　委託見積限度額

２４，２９８，０００円以内（消費税及び地方消費税込み）

６　委託業務の期間

契約締結の日から平成 31 年３月 31 日まで

７　企画提案募集の期間

平成 30 年２月 27 日（火）から平成 30 年３月 12 日（月）17:00 まで

８　応募方法

（１）以下の書類を期限までに提出してください。
①　応募申請書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥〔様式１〕

② 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔様式２〕

企画提案の記載方法は任意ですが、以下の項目は必ず記載してください。

ア　プロジェクトマネージャー及びコーディネーターの確保の方法又は候補者リスト等

イ　講師及びメンター等の候補者リスト

ウ　本事業を実施する県内大学及び高等専門学校等の候補校リスト

エ　有識者委員会のあり方及び有識者委員の候補者リスト

オ　イノベーション創出人材育成事業のあり方及び具体的な実施方法

カ　その他（当該委託業務を効果的・効率的に実施するうえで必要な事項等）

③ 法人概要表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔様式３〕

④ 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔様式４〕

（平成 30 年度～平成 32 年度につき年度毎に作成）

⑤ 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔様式５〕

（平成 30 年度～平成 32 年度につき年度毎に作成）

⑥ 執行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔様式６〕

⑦ 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔様式７〕

⑧ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔様式８〕

⑨ 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）及び過去３期分の決算報告書

⑩ その他参考資料（必要に応じて）

（２）提出部数：企画提案書８部（正１部、副７部）

※ただし、「①応募申請書」、「④積算書」及び「⑧誓約書」については正本に原本を１部添付し、残部には複写を添付すること。

（３）提出先：〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎１－２－２　（沖縄県庁８階）

沖縄県商工労働部　産業政策課

応募書類の提出は、持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。

なお、郵送の場合は提出期限必着とします。

（４）提出期限：平成 30 年３月 12 日（月）17:00（必着）※時間厳守

９　応募者資格

本事業の実施主体に応募するにあたっては、次に揚げる要件をすべて満たす法人又は団体であること。

（１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（３） 定款又は寄附行為等に人材育成又はそれに準じる表現が明記されていること。

（４） 本業務と同種（類似）の人材育成の実績があり、当該委託事業の企画立案並びに実施に必要な知識及び体制を有していること。

（５） 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

（６） 本募集要項及び企画提案仕様書に記載された趣旨を全て了解する者であること。

（７） 沖縄県内に事業所を有する民間企業、ＮＰＯ法人、その他の法人又は法人以外の団体等であること。または、県内に本社等その活動の拠点を有する事業者が１者以上参加している共同企業体でも応募可能とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア　共同企業体を代表する事業者が応募申請すること。

イ　共同企業体を代表する事業者は、沖縄県内に拠点となる事業所（本社等）を有する者であり、かつ、応募者資格の（２）、（３）、（４）及び（６）の要件を満たしていること。

ウ　共同企業体を構成する全ての事業者は、応募者資格の（１）、（２）及び（７）の要件を満たしていること。

エ　共同企業体の構成員のいずれかが、応募者資格の（５）の要件を満たしていること。

オ　共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

カ　共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

キ　共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため当該企業体の他の構成員との連携を密にし、当該事業の推進及び成果の達成を図ること。

（８） １提案者（共同企業体で事業を実施する場合は１共同企業体）につき、提案は１件であること。

（※）地方自治法施行令第167条の４第１項

第167条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

10　審査

（１）審査方法

沖縄県商工労働部に設置される実施主体選定委員会で総合的に審査し、委託候補者を１者選定する。また、企画提案書の提出後、審査委員会でのプレゼンテーション審査を実施します。なお、提出書類等は返却しません。

（２）審査委員会

日時：平成 30 年３月 22 日（木）午前（予定）

場所：沖縄県庁 14 階　商工労働部会議室

※詳細な時間は、提案書受付後、書類審査のうえ前日までにご連絡いたします。

（備考）

・書類審査通過者はプレゼンテーション審査を実施しますので、各応募者は、提案書に沿って提案内容の説明をお願いします。

・１応募者から３名までの参加とさせていただきます。

・説明時間 10 分程度、質疑 10 分程度を想定しています。

・説明は提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。
・時間の都合上、紙資料による説明とし、プロジェクター等は使用しません。

（３）審査基準

実施主体選定委員会においては、主に以下の事項等について審査する。

① 適合性：事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。

② 具体性：プロジェクトマネージャー及びコーディネーターの選考、県内大学等との連携、講師及びメンター等となる人材の確保、その他当該事業を効果的に実施するための企画内容や業務実施の手法が明確で具体的であること。

③ 実現性：企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、イメージ通りの成果が期待できるか。また、企画内容を数年間、継続して実施していくためのノウハウ、組織体制、財政基盤など必要な業務遂行能力が備わっていること。

④ 妥当性：企画内容・業務内容を遂行するにあたり、妥当な積算となっていること。

（４）結果の通知

審査結果については、申請書を提出した者に対して、文書で通知する。

なお、審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。

11　契約

（１）契約の締結

委託先候補者と委託業務の内容及び額を協議したうえで、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に基づき、年度毎に随意契約を締結する。

（２）契約金額

契約金額については、委託先候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合があること。

（３）契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

12　申請の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とする。

①参加する資格のない者が申請したとき。

②所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

③事実に反する申請や申請に関する不正行為があったとき。

④その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申請者に求められる義務を履行しなかったとき。

13　スケジュール（予定）

契約までのスケジュールは以下のとおりを予定しているが、変更することもあり得る。

平成 30 年３月 12 日（月）17:00 必着：応募書類提出期限

３月 22 日（木）：審査会（プレゼンテーション審査予定）

３月末頃：委託事業者決定

沖縄振興特別推進交付金交付決定後、審査結果通知及び契約締結

14　その他の留意事項

（１）応募から契約までに係る諸経費については、企画提案者の負担とし、提出書類等は返却しない。

（２）今回の募集は、提案優先順位を決定するものであり、契約を保証するものではないこと。

（３）本事業は、沖縄振興特別推進交付金に係る国の交付決定後に効力を生じる事業であり、予算変更等に伴う事業の中止・予算の変更等を生じる場合があること。

（４）業務を実施するにあたっては、県と協議をして進めていくものとし、提案された内容の全てを実施することを保証するものではないこと。

（５）沖縄県は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、または沖縄県職員に事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができること。

（６）委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、委託料を減額される場合があること。

（７）契約締結の際は、契約保証金として契約額の100 分の10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101 条第２項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（※）契約保証金について（抜粋）

第101 条 地方自治法施行令第167 条の16 第１項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100 分の10 以上とする。

２ 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

（１）契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（２）契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22 年勅令第165 号）第100 条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

（３）地方自治法施行令第167 条の５及び地方自治法施行令第167 条の11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去２箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

15　質問事項、問い合わせ先

（１）質問事項

ア　受付期間及び受付方法

質問がある場合は、平成 30 年３月２日（金）17:00 までに質問書【様式 10】を産業政策課代表メールあて送信すること。

イ　回答

質問に対する回答は、その都度、質問者あてに電子メールで回答する。

（２）問い合わせ先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎１－２－２

沖縄県商工労働部産業政策課（担当：柳元）

TEL：098－866－2330　FAX：098－866－2440
E-mail：aa055204@pref.okinawa.lg.jp（産業政策課代表メールアドレス）

「イノベーション創出人材育成事業」企画提案仕様書

１　委託業務名

イノベーション創出人材育成事業委託業務

２　委託期間

契約締結の日から平成 31 年３月 31 日まで

３　委託業務の背景

近年、Ｉｏｔやビッグデータ、ＡＩ等をコアとする第４次産業革命と呼ばれる産業・技術革新が世界的に進みつつあり、生産や消費といった経済活動だけでなく、働き方などライフスタイルも含めて経済社会の在り方が大きく変化しようとしている。

一方、沖縄経済は、観光や IT 関連産業等のリーディング産業が牽引し好調に推移しているものの、労働生産性や県民所得の低さ、非正規雇用率の高さ、人手不足の拡大等、多くの課題を抱えている。また、これらの経済・産業面の課題以外にも、教育や福祉、医療など様々な分野で社会課題を抱えており、行政と民間が連携し迅速に対処することが求められている。

このような県内外の社会経済情勢を背景に、イノベーションを創出し産業の新たな成長や社会課題の解決をけん引する人材及びベンチャー企業等を育成する必要性が増している。

４　事業の目的

本県経済の成長、産業の高度化・高付加価値化、社会課題の解決等を促進するため、起業家マインド（アントレプレナーシップ）を有する人材を継続的に育成・輩出する仕組みの構築を図るとともに、これらの人材による新たなベンチャービジネスや社会課題の解決に資する事業の開発等、イノベーションの創出を促進する各種支援プログラム等を実施する。

５　事業実施スキーム図

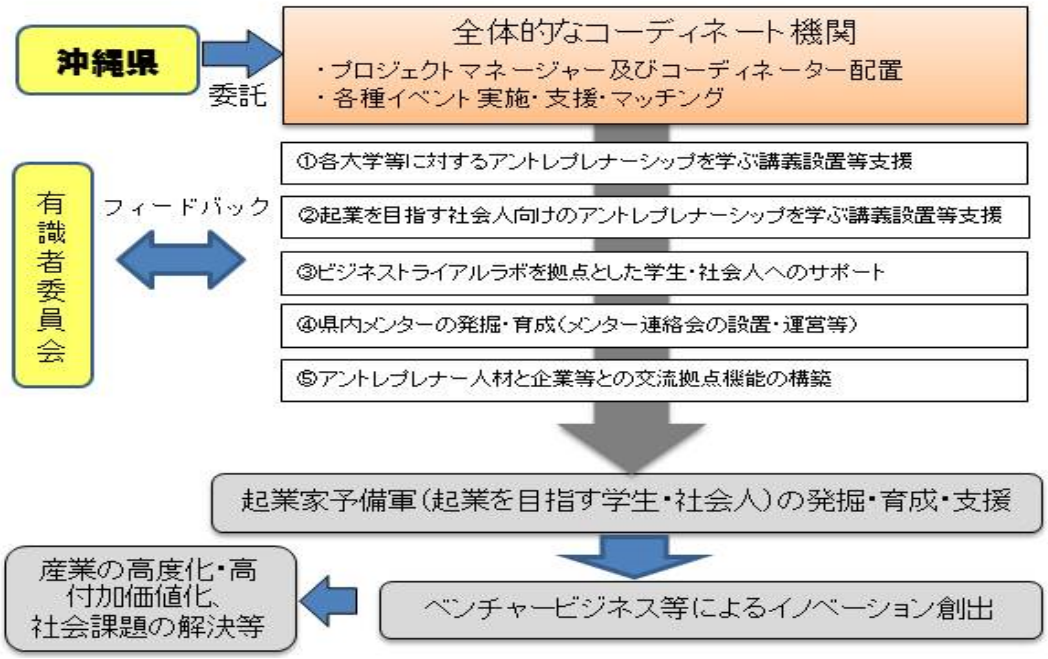

６　委託業務の内容

本事業で実施する主な業務は以下のとおりです。

（１）事業実施体制の構築

本事業を円滑かつ効果的に実施するため、事業を統括的に管理するプロジェクトマネージャー１名と、大学や企業支援機関、講師やメンター等とネットワークを構築し、本事業の各種取組みを効果的に実施するコーディネーター１名を県内に配置すること。

（２）県内大学等が取り組むアントレプレナー育成の講義や研修等の支援

アントレプレナー育成を目的とした講義や研修等を行う県内の大学や専門学校、企業支援機関等に対し、講師の紹介や教育プログラムへの助言等の支援を行うこと。

（３）アントレプレナー人材育成に係るイベント等の実施及び支援

学生等のビジネスプラン形成能力の向上や優れたビジネスプランの発掘等に資する「ビジネスプランコンテスト」及び起業に関するノウハウ等を実践で学ぶ「ビジネストライアルプログラム」を開催するとともに、コンテスト参加者や起業を目指す学生・社会人をサポートする拠点となる「ビジネストライアルラボ」を大学等に設置し、継続的な支援を行うこと。

（４）県内メンターの発掘・育成

①ビジネストライアルラボ等において学生や社会人に起業に関するアドバイス等を行うメンターとなる人材や、アントレプレナー教育の講師となる人材を県内の起業家等から発掘・育成すること。

②メンターや講師等による連絡会を設置・運営し、アントレプレナー育成の取組みが継続的に行える体制を構築すること。

（５）アントレプレナー人材と企業等との交流拠点機能の構築

アントレプレナー人材による起業の実現及び優れたビジネスモデルの創出等を促進するため、スタートアップ関連施設等と連携し、本事業のプログラム参加者等と企業や投資家、企業支援機関等が交流できる機能を県内に構築すること。

（６）有識者委員会の設置及び開催

①アントレプレナー人材育成に関し有識者委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会を年２回程度開催すること。

②委員会では以下の事項等を実施すること。

・大学等の教育研究機関、企業、支援機関等のネットワーク促進、情報共有化
・県内外のアントレプレナー人材育成に関する取り組みの現状把握
・本事業における取り組みの課題抽出及び解決方法の検討
・その他本事業の実施に関し必要となる調査等

（７）これまで県が行った起業家人材育成事業に関わった学生等のフォローアップ支援・動向調査

（８）県外等先進地調査

（９）その他アントレプレナー人材育成を推進する諸取り組み

７　委託業務の経理等

（１）委託業務が完了したときは、実績報告書を提出すること。

（２）当該委託業務に係るすべての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。また、支出額、支出内容について完了検査時に厳正に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払ができない場合があること。

（３）委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。

（４）委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後５年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。

（５）委託料の支払いについては、委託業務完了後に提出する実績報告に基づき支払うべき委託費の額の確定をし、精算払いを行うものであること。また、業務の資金繰りに配慮し、半期又は４半期毎の期初に概算払いを行うことができること。

（６）委託業務を実施する場合、原則、財産（備品等）の取得は認めないものとすること。

（７）本事業の対象とする経費は、事業の執行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費であり、主な対象経費は以下のとおりである。

経費項目	内　　容
Ⅰ．人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 （賃金職員の有給休暇分の給与は対象外）
Ⅱ．事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費 （会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
施設等使用料	事業を行うために必要な施設等の使用に要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの ・通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） ・光熱水料（電気、水道、ガス代。ただし、専用メーターの検針等により当該事業に使用した料金が算出できる場合のみ） ・翻訳通訳、速記費用
Ⅲ．再委託費	県との取り決めにおいて、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる（委託又は準委任する）ために必要な経費

Ⅳ．一般管理費	委託業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

※再委託費と外注費の合計は、原則として総経費の１／２を超えないようにすること。
１／２を超える場合は企画提案書に理由書を添付すること。

（８）直接経費として計上できない経費

ア　建物等施設に関する経費

イ　事業内容に照らして当然備えるべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

ウ　事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ　その他事業に関係のない経費

８　その他留意事項

（１）受託者は事業の進捗状況を毎月沖縄県に報告すること。

（２）本事業は、沖縄振興特別推進交付金等を活用して実施するものであり、受託者においては、補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。

（３）本公募は国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものである。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがある。

（４）また、委託契約の締結にあたり、企画提案の内容について内閣府による事前確認が必要となる場合があり、内閣府の確認により否となった場合は、契約を締結しないことがある。

（５）この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定める。

【報告４】
平成３０年４月１３日
生涯学習推進部門会議 承認

修正後

部局名　　国際地域創造学部

① 講　座　名	ストリートワークアウト体験入門 ～新しいスポーツの魅力を沖縄から世界へ～						
② コ　ー　ス	一般 ・ 専門	③COC事業の後継事業（予定）との連携の可否	可 ・ 否	④修了証の発行について	要 ・ 不要	⑤ 受講対象者	高校生以上の一般市民
⑥ 開 催 会 場	琉球大学　大学会館3F特別会議室					⑦ 募集人数	20人
⑧ 共 催 な ど	ストリートワークアウトジャパン						
⑨受講料の希望額	無料	理由（単価表によらない場合のみ記入）					
⑩ 講 座 の 開 設 趣 旨 ・ 内 容 等	国際地域創造学部（旧観光産業科学部）では、さまざまな旅行形態の研究・教育に力を入れてきました。そのなかのひとつに、スポーツツーリズムがあります。スポーツツーリズムとは、スポーツ観戦やスポーツイベントへの参加を資源として観光客の誘致を図り、交流人口の増加や地域の観光資源への理解を通して地域そのものの振興を図ろうとする考え方です。 本講座で取り上げるストリートワークアウトとは、身近にある公園の鉄棒や平行棒等を利用して体作りを行う運動で、ぶら下がるだけでも肩こり予防や姿勢矯正など全身に効果があり、老若男女が運動経験に関係なく取り組むことができることから、近年注目を浴びている新しいスポーツです。その団体であるストリートワークアウトジャパンは、全国規模のスポーツ団体では唯一沖縄県に本部がある団体であり、沖縄の公園環境の改善や青少年健全育成、肥満改善や長寿県復活に取り組むほか、沖縄県で全国大会を開催することでスポーツツーリズムの重要な資源となっています。 本講座ではストリートワークアウトを実際に体験しながら沖縄県の観光資源について理解を深めて頂くとともに、沖縄県におけるスポーツツーリズムの今後の方向性について考えていきます。						
⑪ 担当講師（代表者に○をつける）	○平野　典男（観光産業科学部教授）						
	仲宗根　雄三（ストリートワークアウトジャパン代表）						
	仲宗根　麗（ストリートワークアウトジャパン事務局長）						

⑫ プ ロ グ ラ ム

実施日	時間	講座内容	担当講師
6月3日（日）	16:00～17:30	スポーツツーリズムとは何か/ストリートワークアウトとは何か	平野・仲宗根
6月10日（日）	16:00～17:30	自分の体ひとつでできるワークアウト	平野・仲宗根
6月17日（日）	16:00～17:30	鉄棒を使用したワークアウト	平野・仲宗根

⑬ 必要経費希望額の積　算　内　訳	講師謝金 4,740円×1.5時間×3回＝21,330円 講師謝金 5,230円×1.5時間×3回＝23,535円	
	合　　計	44,865円
⑭ 備　　考	簡易鉄棒はストリートワークアウトジャパンが持参 ＜受講者注意事項＞ 服装：ジャージなどの動きやすい服装で来てください。スニーカー・体育館履きなどの靴をご用意ください。 持ち物：水分補給のため、飲料水持参。 その他：保険の加入必須	

修正前

部局名　　観光産業科学部

① 講　座　名	シニアのためのストリートワークアウトで健康づくり						
② コ　ー　ス	一般 ・ 専門	③COC事業の後継事業（予定）との連携の可否	可 ・ 否	④修了証の発行について	要 ・ 不要	⑤ 受講対象者	50歳以上の市民一般
⑥ 開 催 会 場	琉球大学　大学会館3F特別会議室					⑦ 募集人数	20人
⑧ 共 催 な ど	ストリートワークアウトジャパン						
⑨受講料の希望額	無料	理由（単価表によらない場合のみ記入）					
⑩ 講 座 の 開 設 趣 旨 ・ 内 容 等	小さい頃に遊んだ鉄棒。実はぶら下がるだけでも、肩こり予防や姿勢矯正など、全身に効果があり、未病予防にも繋がります。 身近にある公園の鉄棒や平行棒等を利用して体作りを行う運動をストリートワークアウトと言い、老若男女が運動経験関係なく遊び感覚で取り組めます。 本講座では体力づくり、ケアを第一の目的に、日常生活でも簡単に取り入れられるストリートワークアウトの運動法やストレッチ等のケア法を実際に体を使って取り組んでいきます。						
⑪ 担当講師（代表者に〇をつける）	〇仲宗根　雄三（ストリートワークアウトジャパン代表）						
	新垣　麗（ストリートワークアウトジャパン事務局長）						

⑫ プ ロ グ ラ ム

実施日	時間	講座内容	担当講師
6月3日（日）	16:00～17:30	ストリートワークアウトとは何か	仲宗根・新垣
6月10日（日）	16:00～17:30	自分の体ひとつでできるワークアウト	仲宗根・新垣
6月17日（日）	16:00～17:30	鉄棒を使用したワークアウト	仲宗根・新垣

⑬ 必要経費希望額の積　算　内　訳	講師謝金 4,740円×1.5時間×3回＝21,330円 講師謝金 5,230円×1.5時間×3回＝23,535円	
	合　　計	44,865 円
⑭ 備　　考	外部講師による講座（世話人：観光産業科学部　平野典男先生） 簡易鉄棒は講師が持参する ＜受講者注意事項＞ 服装：ジャージなどの動きやすい服装で来てください。スニーカー・体育館履きなどの靴をご用意ください。 持ち物：水分補給のため、飲料水持参。 その他：保険の加入必須	

※今回の公開講座計画書は、平成３０年３月２日の平成２９年度第１１回の機構運営会議において審議された計画書の修正対応となるため、改正前の実施方針にて審議することとする。

参考１

平成２８年１１月２８日
地域連携推進機構長決定

琉球大学公開講座の実施方針について

１．目的

本学の高度で専門的な学習資源及び学術研究成果の地域社会への還元を目的に、県民の多様な学習ニーズに的確に応える公開講座等を企画・実施する。

２．公開講座の要件

（講座の種類）

（１）講座は県民の教養を高めるための「一般コース」と職業人などを対象とした高度な専門的知識・技術の修得・再教育を目指す「専門コース」とする。

（対象）

（２）講座の対象は幼児から成人・高齢者、市民一般や職業人など、講座の内容に準じて自由かつ的確に設定するものとする。

（担当講師）

（３）講師は原則一人とするが、講座の内容等によって複数講師（学内講師、但し「講師等旅費」を必要としない学外講師は可）で担当するものとする。

（回数・時間数）

（４）回数・時間数は、総時間数が 10 時間以内、１回２～３時間で３～５回程度を一つの目安とするが、講座内容等によっては１回のみの開講や、長期にわたる継続的な講義も可とする。

（会場）

（５）会場は原則学内とするが、講座内容等によっては学外での開講も可とする。

（経費）

（６）講座を実施するにあたって必要となる経費については、講座内容・募集定員等を勘案し、担当講師と協議の上、必要最小限の額にとどめるものとする。

（受講料）

（７）受講料の設定は「国立大学法人琉球大学料金規程」（平成１６年４月１日制定）による換算を標準とするが、各講座単位で、講座の内容・対象、過去の受講状況、経費等を勘案し、適宜判断し決定できるものとする。

３．講座の募集

（１）講座の募集は地域連携推進機構長（以下、「機構長」という）が各学部長等に対し文書をもって依頼するものとする。

（２）募集は各学部・センター単位で、「一般コース」２講座以上、「専門コース」１講座以上とする。

４．講座計画の審議及び決定

（１）当該年度に実施する各講座及び上記２にかかる講座の詳細については、提出された各実施計画案をもとに地域連携推進機構運営会議（以下、「運営会議」という）で審議し決定する。

（２）実施計画案の修正・変更については、機構長、関係学部長等、担当予定講師等で協議し、その結果をもとに生涯学習推進部門会議で審議するものとする。

（３）当該年度に実施する公開講座の詳細が決定した場合は文書をもって各学部長等に通知するものとする。

（４）なお、生涯学習推進部門が独自に企画する講座の実施計画案についても、運営会議において審議するものとする。

５．その他

その他公開講座の企画・実施・評価に必要となる事項については、運営会議において適宜審議し決定するものとする。

【報告５】
平成３０年４月１２日
総合企画戦略部 地域連携推進課　作成

第98回
琉大21世紀フォーラム

学内と社会を結ぶ交流の場　　学生と職員の交流の場

【テーマ】

BodySharingに向けた研究と起業両面での挑戦

【講 演 者】

たまき　えみ
玉城　絵美

(H2L,Inc,創業者／早稲田大学 創造理工学研究科 准教授／JSTさきがけ研究員)

(プロフィール)

2010年 Disney Research Pittsburghにて研究に従事する
2011年 コンピュータがヒトに手の動作を制御する装置PossessedHandを発表し，多数の学会で注目される
同年　東京大学大学院にて博士号取得し，東京大学 総長賞受賞と総代を務める
2012年 H2L,Inc.を創業
2013年 早稲田大学に移籍
同年　日経ウーマン ウーマンオブザイヤー準大賞受賞
2016年 WIRED Audi Innovation Award 2016，日経ビジネス 次代をつくる100人，科学技術・学術政策研究所ナイスステップな研究者賞受賞
2017年 外務省 WINDS（女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ）大使任命，H2L, Inc.では一般向けコントローラFirstVRを発表
2018年 NewsWeek誌 Japanese Women Leading the Way-Tech Innovator 掲載

【講 演 概 要】

外出困難者がコンピュータを通じてロボットや外部のヒトと身体感覚を共有し、様々な経験を得るBodySharingを実現するための、研究と起業の両面での挑戦と失敗の講演です。

コンピュータからヒトの手の感覚を伝えるPossessedHandの研究やUnlimitedHand、ヒトがコンピュータに手の動きを伝達するFirstVRの技術開発や普及など、様々な研究成果とプロダクトをどのように世界に発信しているのかが一つ一つ紹介されます。

日 時　平成30年5月18日（金）
16:00～17:45

会 場　琉球大学 大学会館
3階 特別会議室

ロッキーチャレンジ賞

仲村巌氏（日産ディーゼル元社長）は「外界志向」「志」「チャレンジ精神」をキーワードに前進する人々を応援する基金を2010年に設立しました。
第9回ロッキーチャレンジ賞を玉城氏に授与します。

お問い合わせ　β要事前申込
琉球大学総合企画戦略部　地域連携推進課　産学連携推進係
ＴＥＬ：０９８－８９５－８０３１　ＦＡＸ：０９８－８９５－８１８５

琉大21世紀フォーラム　ACCESS　MAP

〈モノレール〉

空港 ― 旭橋（バスターミナル隣接） ― 儀保 ― 首里 …… 琉球大学

モノレール	モノレール	モノレール	タクシー
約10分	約15分	約2分	約20分

首里駅琉大快速線

94 番線 》》》琉大南口／北口方面

那覇バス　モノレール首里駅から琉大北口まで（平日のみ運行）

経路　首里駅前⇒汀良三丁目⇒城東小学校前⇒石嶺二丁目⇒棚原⇒キリスト教短大入口⇒琉大附属病院前⇒琉大附属小学校⇒琉大法文学部前（琉大北口行きのみ）⇒琉大北口（終点）

空港から琉球大学

〈高速バス〉

※1時間に1本程度／所要時間:45分

111 番線

琉球バス･沖縄バス･那覇バス･東陽バスの4社が交互運行

113 **123** 番線

琉球バス

経路　空港⇒沖縄自動車道⇒琉大入口下車
（琉大入口にて下車、琉大北口まで徒歩約4分）

那覇バスターミナルから琉球大学

〈路線バス〉

※各20～40分に1本程度／所要時間:40～50分

97 番線 》》》琉大東口／北口方面

那覇バス

経路　バスターミナル⇒国際通り（牧志）⇒儀保（首里）⇒琉大附属病院⇒琉大東口⇒琉大北口（終点）

98 番線 》》》琉大北口方面

琉球バス

経路　バスターミナル⇒国際通り（牧志）⇒バイパス⇒真栄原⇒沖国大前⇒琉大北口（終点）

琉球大学 千原キャンパス

第98回琉大21世紀フォーラム　参加申込書

	企業･団体名	氏名
1		
2		
3		
4		
5		

当日受付にて混雑を避けるため、事前申込みにご協力ください。

ご参加予定の企業･団体名、参加者氏名をご記載の上、5月15日（火）までに下記まで、FAXもしくはメールにてお申込みください。

【個人情報について】
本フォーラム申込み等で取得した個人情報については、本学の個人情報管理規則に基づき適切に管理し、本フォーラムの参加者への案内･運営以外の目的には使用いたしません。

お問い合わせ：琉球大学　総合企画戦略部　地域連携推進課　産学連携推進係
TEL：098－895－8031　FAX：098－895－8185
Email：sangaku@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

【報告６】
平成３０年４月１９日
総合企画戦略部 地域連携推進課　作成

平成30年4月20日以降 各室・部門の当面の活動予定（主要事項）について

※前回からの追記事項は赤字

組織名	主要事項
地域連携企画室	○地域連携推進機構の機能強化に向けた体制整備についての検討 （地域連携に関するワンストップ窓口機能の整理含む）
	○交流人材バンク設置に向けた検討（機能，体制，規則等）
	○目的別人材育成プログラムの開発・実施
	○地域貢献活動に関する情報収集および広報の在り方についての検討
	○内閣府「沖縄型産業中核人材育成事業」の申請準備 ・応募書類提出締切：４月２７日（金）正午　内閣府(本府)必着
	○沖縄県「知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業（大学等研究者の学外連携促進）」の申請準備 ・応募書類提出締切：５月１１日（金）１７時　沖縄県庁必着
	○与那国町「離島教育環境改善事業」の申請準備
	○包括連携協定締結に向けた検討・調整 ・沖縄県中小企業家同友会　※調整中
	○地域協働プロジェクト推進経費 公募に関する手続き
産学官連携部門	○沖縄県「成長分野リーディングプロジェクト創出事業研究委託業務 （沖縄の有用生物資源を活用したヒト介入試験モデルの構築）」の遂行
	○沖縄県「沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業」の遂行
	○沖縄県「イノベーション創出人材育成事業」の遂行
生涯学習推進部門	○ＣＯＣ＋　自治体との雇用創出・若者定着に係る協定締結に向けた検討・調整 （宜野湾市，西原町，中城村，金武町）
	○地域創生科目の全学必修化に向けた取組
	○地域志向活動トライアル経費 公募に関する手続き
	○ＣＯＣ+シンポジウム「沖縄にこだわり挑戦し続ける覚悟」　４月２３日（月） 高原 直泰 氏(沖縄ＳＶ 代表・監督・選手)×平川 義修 氏((株)シーエー・アドバンス 代表取締役社長)

企画等提案要領

１．件名

平成３０年度 「沖縄型産業中核人材育成事業」の実施

２．目的

沖縄県では、リーディング産業である観光業や情報通信産業を中心に企業の集積が促進しており、経済も好調に推移しているが、失業率や一人当たりの県民所得は未だ全国最下位で、労働生産性も全国平均の８割に満たない状況にある。

今後、沖縄県の経済を更に発展させるためには、リーディング産業の高度化・多様化を促進するとともに、ものづくり産業等の経済の基盤となる産業の底上げを図るなど、沖縄の産業全体の生産性向上が不可欠だが、そのための中核的役割を担う人材が不十分というのが実情である。

そのため、沖縄の産業全体の生産性向上に向けて、各業界に必要な専門的知識・技能を有し、企業の成長を牽引する中核人材を育成する必要がある。

このため、本事業では業界団体等が主体となって、それら知識・技能を体系化し、人材育成カリキュラムの開発及び研修を行い、沖縄県内の人材の抜本的な能力向上を図る。また、その評価から改善まで一貫して行っていくことで、研修ノウハウ等を蓄積し、継続的な人材育成を図っていくことを目的とする。

３．事業内容

本事業は、沖縄県内において、業界団体等（業種は問わない。例えば、ＩＴ業界、観光業界、ものづくり業界等）が主体となって必要な知識・技能を体系化し、人材育成カリキュラムの開発及び研修を実施するものであり、以下の項目（１）～（６）に従い、実施することとする。

（１）目指すべき人材像の明確化

各プログラムで対象とする業界・分野での沖縄における課題と求められる人材像を検討するとともに、当該人材に必要とされる知識・技能の明確化を行う。

（２）人材育成カリキュラムの開発

（１）で明確化された人材像、知識・技能に基づいて、その習得に向けて効果的な人材育成のカリキュラムを開発する。

（３）研修参加者の募集

研修の実施に向けて、県内企業の従業員を対象に研修参加者を募集する。なお、本事業の趣旨に合致すると認められる場合は、学生など、県内企業の従業員ではない人材も対象として含まれ得るものとする。

（4）カリキュラムを活用した研修の実施

（2）で開発したカリキュラムを使用して、（3）で募集した研修参加者に対して一定期間の研修を行う。研修修了者に対して内閣府特命担当大臣から修了証（※）を交付する。

（※）修了証は、研修を全て受講し必要な知識・技能を修得したことが認められる等、実行委員会が決定する一定の終了条件を満たした者を対象に交付するものとする。

（5）効果の検証、カリキュラムや研修の見直し及び取りまとめ

研修参加者や所属する企業の評価等を検証した上で、（2）で開発したカリキュラムや（4）で実施した研修について、見直すべき具体的内容の整理を行い、取りまとめる。

（6）自立化に向けた方策の計画・検討

本事業の遂行により得られたノウハウ、知見、ネットワーク等を活用して、本事業終了後の自立化を目指す。なお、本事業終了後即時の自立化が困難である場合は、複数年以内の自立化に向けて、次年度以降の事業計画（※）を定量的・具体的に示すこと。また、研修参加者が研修で得た知識・技能が適切に活用できるよう、研修後の企業内の人員配置や処遇など、研修参加者に対するフォローアップを出元企業等と連携しつつ行うことが期待される。

（※）事業計画の具体例

1．有料セミナーとして商品化して自立化させるのであれば、今年度計上している経費のうちどこを削減して商品化するのか、必要経費はどういった方法で回収するのか、当該商品はいくらで提供するのか等、可能な限り定量的に検討すること。

2．大学の講義として組み込むのであれば、大学側との調整はどの程度進んでいるのか、講師はどこから招聘するのか、実際に講義を開設した際に受講者は十分見込めるのか等、実現可能性を高める検討を行うこと。

3．研修参加者が、新たにコミュニティを結成し、相互に学習し合う環境を創出する、あるいは自社に戻った時に、社内研修制度を開設する等、研修参加者の自主的な取組を見込むのであれば、それら取組を業界としてどう支援・フォローするのか、業界としての取組を明確化すること。

（7）フォローアップ調査

事業終了後においてもフォローアップ調査等が必要なため、本プログラム参加者の動向について、事業終了後5年間は、様式3に必要事項を記載して提出すること。

注：（1）から（7）の実施に当たっては、後述する実行委員会において有識者の意見を聴取するとともに、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室（以下「主管室」という。）と密に連携をとり、これらを踏まえながら事業を進め

るものとする。

なお、プログラムの実施に当たっては、以下①・②の条件に従うこととする。

【条件】

①研修内容について

（ア）研修の実施により、対象となる業界・分野の生産性、効率性、付加価値が高まること。

（イ）研修生が実務で要する一定の知識・技能を体系的に身に付け、研修終了後にこれを活用できるものであること（単なる啓発・啓蒙を内容とするもの、一般的な知識教養、業態に特化しないマネジメント論、経営論等は対象としない）。

（ウ）（４）の研修の実施期間は、提案において目指す知識・技能レベルが達成できる期間とし、目安として３ヵ月以上とする。

（エ）研修内容は、演習、実習、ＯＪＴ、プレゼンテーション、商品・サービス開発など実践的な教育内容を相当程度含んでいること。

②実施体制について

（ア）受託者は、事業の実施に当たっては主管室と協議し、密に連携を取ること。また、事業の進捗について隔週毎に主管室に報告すること（様式は自由）。

（イ）受託者は、事業の実施に当たりプログラムマネージャーを１名以上配置すること。プログラムマネージャーは、プログラムの計画、実施及び成果管理のすべてについて総括を行うことができる能力を有する自然人（個人）で、原則、受託者に所属する者とする。なお、主管室が事務連絡のため会議を行う場合、原則プログラムマネージャーが出席すること（事業期間中に２回程度、沖縄での開催を予定）。

（ウ）受託者は、実行委員会を設置・運営すること。なお、委員は、内閣府、当該業界団体の長若しくはそれに準じる者、学識経験者、人材育成の知見者等、５～６名程度で構成することとし、委員の選定に当たっては主管室と協議の上決定すること。

（エ）実行委員会は、カリキュラムの策定、研修の実施、研修の修了証交付の基準の策定、修了証交付者の決定等、プログラムの実施全般にわたり、指導・助言・検討・評価・決定を行うこと。

４．企画等提案者の条件

以下の要件（１）～（６）を全て満たす団体・企業等とする。ただし、企業又は学校法人の場合は、業界団体に所属する実施担当者の設置、カリキュラム開発や研修への主体的な参画など、業界団体の関与が明確であること。応募資格及び要件を満たさない者からは受理しない。

（１） 日本に拠点を有していること。

（２） 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

（３） 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

（４） 予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しないものであること。

（５） 平成２８・２９・３０年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。

（６） 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。

５．契約期間

契約締結日～平成３１年３月２９日（金）

６．契約の要件

（１）契約形態：委託契約

（２）採択件数：１２～１５件程度（ただし、採択件数は、公募開始時点で想定している件数であり、予告なく変更されることがある。）

（３）予算規模：１件当たり４０，０００千円を上限とする。（全体で３６７，３００千円を上限とする。）なお、最終的な実施内容、契約金額については、主管室と調整した上で決定する。

（４）実施体制、並びに、実施計画及び詳細スケジュールの作成

① 実施体制の作成

本事業における実施体制（担当者の構成、人数、役割）を契約締結日から７日以内に主官室へ提出し、協議の上、決定とすること。

② 実施計画及び詳細スケジュールの作成

実施計画及び詳細スケジュールを契約締結日から１４日以内に、主官室へ提出し、協議の上、決定とすること。

（５）主管室との打合せにおけるメモの作成

主管室との打合せを行った場合は、その要点（議事、決定事項、検討事項等）をメモとしてまとめ、速やかに主管室へ提出すること。

（６）成果物の納入：委託事業の終了日までに、

① 報告書の電子媒体２部を主管室に納入。なお、電子媒体を納入する際、主管室が指定するファイル形式（例：ワードやエクセル等通常開けるファイル）に加え、透明テキストファイル付ＰＤＦファイルに変換した電子媒体も併せて納入すること。

② 報告書冊子　２０冊　　（１００ページ以上）

③ 報告書概要　２０セット　（２０ページ程度）

（７）委託金の支払時期

委託金の支払いは、事業終了後、精算払とする。

（８）支払額の確定方法

事業終了後、受託者より提出される実績報告書に基づき、支払額を確定する。支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したことが認められる費用の合計とすること。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もある。航空券の半券、領収書・証明書等を成果物提出後、速やかに取りまとめ、主管室の確認を受けること（資料の提出に係る費用は、経費に含まれない。）旅費については、契約金額の範囲内で旅費法等に準じ、実費精算を行うこととする。

７．応募手続

（１）募集期間

開始日：　平成３０年４月２日（月）

締切日：　平成３０年４月２７日（金）正午必着

（２）説明会の開催

開催日時：　平成３０年４月９日（月）（沖縄）１３：３０～１４：３０

平成３０年４月１０日（火）（東京）１５：００～１６：００

開催場所：　沖縄総合事務局１０階　経済産業部会議室（沖縄）

中央合同庁舎８号館　４階４２６会議室　（東京）　予定

説明会への参加を希望する者は、１５．問い合わせ先へ、沖縄会場は４月５日（木）正午までに、東京会場は４月６日（金）正午までにE-Mailにて連絡のこと。

連絡の際は、件名（題名）を必ず、「「平成３０年度沖縄型産業中核人材育成事業」説明会出席登録」とし、「出席する説明会の場所」「所属組織名」「所属（部署名）」「出席者の氏名（ふりがな）」「電話番号」「E-Mailアドレス」を明記すること。なお、一つの所属組織から複数名の参加も可能とする予定であるが、会場の関係で出席者数を制限する場合もある。

（３）応募書類

①　以下の書類を一つの封筒に入れること。封筒の宛名面には、必ず「「平成３０年度沖縄型産業中核人材育成事業」申請書」と朱書きで明記すること。

・申請書（様式１）＜正本１部、副本（写し）２部＞

・企画提案書（様式２及び別紙１－１の「事業費内訳表」等）＜紙媒体１０部及び電子媒体（ＣＤ－ＲＯＭ）１式＞（財務諸表について、創業から間もない法人の場合は創業後のもので可）

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。なお、応募書類は返却しない。機密保持には十分配慮するが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれない。また、選定の結果を問わず、企画等提案書の作成費用は支給されない。

④ 企画等提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるので、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

（４）応募書類の提出先

応募書類は、郵送・宅配便により以下に提出すること。

＜提出先・宛先＞

〒１００－８９１４　東京都千代田区永田町１－６－１　中央合同庁舎８号館
１４階

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室

「平成３０年度沖縄型産業中核人材育成事業」担当あて

※ＦＡＸ及び電子メールによる提出は受け付けない。

※締切を過ぎての提出は受け付けない。郵送・宅配便の場合、配達の都合で締切までに届かない場合もあるため、期限に余裕を持って送付すること。

８．提出書類作成上の留意点

提出書類は様式１・２のとおりとし、以下の事項を明確に盛り込むこと。加えて、事業実施者の財務状況、経理処理能力に関する資料も添付すること。また、必要に応じてそのほか参考資料を添付すること。

① 事業実施のための組織体制。

② 人材育成を行う産業の実態・課題の分析及び必要な人材像の説明。

③ 具体的な事業実施方法・内容に関する提案。

④ 提案事業を効果的・確実に実施できることがわかる、具体的なスケジュール、実施スキームや取組方法。

⑤ 過去に実施した類似の人材育成事業及びその成果。

⑥ 事業実施において再委託を行う場合は、想定する再委託先（検討中も含む。）、再委託金額及び業務範囲も盛り込むこと。

※再委託や外注を行う場合は、提案する実施体制・方法を選択した具体的な根拠を明示すること（別紙１－２　再委託費内訳表にも記載すること）。

公　募　要　領

知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業
（大学等研究者の学外連携促進）

平成 30 年４月

沖縄県

沖縄県（以下、「県」という。）では、知的・産業クラスターの発展に向け、地域課題を解決するワーキンググループを立ち上げ、地域連携コーディネーターによる県内大学研究者等と地域の連携（産学連携）を促進することを目的とし、平成30年度「知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業（大学等研究者の学外連携促進）」を実施することといたしました。

これに伴い、受託先を一般に広く募ることといたしましたので、受託を希望される方は、以下の要領に従って提案書を御提出下さい。

１　委託業務名

知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業（大学等研究者の学外連携促進）委託業務

２　目的

本委託業務は、知的・産業クラスターの発展に向け、県内大学等研究者の地域・産学連携の促進を図ることを目的とし、県内大学等の知的資源を活用した地域課題解決に資するワーキンググループを立ち上げ、課題解決策の検討を行うとともに、地域連携コーディネーター人材の育成を図る。

３　内容

（１）地域課題ソリューションワーキンググループ立ち上げ支援
（２）大学と地域・産業との結びつきを強化するための取組
（３）地域連携コーディネーターの配置
（４）県内高等教育機関との連絡調整
※詳細は別添「知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業（大学研究者等の学外連携促進）委託業務仕様書」のとおり。

４　委託期間

最大で平成31年度まで
※ただし、委託契約は各年度単位とし、平成30年度の委託契約期間は、契約締結の日から平成31年3月29日までとします。
※当事業は国の予算措置を前提としており、委託期間及び委託費の規模はこれを保証するものではありません。
※事業終了後も、追跡調査・評価に協力頂く場合があります。

５　予算額

16,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
※実際の委託費は、採択審査後、協議の上調整させていただくことがあります。

６　応募資格

応募資格のある者は、次に掲げる要件を満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とします。

（１）沖縄県内に事務所（支店、営業所含む）を有する法人であること。
（２）県内高等教育機関との連携業務の経験等、当事業に資する実績があり、かつ、本業務の企画立案及び実施に必要な知識、経験並びに体制を有すること。
（３）本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
（４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しないこと。

＜参考＞地方自治法施行令第 167 条の４第１項
　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
１　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
２　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
３　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者

（５）国税及び県税を滞納しない者であること。
（６）沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第６条に基づき、以下のいずれにも該当しないこと。
①法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
②役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
（７）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（８）地方自治法、地方財政法、補助金適正化法及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
（９）委託契約終了後においても、事業評価等に責任をもって対応することができること。
（10）共同企業体による応募の要件は、以下のとおりとする。
①共同企業体の中に代表者（幹事法人）を置くこと。
②共同企業体の構成員間において協定を締結し、共同事業体の代表者（幹事法人）が応募を行うこと。
③共同企業体の協定書には、目的、名称、構成員の住所及び名称、代表者（幹事法人）、代表者の権限、構成員の業務分担、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等が記載されていること。
④幹事法人は、本業務の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関であること。
⑤共同企業体の全ての構成員が、（１）～（９）の全ての要件を満たすこと。

7　企画提案募集に係る説明会

（1）開催日時：平成 30 年４月 24 日（火）14 時～15 時
（2）開催場所：沖縄県庁舎７階第４会議室
※説明会への参加は、応募の要件ではありません。
※事前申込みは必要ありません。

8　応募方法

（1）提出書類
公募要領に従い提案書を作成し、期限までに持参又は郵送にて御提出下さい。電子メール及び FAX による提出は受け付けません。提出された書類は返却しませんので、御了承下さい。

	提出物	様式
①	応募申請書	様式１号
②	企画提案書	様式２号
③	事業計画書	様式３号
④	積算書	様式４号
⑤	運営管理体制書	様式５号
⑥	実績書	様式６号
⑦	法人概要	様式７号
⑧	誓約書	様式８号
⑨	共同企業体協定書 ※共同企業体の場合のみ	様式９号
⑩	その他添付書類 ・定款又は寄附行為 ・直近２事業年度の決算報告書又はこれに類する書類 ・応募者の概要がわかるもの（会社案内等）	任意様式

※　共同企業体による応募の場合、⑥～⑧の書類は、共同企業体の構成員ごとに提出して下さい。

（2）提出部数
提出物①～⑦：各８部（正本１部及び副本（写し）７部）
提出物⑧～⑩：各１部

（3）提出期限
平成 30 年５月 11 日（金）17 時必着（郵送含む）

（4）提出先
沖縄県　企画部　科学技術振興課
〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号７階
※　持参の場合は、土・日を除く９時から 17 時の間に提出してください。
※　郵送の場合は、封筒に「知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業委託業務に係る提案書在中」と朱書きの上、配達が証明できる方法（特定記録、簡易書留等）で送付下さい。

（5）不受理及び無効に関する事項
①書類提出に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。それ以外の言語及び通貨を用いる書類は受理できません。

②応募資格を有しない者の提案、又は事実と異なる内容の提案など、不備がある提案書は受理できません。
③提案書に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、提案を無効とさせていただきます。この場合、書類を返却いたします。

９　企画選定

（１）審査方法

県が設置する企画選定委員会において、書類及びプレゼンテーションに基づき採択可否を審査します。応募者多数の場合、書類審査により選定した上で、ヒアリングを行う可能性があります。(※開催日時等については、後日、連絡いたします)

審査は非公開で実施することとし、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じません。

審査後、応募のあった全ての提案者（共同企業体の場合は代表者）に対し、採用又は不採用の結果を通知します。その際、採択条件として提案内容、実施体制、積算等の見直しをお願いする場合があります。

（２）審査基準

次の視点により審査します。
①事業の目的と企画提案のコンセプトが合致していること。
②実施の方法・内容等が優れており、かつ、実現可能であること。
③事業実施における経済性が優れていること。
④県内高等教育機関との連携実績を有し、事業実施に必要な体制が整っていること。
⑤県の科学技術振興又は地域振興に寄与すること。

（３）スケジュール（予定）

４月 19 日（木）---------- 公募開始
４月 24 日（火）---------- 公募説明会
５月 11 日（金）---------- 公募締切
５月中旬（予定）---------- 企画選定委員会
５月中旬（予定）---------- 委託先内定
５月下旬（予定）---------- 契約

10　契約

（１）契約の締結

企画選定第１位入選者と業務内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に基づき随意契約します。ただし、採択条件として提案書における実施計画、実施体制、積算等の見直しを求めることがあります。

沖縄県と第１位入選者との間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議を行い契約するものとします。提出のあったいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募することがあります。

（２）契約金額

受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定します。

（３）契約保証金

契約締結時に、沖縄県財務規則第 101 条第１項により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要があります。ただし、同条

第２項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

11　対象経費

（１）経費の区分

経費項目	内容
Ⅰ　直接人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
Ⅱ　直接経費	
１　旅費	事業従事者に対する事業実施に必要な出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当等）
２　印刷製本費	事業で使用するチラシやパンフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
３　使用料	委託業務の実施に必要な会場使用料、パネル等使用料の経費
４　会議費	委託業務の遂行に必要な会議、ワーキンググループ、研修会等開催に要する経費
５　その他諸経費	事業実施に必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例）通信運搬費（郵便料、運送代等）
Ⅲ　一般管理費	事業実施に必要な経費の中で、証憑書類による確認が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時に一定割合で認める経費。「Ⅰ　直接人件費」＋「Ⅱ　直接経費」の合計額の 10%以内とします。
Ⅳ　外注費	受託者が直接実施できない内容の請負外注に係る経費
Ⅴ　消費税及び地方消費税	上記Ⅰ～Ⅳの項目は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を計上してください

（２）経費の内容

応募時には、実施期間中における所要見込額を積算していただきますが、実際に支出できる経費の額は、採択後、審査結果等に基づき協議の上決定しますので、あらかじめ御了承下さい。

（３）その他

①経費算定の対象は、原則として委託期間中に委託業務を行うにあたって発生し、かつ、支払われる経費とし、委託期間外に発生又は支払われる経費は認めないものとします。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものは経費精算対象とします。

②委託事業の実施期間の終了日までに実績報告書を県に提出いただき、原則、委託金額の確定後に精算払いとなります。

12　留意事項

（１）秘密の保持について、提案書は本事業の受託者選定のためにのみ用いることとし、厳重に管理いたします。取得した情報については、提案内容の審査のために利用しますが、特定の個人を識別しない状態で統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報は、法令等により提供を求められた場合を除き、上記の目的以外で利用することはありません。

（２）受託機関は、委託業務の管理、成果物の取扱い等、業務の全てに責任を持つこととします。

（３）受託機関は、委託業務全体の経費について、合理的な処理及び適切な管理を行うものとします。本事業の経費は国の予算から支出されていることから、会計検査の対象となり、会計実地検査が行われる場合があります。

（４）委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、県は委託先に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、委託先名及び不正内容の公表、刑事告訴等の措置をとることがあります。

（５）事業終了後、追跡調査や事後評価に御協力いただく場合があります。あらかじめ御了承下さい。

13　問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等に関しては、平成 30 年４月 19 日（木）９：00 から平成 30 年５月 11 日（金）17：00 までの間、Email 又は FAX で受け付けます（日本語のみ)。回答はウェブページに掲載いたします。なお、審査等に関するお問い合わせには応じられません。

沖縄県企画部科学技術振興課
Email：aa012100@pref.okinawa.lg.jp
FAX：098-866-2799　(TEL：098-866-2560)

以上

【その他３】

高原 直泰

沖縄SV代表・監督・選手

×

平川 義修

株式会社シーエー・アドバンス 代表取締役社長

日本代表として通算57試合出場23ゴールを記録。Jリーグをはじめアルゼンチン・ドイツリーグなどでも活躍し、プロとして通算456試合出場129ゴールを記録。沖縄SV（ｴｽﾌｧｳ）は元日本代表のエースストライカー高原が2015年12月に沖縄県を拠点に設立したスポーツクラブで、これまでに3部リーグ優勝、県内にて圧倒的な強さを誇っている。チームの活動は、サッカー以外にも広がり、沖縄（地域産業）との協働事業や、本島・離島におけるサッカースクール、美化活動やイベントへの積極的な参加による地域貢献など、様々な物事に関わる。Jリーグへの昇格を最速で目指すと共に、サッカーならびスポーツを通じて沖縄への貢献度（地域創生）をさらに強めていく予定だ。

2003年（株）サイバーエージェント入社。2008年（株）シーエー・アドバンス設立後、サイバーエージェントグループの一員として沖縄においてコミュニティサービス、ゲーム、スマートフォン向けサービス、インターネット広告など最先端サービスに関わる事業を展開。「沖縄のインターネット産業の未来を創る」ことをビジョンとしている。また、沖縄発のベンチャー企業として、希望をもって本気で仕事に熱狂出来る環境の実現と次世代を担うリーダーの育成に注力する。

文部科学省 地(知)の拠点

COC+ スペシャル対談

4/23 月

15:00 ～ 16:30
(開場 14:30)

【会場】
琉球大学法文学部新棟
215 講義室

【対象】
県内大学生（年次不問）
一般の方も可

主催 / 琉球大学　協力 /（株）シーエー・アドバンス

参加無料

本学では、平成２７年度文部科学省補助事業「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（ＣＯＣ＋）で採択された「新たな地域社会を創造する『未来叶い（ミライカナイ）』プロジェクト」を推進し、沖縄県や市町村、企業や民間団体等との連携により、地域課題の解決、新産業・雇用創出等の取組を推進しています。

学生にとって魅力ある就職先を創出・開拓し、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革と、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目標にしています。

今回のスペシャル対談では、ＣＯＣ＋の重点産業分野として位置づけているＩＣＴの人財育成として本学でも寄附講座の開講に協力頂いている株式会社ＣＡアドバンス代表取締役 平川 義修氏とサッカー元日本代表で沖縄ＳＶ株式会社を経営している高原 直泰氏をお招きし、なぜ沖縄にこだわり、挑戦し続けるのか対談していただきます。

お申込みは FAXまたは こちらから

所属		ご住所	
お名前		TEL	
		FAX	
		E-mail	

FAX 送信先 ▶ 098-895-8185

メールでの問・お申し込み▶cocplus@to.jim.u-ryukyu.ac.jp
国立大学法人琉球大学　総合企画戦略部　地域連携推進課

地域連携推進機構運営会議 委員名簿

（平成３０年４月１日時点）

	所属・職名	氏名	区分	備考
1	機構長 （理事・副学長（地域連携・地域医療・キャンパス移転担当））	須加原（すがはら）　一博（かずひろ）	１号委員	議長
2	副機構長 兼 産学官連携部門長 （副学長・副理事（産学官連携担当））	屋（おく）　宏典（ひろすけ）	２号委員	議長代行
3	地域連携企画室長 （生涯学習推進部門　教授）	背戸（せと）　博史（ひろふみ）	３号委員	
4	生涯学習推進部門長 （人文社会学部　教授）	遠藤（えんどう）　光男（みつお）	４号委員	
5	産学官連携部門　准教授	玉城（たまき）　理（おさむ）	５号委員	専任教員
6	生涯学習推進部門　准教授	柴田（しばた）　聡史（さとし）	５号委員	専任教員
7	地域連携企画室　特命准教授	小島（こじま）　肇（はじめ）	６号委員	特命教員
8	地域連携企画室　特命准教授	島袋（しまぶくろ）　亮道（あきみち）	６号委員	特命教員
9	地域連携企画室　特命准教授	宮里（みやざと）　大八（だいや）	６号委員	特命教員
10	産学官連携部門　特命准教授	下地（しもじ）　みさ子（こ）	６号委員	特命教員
11	生涯学習推進部門　特命准教授	空閑（くが）　睦子（むつこ）	６号委員	特命教員
12	産学官連携部門　教授 （熱帯生物圏研究センター）	新川（あらかわ）　武（たけし）	７号委員	併任教員 (任期:平成30年4月1日～平成31年3月31日)
13	産学官連携部門　教授 （工学部）	瀬名波（せなは）　出（いずる）	７号委員	併任教員 (任期:平成30年4月1日～平成31年3月31日)
14	総合企画戦略部長	新田（にった）　早苗（さなえ）	９号委員	
15	総合企画戦略部 地域連携推進課長	金城（きんじょう）　徹（とおる）	１０号委員	

平成３０年度第１回 地域連携推進機構運営会議 座席表

平成３０年４月２０日（金） １３：００～１５：００ （本部管理棟２階 第２会議室）

玉城　理
（産学官連携部門）

陪席

下地　みさ子
（産学官連携部門）

新川　武
（産学官連携部門）

瀬名波　出
（産学官連携部門）

嘉目　克彦
（監事 ※陪席）

陪席

新田　早苗
（総合企画戦略部長）

金城　徹
（総合企画戦略部
地域連携推進課長）

空閑　睦子
（生涯学習推進部門）

島袋　亮道
（地域連携企画室）

宮里　大八
（地域連携企画室）

須加原　一博
（機構長）

背戸　博史
（地域連携企画室長）

遠藤　光男
（生涯学習推進部門長）

柴田　聡史
（生涯学習推進部門）

小島　肇
（地域連携企画室）

入　口

（欠席）
屋　宏典
（副機構長 兼
産学官連携部門長）